

令和4年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月9日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	13
5番 村田徹也君	13
4番 野原隆男君	25
8番 新井利朗君	27
7番 大島瑠美子君	33
○町長提出議案の報告及び一括上程	40
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第8号))	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第9号))	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	44
・議案第3号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第4号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	47
・議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	50

・議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	5 2
・議案第8号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	5 3
・議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	5 5
・議案第10号 長瀬町産業労働者住宅資金貸付に関する条例を廃止する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第10号)	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
○議案第15号の説明	7 3
・議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算	
○延会について	8 1
○次会日程の報告	8 2
○延 会	8 2



3月10日(木)

○開 議	8 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 5
○議事日程の報告	8 5
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	1 3 1
・議案第16号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	1 3 4
・議案第17号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	1 3 8
・議案第18号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第19号 財産の取得について(追認)	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	1 4 1

・議案第20号 財産の取得について（追認）	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	143
・議案第21号 財産の取得の変更について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	144
・議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	147
・議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	148
・議案第24号 皆野・長瀬下水道組合の規約変更について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	149
・議案第25号 長瀬町教育委員会教育長の任命について	
○議員提出議案の報告及び一括上程	151
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	151
・発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
○発議第2号の説明、質疑、討論、採決	152
・発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書	
○発議第3号の説明、質疑、討論、採決	153
・発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議	
○総務教育常任委員会所管事務調査の委員長中間報告の件	154
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	155
○字句の整理	156
○町長挨拶	156
○閉 会	157

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第10号

令和4年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年3月4日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和4年3月9日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	大	島	瑠	美	子	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

令和4年第1回長瀬町議会定例会 第1日

令和4年3月9日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 村 田 徹 也 君
 - 4番 野 原 隆 男 君
 - 8番 新 井 利 朗 君
 - 7番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	村田光正	君	2番	板谷定美	君
3番	井上悟史	君	4番	野原隆男	君
5番	村田徹也	君	6番	野口健二	君
7番	大島瑠美子	君	8番	新井利朗	君
9番	染野光谷	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ	江君	副町長	齊藤英夫	君
教育長	野口	清君	総務課長	福島賢一	君
企画財政課長	大栗	徹君	会管理者会計兼 会務課	福島嶋俊晴	君
町民課長	玉川	真君	健康福祉課	中畝康雄	君
産業観光課長	相馬	孝好君	建設課長	若林	智君
教育次長	内田	千栄子			君

事務局職員出席者

事務局長	枋原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

今日は、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は、9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（板谷定美君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（板谷定美君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

12月27日、秩父市役所で秩父地域議長会定例会が開催され、副議長の野原隆男君と出席いたしました。

1月7日、知事公館で県と町村議会議長との新年懇談会があり、出席いたしました。

1月9日、宝登山神社で長瀬町消防団出初め式があり、出席いたしました。

また、同日、長瀬中学校体育館で長瀬町成人式が開催され、出席いたしました。

1月25日、皆野町役場で第49回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

2月14日、横瀬町役場で秩父地域議員連盟第3回役員会が開催され、副議長、野原隆男君と出席いたしました。

2月22日、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

8番、新井利朗議員。

○8番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

2月9日、秩父クリーンセンター大会議室で定例会前の全員協議会が開催され、出席いたしました。

2月16日、秩父市議会議場において、令和4年第1回定例会が開催され、染野光谷議員とともに出席いたしました。

議案第1号は、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）です。

議案第2号は、令和3年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計一般会計補正予算です。

議案第3号は、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算です。歳入歳出予算額は32億7,405万7,000円です。

議案第4号は、令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計の予算です。収益的収入と資本的収入の合計は60億9,926万円です。収益的支出と資本的支出の合計は79億4,763万円です。

いずれも起立多数、また第4号は総員起立で成立いたしました。

令和4年度も、秩父広域市町村圏組合を構成する1市4町の住民の生活に密着した事業が円滑に担えるよう予算立てがなされています。

以上、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） なお、監査委員から例月出納検査における令和3年11月分から令和4年1月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

令和4年は、年明けから好天の日が続き、大変穏やかな幕開けでございましたが、仕事初め直後からオミクロン株による新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、第6波が襲来する事態となりました。現在のところ町内の感染者数は減少傾向にはあるものの、県内は依然としてまん延防止等重点措置が継続されるなど、非常に厳しい状況が続いております。

そうした中、町では感染拡大の防止に大きな役割を果たす新型コロナワクチンの追加接種、3回目接種を実施しているところでございます。また、今月からは、5歳から11歳対象の小児接種も開始となります。町としましては、引き続き県や秩父郡市医師会など関係機関との連携を図りながら、接種が円滑に進むよう取り組んでまいります。

さて、国際情勢を見ますと、2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻に踏み切ったとのこと、大変驚きのニュースがございました。現在に至るまで、ロシア軍とウクライナ軍との戦闘が続いており、多くの民間人も被害を受けているとの報道を聞き、大変心を痛めているところでございます。何とか早く戦闘が終結に向かい、平和が訪れることを願ってやみません。

また、国内情勢では、国会で令和4年度予算案が、2月22日に戦後2番目の早さで衆議院を通過し参議院に送付されました。憲法の規定により、参議院送付後30日で自然成立するため、参議院が採決しなくても年度内には成立することが確定となりました。

予算案は、昨年の臨時国会で成立した令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るためのものとなっております。自治体向けには、各団体の創意によるデジタル技術の実装等を幅広く支援するための交付金なども予算化されておりますので、当町としましても、こうした国の進める施策を活用しながら、地方創生の推進を進めるべく努めてまいり所存でございます。

なお、町政の基本方針等は施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、昨年の12月22日に発生いたしました岩畳対岸の岩盤崩落現場における復旧作業の進捗状況についてご報告させていただきます。現在、河川管理者であります秩父県土整備事務所において、二次崩落の危険が高い岩盤の除去作業に着手していただいております。今後は、この作業によってどれだけ崩落の危険が回避されるかにもよりますが、4月から舟下りやラフティング等が現場を航行できますよう、引き続き秩父県土整備事務所をはじめ国や県の関係部署との連携を密にし、観光協会や河川事業者のご協力をいただきながら、早期の復旧を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

1月29日から2月13日までの間、宝登山山頂にあります宝登山口ウバイ園のライトアップが行われました。今年は、新たな取組として会場に向かう通路に竹明かりの飾りつけを実施させていただきました。また、3月6日の日曜日には、秩父路に春を告げるお祭りとして恒例になりました長瀬火祭りが、長瀬不動寺前広場において規模を縮小し開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1月9日に成人式典が長瀬中学校体育館で開催され、新成人67名が出席いたしました。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来賓の参加人数を縮小し、議長に代表としてご出席いただき、共に新成人の門出をお祝いいただきましてありがとうございました。なお、例年3月に開催しております公民館・ホームまつりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しないことといたしました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案件、条例の一部改正及び廃止案、補正予算案及び令和4年度当初予算案、財産取得の追認及び財産取得の変更、損害賠償額の決定及び和解、人事案件など合わせて25議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決承りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日はよろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷定美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

7番 大島 瑠美子 君

8番 新井 利朗 君

9番 染野 光谷 君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（板谷定美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの3日間をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの3日間に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（板谷定美君） 日程第3、町長の施政方針を行います。

町長から令和4年度町長施政方針についての発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 令和4年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、令和4年度の施政方針を述べさせていただきます。

令和3年度を振り返りますと、東京2020オリンピック・パラリンピック開催といった明るい話題もありましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でありました。令和3年は、2度の緊急事態宣言が発令されるなど、国民生活に大きな混乱をもたらしました。ワクチン接種などにより一度は感染拡大も落ち着きましたが、その後はオミクロン株による感染拡大もあり、収束が見通せない状況です。

また、令和2年国勢調査の結果が一部公表され、当町の人口は6,807人と、前回平成27年の7,324人から517人の減少となりました。この人口減少の波を少しでも緩やかにするため、今年度策定しました第5次

長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各施策を進めてまいります。

政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られる」とされ、先行きは、「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」とされています。

当町におきましては、自主財源の柱である町税は、令和3年度当初予算と比較するとやや上振れるものの、新型コロナウイルス感染症の影響のなかった令和2年度当初予算と比較すると、約5,000万円の減収見込みとなっております。

一方で、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、し尿処理の広域化に伴う施設整備等に係る費用負担の増加も想定されます。さらに少子化対策、定住対策、災害への備えや生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き、限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上など、さらなる財源確保を進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、これまで類似の補正予算により中小企業・個人事業主支援金や子育て世帯家計負担支援金の給付、町内飲食店等への需要喚起を目的とした商品券の全世帯への配布、児童生徒向け学習用タブレット端末整備等に取り組んでまいりました。また、ワクチン接種は、現在3回目及び小児のワクチン接種を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策は、切れ目なく対応を講じる必要性等から、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算は、令和3年度3月補正予算に盛り込みました。今回の補正予算では、アフターコロナに向けて、新たな人、経済の流れを生み、長瀬町のブランド力を高める拠点をつくるためのアウトドアのまちづくり拠点整備補助金のほか、観光トイレの洋式化、ワクチン接種の集団接種会場である保健センターの空調設備の更新、避難所での実務的な感染症対策等を取り入れ、ウィズコロナに対応した内容とするための地域防災計画の改定等、ウィズコロナ、アフターコロナに対するための新型コロナウイルス感染症対策として、約4,800万円を計上いたしました。また、ワクチン接種に必要な費用を計上いたしました。これらの予算につきましては、一部を令和4年度に繰り越すことにより、継続的かつ迅速に必要な対応を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、補正予算で早期に着手することとし、令4年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画基本構想」に掲げられた、3つのまちづくりの基本理念及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた、4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、令和4年度予算案についてご説明をいたします。

初めに、令和4年度予算案に計上した事業の特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明をいたします。

まずは、「安心・安全なまちづくり」についてでございます。

施設の老朽化が進んでいる消防団第2分団第3部の詰所について、民間の施設を購入し、消防詰所及び避難所として利用することができる矢那瀬地区コミュニティ消防センターとして整備を行います。

道路につきましては、令和元年東日本台風による豪雨の際に、雨水の滞留が発生した本中117号線の改良工事を行うほか、災害や火災の発生時に消防車や救急車などの緊急車両が進入できるよう、狭隘道路である岩田6号線の改良工事を行います。また、通学児童の安全を確保するため、幹線25号線の区画線設置工事及び本中7号線の歩道整備工事に向けた測量設計業務を行います。

河川につきましても、水害等を未然に防止するため、銅の入沢及び堂坂沢の整備工事を行います。

また、令和2年度から開始した、行政区からの要望に応じた道路の簡易舗装工事も引き続き実施いたします。

また、当町が抱える大きな課題である人口減少への対策である「結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援」と「移住・定住の促進」につきましても、アフターコロナの社会に向けた地方回帰の流れを受け止めるべく、引き続き、手を緩めることなく取り組んでまいります。

これまで実施してきた結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援のほか、子供たちの権利擁護を図るため、子供に関する情報の発信・相談等の支援を行う子ども家庭総合支援拠点を多世代ふれ愛ベース長瀬に開設します。また、ゼロ歳児から2歳児までの保育園や認定こども園の保護者負担金を国が定める基準額より低く設定し、その差額を町が負担することにより、保育料等の引下げを継続してまいります。

「移住・定住の促進」については、地域おこし協力隊に引き続き委託し、地域に溶け込んだ活動を行っていただくとともに、その活動を通じて感じた町の魅力を積極的に発信していただく等、移住・定住等の増加につなげていただきたいと存じます。また、町への新たな人の流れを創出するため、サテライトオフィス等の開設支援を行います。また、令和4年11月には、町名が長瀬町となってから50年を迎えます。長瀬町を長きにわたり支えてくださった皆様への感謝と、町の魅力を次世代へ引き継ぐために、町名変更50周年記念事業を行います。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って概要を説明いたします。

初めに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について、高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、地域で集まり健康づくりや介護予防などに取り組む通いの場を整備する行政区等に、補助金を交付してまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援給付事業をはじめ、障害者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。また、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療及び子ども医療の医療扶助についても、引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、フレイル予防を取り入れた高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにつなげてまいります。また、県が実施する「コバトン健康マイレージ事業」に引き続き参加することにより、健康増進につなげるほか、各種検診の実施や国民健康保

険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用を助成することにより、病気の早期発見、早期治療の機会の提供や、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

次に、「活力を生み出すまち」について、観光業の振興については、令和元年度に策定した「観光振興計画」に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光アドバイザーを招聘し、着地型旅行を推進するなど効果的なプロモーションを行い、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。また、故障して現在使用していない長瀬駅前のモニュメントについて、景観改善及び観光地としてのイメージ向上を図るため、撤去工事に向けての設計に着手します。

農林業の振興については、農産物生産者団体への補助金交付や農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、新たな農業従事者向けの研修会を開催いたします。また、林業では、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。また、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす「起業」や「創業」の支援に取り組んでまいります。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について、消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理をしていくとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所への交通安全施設の設置を行ってまいります。また、全国的に社会資本の老朽化対策が求められていることから、橋梁長寿命化修繕計画及び町営住宅長寿命化計画に基づき、橋梁及び袋団地の長寿命化対策を実施いたします。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業の経費を、皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、し尿処理事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。また、し尿処理事業につきましては、令和4年1月に秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書を締結し、令和5年4月1日の事業統合に向けた手続を進めてまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について、教育環境については、第二小学校の児童数の減少に伴い、2・3年生が複式学級となる見込みとなりました。これを受けて、担任教諭のほかに学習指導員を配置し、授業中の教科指導の支援を行ってまいります。また、令和2年度から審議を続けていただいていた学校のあり方検討委員会から、今後の望ましい学校教育の在り方についての答申をいただきました。小中学校の適正規模、適正配置、基本方針及び基本計画を策定し、よりよい教育環境の実現を進めてまいります。そのほか、外国人講師による語学指導、中学校配置相談員や学校支援員の配置、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。給食センターにつきましては、計画的に機器の入替えや設備の更新を行い、引き続き安全安心な給食を提供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ってまいります。また、大学等進学の際に利子付奨学金の貸与を受けた方々に対し、返済時の支払利子の一部を助成し、奨学金返済の負担軽減を図ってまいります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館、総合グラウンド及び塚越グラウンドなど、

生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。中央公民館については、老朽化した空調設備の更新を行ってまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について、広報・広聴活動の推進については、「広報ながとろ」、町ホームページ、町公式フェイスブック等を通じて、分かりやすくかつ新鮮な情報の提供に努めるほか、町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

また、行政運営の透明性を図るため、個人情報ファイル簿の整備を進めてまいります。行政運営の強化については、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めるほか、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度、パブリックコメント、アンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めます。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、令和4年度の予算編成を行ったところ、その規模は、一般会計32億1,714万6,000円、対前年度比4.8%の増、国民健康保険特別会計8億7,537万7,000円、対前年度比42.6%の増、介護保険特別会計7億8,565万、対前年度比3.1%の増、後期高齢者医療特別会計1億2,134万1,000円、対前年度比10.1%の増となり、一般会計と特別会計を合わせ49億9,951万4,000円、対前年度比9.7%の増となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、約1億4,728万1,000円の増額となりましたが、これは、冒頭に申しあげました「安心・安全なまちづくり」のための矢那瀬地区コミュニティ消防センターの整備、「移住・定住の促進」のためのサテライトオフィス等の開設支援、中央公民館空調設備の更新工事の増などにより、普通建設事業費及び補助費等が増加したことによるものです。

普通建設事業費が増額となっておりますが、新規の町債発行額は公債費の元金償還額を下回らせ、厳しい財政状況の中にあっても安易な町債発行に依存することなく、一定の財政規律を確保した予算編成を行いました。事業の実施に当たりましては、さらに精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、令和4年度の予算案と主要な事業の概要につきまして説明を申しあげました。

冒頭でも申しあげましたとおり、令和3年度3月補正予算には、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んでおります。これを令和4年度にかけて執行し、町民や町内事業者の皆様を支援してまいるとともに、新型コロナウイルスワクチン接種を含めた必要な対策について、ちゅうちょなく補正予算を編成する等、迅速に対応してまいります。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、令和4年度の施政方針とさせていただきます。



◎町政に対する一般質問

○議長（板谷定美君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。また、質問、答弁時間は、1人につき60分以内でお願いいたします。

それでは、最初に5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。それでは、岩畳対岸の崩落について町長に質問します。

昨年末、岩畳の対岸が崩落し、付近は立入禁止となっています。観光立町を掲げている当町にとって、この状況が続くと行楽シーズンになっても安全に観光客を受け入れられないことが心配されるため、次の点について伺います。

(1)、崩落箇所の復旧をどのように行うのか。

(2)、岩畳周辺の危険箇所や来訪者の安全確保をどのように行うのか。

(3)、荒川を利用する観光事業をどのように再開させるのか。

通告を出した時点と今で現状が違いますので、この復旧のタイムスケジュール等については私も資料を持っておりまして、簡単にお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の岩畳対岸の崩落についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、(1)の崩落箇所の復旧をどのように行うのかについてのご質問でございますが、昨年12月22日に岩畳対岸の岩盤が崩落して以来、復旧作業の一番の妨げとなっておりますのが、二次崩落の危険性が高いということでございました。そのため、現在河川管理者である秩父県土整備事務所で二次崩落の危険性を軽減するための河川維持修繕工事に着手していただいておりますが、崩落した土砂や雑木等については、現状のまま残すとお聞きしております。

当町といたしましては、この工事によって二次崩落の危険性がどれだけ軽減され、立入禁止区域がどこまで縮小されるかにもよりますが、今や長瀬観光に欠かすことのできない舟下りやラフティングなどの運航が4月から開催できるよう、まずは岩畳の景観を著しく損ねている崩落した雑木の撤去を早急に実施したいと考えております。

次に、(2)の岩畳周辺の危険箇所や来訪者の安全確保をどのように行うのかについてのご質問でございますが、現在岩畳の一部が立入禁止区域となっており、秩父県土整備事務所が安全対策の一環として「この先危険」と書かれたバリケードを設置しております。また、観光協会が設置を予定しているライブカメラによる崩落現場周辺の24時間監視や、無線放送設備による注意喚起を行うなど、長瀬を訪れる観光客はもとより、住民の皆様が安全に岩畳周辺を散策していただけるよう努めてまいります。

次に、(3)の荒川を利用する観光事業をどのように再開させるのかについてのご質問でございますが、荒川の河川区域内で営業するには、河川管理者である秩父県土整備事務所から河川占用許可を得る必要がございます。今回の岩畳の崩落を受けまして、来年度の河川占用許可申請について秩父県土整備事務所と協議した結果、崩落現場付近を運航する際の安全対策を講ずることで、占用許可を出していただけること

になりましたので、現在は来年度の河川占用許可申請に向けて、町と観光協会が中心となって今後の河川運航における安全対策を計画的に推進するための組織づくりと、実施計画の策定を同時に進めているところでございます。

今後につきましては、できる限り河川を使用する皆様の声を反映させた体制を確立し、河川使用業者が安心して長瀬で営業できる仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスクを外させていただきます。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○5番（村田徹也君） 内容的なことについては、もしかしたら担当課長のほうからの答弁ということになるかと思いますが、まずこのところ崩落現場を見ていましたが、昨日も、建設会社は申しませんけれども、かなり専門的な知識を持った機械を入れていたと。ほぼ崩落現場が80度ぐらいあるのかなというところに対して、リモートコントロールで重機を下ろして岩を砕いてというふうな作業をやっていて、ええっ、どうなっているのというような状況でも、一応二次災害を防ぐような工事をやっていたというふうなことなのですが、まずそのこと等について、この原状変更申請というのは、これ要するに国のほうの管理だから長瀬町が申請したのではなくて、県土整備事務所がそんなふうな今の工事の段取りとかやっているのかどうかという点について、1点お伺いします。

それから、原状復帰がもし終了した場合、河川の占用手続等については町が出すというふうなお話ですけども、これはあくまでも多分工期が3月31日だと思うのです。3月31日で工事が終われば、その現状を鑑みて、いつからできるというふうなことになるのかなと思いますが、その見込みが例えば3月31日で4月1日は無理だろうけれども、4月の中頃とか、その辺には再開の目安があるのだとか、そのようなことについてお伺いします。

それから、この復旧工事に関わる経費についてはどこが支出し、どの程度の予算が見込まれているのか、町で分からないと言え、それは構いません。

それから、復旧後、存続面の危険箇所である岩盤内の亀裂とか、片理面のブロック化した団塊とか、オーバーハング面とか、ちょっと水がしみています。あんなふうなところまで工事をやるのかどうか、あの部分だけなのかどうかということについてお伺いします。

それから、2番目の崩落箇所の対岸、岩畳の危険表示や立入禁止規制について、これ多分今県土整備事務所がやっているのですか、ウマが置いてあってトラロープが置いてあるというふうなことなのですが、これは今後あのままやっていくのかどうか。あのトラロープ、これ名勝天然記念物にそぐわない、自然景観を損なっていると、訪れる観光客に対してあのままでもいいのかと。これは、安全確保と景観法というところで、今後どういうふうにやっていくのか。これも、今多分町でやっているのではなくて、県土整備事務所がやっていると思うのです。だから、もしそうであれば、それは町としての申入れはしていくのかどうか。

それから、この復旧後ということは今先ほどの町長の答弁からいくと、観光業者さんだけでなく、河川に入る、例えば個人でカヌーを持ち込んであそこに入るという人たちも出てくるということは想定されるわけです。だから、そんなふうなことについて、やはり今後ライブカメラと放送とかいいですけども、実際問題一体誰がライブカメラを見ているのかということもありますので、しばらくの間監視員を置いてとか、そんなふうな制度を取り入れないと、もしもという箇所は随分あるので、その点についてお伺

いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在の工事の段取りでございますけれども、これは全て県でやっていただいております。私たちも昨日現場を見に行ってみましたけれども、何かお聞きするところによりますと、90度までは大丈夫なのだそうです。

それと、経費につきましても、今現在やっていただいている部分につきましては、県でやっていただくということでございます。あと土砂ですとか、それについてはまたこれからの課題になってくると思います。

それと、いつから開催できるのかということでございますけれども、これにつきましては工事の進捗状況によると思いますけれども、できれば4月から開催したいということで今進めてはいるところでございます。

それから、これから工事部分につきましては、細かい点につきましては、課長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、危険箇所のオーバーハング、工事の方法等につきましては、これは県土のほうで設計等を組みましてやっておることですので、これ以上のことはちょっと今町のほうでは分かりません。とりあえず今危険になっているところを、専門家のほうに見ていただいた箇所を今取り除いているという工事をしておりますので、今日その専門家の方がもう一度見に来ていただいて、これでいいですよということであれば、工事は終了、完了ということになると思います。

それから、立入禁止区域のほうのトラロープ、それからバリケード設置の件なのですが、これはやはり県土のほうに確認しましたところ、このままでいかせていただきたいというふうな返事をいただきました。バリケードのほうに関しましては、県土さんと教育委員会さんのほうで協議をさせていただきます。環境に配慮した色のバリケードを設置しているということでございますので、今後につきましてもこのままバリケードのほうを置かせていただきたいというふうなお答えをいただいております。

私のほうでお答えできるのは……

〔「では、予算面については全然分かんないということ」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） 予算面については県土さんのほうで全て支出をいたしますので、町のほうでは分かりません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再々質問をやりますので、そこで併せて。

〔「いいですか」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） はい。では続けて、今4月から再開したいというふうなお話は先ほど聞いたのですが、3月31日で4月再開、これちょっと無理があるような気がするのですが、方向的にはそういうことでやりたいということですね、それがもっと4月の10日になるかどうかは、これは分からないということで、

なるべく早くしていただければいいと思いますけれども。

では、私もこの事故があって、少し素人目で見てみました。すると、あの崩落現場より100メートル、150メートルぐらい上流にも崩れたところがあると。それから、以前白鳥島で非常に痛ましい事故が起こったと。それから、蓬莱島は私も近くですので、よく行ってるのですが、対岸から見ると金穴ってありますよね、以前銅を取ったところがありますが、あの対岸辺りも大崩れと崩れって呼んでいるのです。この頃崩れないのですが、あの辺も崩れやすい場所があると。何か所かこういうところがあるので、町としては事故が起こってからでは遅いので、親鼻橋から高砂橋ぐらいの河川ハザードマップというのをつくる予定があるかどうか。つくる予定というよりも、つくるべきではないかなと。これ大まかに町民全員にとかいうことではなくてもいいのですけれども、少なくとも荒川を利用する人たちとかに、こういうところが危険なのだというハザードマップ、これ作成すべきではないのかなということがまず1点。

それから、4月復旧したいというけれども、復旧後の河川の利用のための安全確保対策で、今ダムが放流するとき、「放流しますので」という立て看板が何か所か立っています。金石の渡し跡の下りていくところにもあります。それとともに、そういうふうによそから来た人たちが、遊泳禁止ですとか放送しても泳いだりする人もいるしというふうなことなので、ここは非常に崩れやすいというふうなことを周知するような看板とか、そんなふうなものを入り口辺りに分かりやすく設置したほうがいいのではないかと思います、そのことについてどうかと。

あとは、今ウマの話とトラロープの話がありました。これ前も以前に言ったのですが、一関市の巖美溪というところ、ここでは長瀬と同じ、長瀬よりも3年ぐらい後ですか、名勝天然記念物に指定されていますが、鉄のくいを打って鉄の鎖を入れています。全然目立ちません。そこまでやればできるのです。要望として、町としてそんなふうなことを進めていかないと、あの岩畳、現況でもあずまやが2つありますが、上流のあずまやから上というのですか、上流部は台風19号の残骸がまだたくさんあります。そんなふうなところも、もし岩畳へ来訪した方々が向こうへ行く人もいるのですが、トラロープはあるは、草は生えているはということで、もう少し配慮できないか。特に今回のことでも、これ名勝天然記念物という、要するに文化庁の管轄と自然公園法という法律があると思いますが、実際この自然公園は日本で311あるので、県立自然公園とか国立公園、国定公園があって、その下にこれだけあるのですが、もう少し、草一本抜けないのではなくって、これ手を、申請すればできるような感じがします、今回のこの崩落の撤去について見てみると。だから、そんなふうなことを、これ崩落と観光と併せてできるのではないのかということでお聞きします。

それから、再開する場合に、この関連業者さん等について説明会等を行う予定があるかどうか。さあ開催しますよって文書通知ですよではなくて、やはりもしものことがあったら困るので、例えば役場4階で関連する業者さんには来ていただいて説明するとか、もしかしたらキャンプ場なんかでも必要かもしれません。そんなふうなことで再開していくかどうかというふうなこと、ぜひ早めに復興、再開していくのはよろしいことですが、慌てて再度ということがないように気をつけていただきたいと。

あと一点、最後に、あの崩落した岩盤は多分撤去できないのだろうと思いますが、あそこにもしかしたら、空飛ぶやつ何だったけな。

〔「ドローン」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） そうそう。あれだけの急斜面を下りてくるのだから、ドローンでも使ってあれを土でも持ち出すのかななんて思っていたのですが、あそこにトラック等を立ち入れて土砂を撤去ということ

があるのか、分かっていたらそこまで。いずれにしても、安全で安心な観光地を訪れる人が、ああ、よかったなと思えるような観光地にさせていただくように、ぜひ答弁のほうをお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、事業者への説明ということなのですが、観光協会が中心になっていただいて、対策会議を既にもう三、四回開催しております。そこには、観光協会の役員さんと、それから河川で事業を行っていますラフティング、それから舟下りの方々に集まっていただいて、総勢20名を超える会議を既にもう開催しております。その席で、先ほど言った安全対策についても話し合いをしております。村田議員がおっしゃってございました監視員の配置につきましても、もう既に皆さんのご理解をいただきまして、実施に向けて今計画の策定を行っているところでございます。

また、その前に、町長を会長にいたしました安全対策実行委員会を設立するための準備も今行っております。メンバーといたしましては、観光協会の役員、それから役場の関係課長、それから河川を利用する業者の皆様、事務局は町と観光協会で行うような形を取る準備を今しているところでございます。

それと、一般の方につきましても、先ほど申し上げたとおり監視員を置きますので、その方が一般の方が例えば岩畳から飛び込んだり、その立入禁止区域に岩がありますので、そういうところに乗り上げないこともないということで、そういったことを注意するというは、人の目で見てするようには今計画を立てているところでございます。

〔「あと看板とハザードマップ、危険なのだという案内等」と言う人あり〕

○産業観光課長（相馬孝好君） それについては、ちょっと私の所管ではありませんので、以上で終わりたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問に対してお答えさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、今までそういうお話が出てきておりませんでしたので、今回そうしたお話をいただきましたところで、これから検討してまいりたいと思います。

それから、今回の崩落につきましては、生命の危険というのが一番あったものですから、やはり県土整備事務所のほうも迅速に対応していただきました。ただ、台風19号後の整備につきましては、当時いろいろ私たちも動いたのですが、環境管理事務所ですとか、文化庁ですとか、いろいろな弊害がありまして、なかなか整備が進まなかったということがございます。ですので、今回のこともございますので、これからまたなるたけそうしたところが緩やかになるようお願いをしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、何とか4月から開催ができればと今私たちも思っているところでございますけれども、村田議員もご承知のとおり全く雨が降らないという状況の中で、本当に水量が少ないのです。瀨のところはあれだけ水ありますけれども、ほかのところを見ても、歩いて渡れてしまうような状況でございます。当然ダムのほうにも水がないわけですので、これからの天候にも左右されるのではないかなと思っております。ちょうど時期がこうした時期でございますので、そのところも雨でも降っていただいて水量が増えますれば、何とか工事のほうで完了して開始に向けていけるのではないかと考えておりますけれども、今現在一番懸念されるのは雨が降らないということ、これでございますので、これから何とか工事のほうは県のほうをお願いをしてしっかりやっていただいて、その後は私たち町、それから観光協会、事業主

さんですとか、皆さんで力を合わせて、なるだけ早く運航できるように頑張ってもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） すみません、1点申し忘れましたので、追加でお答えいたします。

崩落した岩や土砂はどうするのかということなのですが、現状では雑木以外の岩や土砂につきましても、撤去はせずに現状のまま放置したいと考えております。

その理由といたしましては、現在着手しております工事によって立入禁止区域が縮小されたとしても、全面的な解除には至らないと思われまので、立入禁止区域内に崩落した岩や土砂を残すことによって、川の流れが変わって人や船などの進入を抑制できることが一番の理由でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） 村田議員の岩畳のバリケードを、今ウマからもうちょっといいものにできないかということなのでございますが、県に確認しましたところ、人的被害を防止する目的、その他安全対策として立入禁止区域を設定するための工作物の設置については、許可ができるということでございますが、工作物の規模とか内容、どんなものをつくるかによって、またいろいろな規制があるというふう聞いております。

ただ、今現在町には、その文化財の保存活用計画というのがまだ策定されておられません。本来であれば、その中に岩畳については、安全のためここにこういうものをつけますというような計画があって、初めて文部科学省のほうもオーケーが出るということでございますので、今回特殊なものでございますので、もし許可が下りるということであれば、河川管理者は県で、また自然公園等ありますので、そちらと協議しまして、できる限りできればいいかなというふうには考えておりますが、また今後いろいろな関係機関と検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りたいと思います。今後の学校の在り方について、町長にお伺いします。

変化の激しい多様な社会の中で生きる力を育むには、当町の小学校2校では、学習環境に格差が生じているように感じられます。そこで、学校のあり方検討委員会の答申を受けたことを踏まえ、次のことについて町長の考えを伺います。

1、学校の存続に関し、小中一貫教育の導入をどのように捉えているか。

2、早期の小学校統合を進めるため、長瀬町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画をどのようなスケジュールで策定するのか。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の今後の学校の在り方についてご回答を申し上げます。

1つ目の学校の存続に関して、小中一貫教育の導入をどのように捉えているかについてでございますが、長瀬町の児童生徒の将来推計を見たときに、人口減少に伴う少子高齢化のさらなる進行により、小中学校の児童生徒数は減少が避けられない状況が考えられます。現状では、第二小学校の複式学級設置と、学校

間の学習環境の格差が懸念されておりますが、将来的には中学校の学級数も減少し、小中学校ともに学年ごとに1クラスになることも見込まれる中、校舎の老朽化による建て替えも視野に入れた場合、長瀬町の小中学校を魅力ある学校にするためにも、長期的な視点で小中一貫教育を見据え、建物の整備などを含めて引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

2つ目の早期の小中学校統合を進めるため、長瀬町立小中学校の適正規模・適正配置基本方針及び基本計画をどのようなスケジュールで策定するのかについてでございますが、先日の議会全員協議会で教育次長が説明しておりますが、改めて説明をさせていただきます。

学校のあり方検討委員会の答申を受けまして、教育委員会と町執行部で協議をし、答申と報告書の内容を十分に尊重する内容で案を作成しました。教育委員会定例会での協議を経て、教育委員会としての案がまとまった段階で、町長と教育委員の協議の場であります総合教育会議において、基本方針及び基本計画の案の内容について合意形成を図り、3月4日の議会全員協議会で議員の皆様へ説明をさせていただきました。第二小学校では、来年度複式学級が編成され、その後も引き続き複式学級の編成が避けられないこと、その一方で第一小学校の児童は1学級の児童数が35人を超えるクラスが複数あり、議員がおっしゃるとおり学習環境の格差が広がるばかりでございます。

長瀬町の児童生徒にとっての望ましい教育環境については、学校規模を適正化し、一定規模の児童生徒集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨し合うことで、心身の豊かさが育まれる教育環境を整備することが望ましいという内容で、学校のあり方検討委員会の答申として出されております。

また、アンケート調査結果の中には、児童生徒にとってよりよい教育環境にするために重要だと思うことで一番回答が多かったのは、「きめ細やかな指導が行われること」でありました。検討委員会の報告書や町執行部と教育委員会との協議により検討した結果、早急に小学校の統合を進めることが望ましいという判断をさせていただき、令和6年4月に統合するという計画をいたしました。今後は、学校関係者をはじめ、保護者や地域住民の方に基本方針及び基本計画の案について説明し、周知を図っていく考えております。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ただいま町長に答弁いただきました。なお、前回全員協議会の席で教育委員会からご説明いただいたので、概略の方向性は分かりました。

まず、小中一貫教育ということなのですが、小中一貫教育ということに関しても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型のこの3つの方向があると思うのです。ですから、これについてはどういう方向でやっていくか、例えば小中一貫教育をやがてはといった場合に、現在の長瀬中学校の校舎を考えて、今授業の進め方として1クラス35人だからと、35人全員一緒に授業を進める場合と分けて、これ課題別と言ったらいいかな、言葉は悪いけれども、能力別という言葉は今使わないのですが、そういう形で分けて授業を進めたりする教科もある。すると、空き教室がなければそれができないと。1つの学年が2つの教室を使うということを考えると、第一小学校、第二小学校も含めて1つの、ここに来て、これで授業を進めていくということは、なかなか難しいのではないかと、多分。ですから、これは今のようなどっちか合併したら、そこに小学校があるけれども、中学校はこっちで分かれて、それでも一体型の小中一貫教育を目指していくのか。すぐには結論出ていないと思いますが、そのような方向性が出ていたら、それについてお伺いしたいと思います。

なお、小学校につきましては、第二小学校で来年度から複式学級が始まるというふうなことなのですが、

できればこの複式学級は避けていただきたかった。複式学級を行うについて、学習支援員をというお話があったのですが、これは学習支援員ですか、それとも教職免許を持った人をそこに入れるのか、加配なのか、支援員なのか、そのところの方向性を伺いたいと思います。

いずれにしても、例えば今来年度予算を見てみると、くどいようですが、第一小学校の児童1人当たり4万5,320円なのです、人数で割ると。第二小学校は18万1,845円なのです。約3.8倍、金額的にも格差があるのです、かかるお金が。お金の問題ではないと。だけれども、これだけ両方併設してやっていくにはお金がかかってしまうと。ですから、教育委員会の説明ですと、合併をして長瀬第一小学校にするというふうなお話でした。違うのではないですか、それでは吸収合併になってしまうと。吸収でなくて、対等合併がいいと私は思います、私はです。特に通学でいうと、第二小学校を使ったほうが本当は駅も近いし、非常に便がいいと。それも可能なのではないかと。ほぼ建てたのと同じ年代です。第一小学校のほうが少し大きいから、校庭が広いとか、そういう問題があるかと。どちらとしても、長瀬小学校でいいのではないかと。やはりどこのまちでもそうなのですが、合併するときに対等合併を非常に願うのです。そういう点で、対等合併で少しお金は当初かかっても、もし合併していくのであれば、長瀬小学校ということやっていったほうがいいのではないかと。

それになお、今現在っていいですか、合併にするに当たっては、遠足、それから修学旅行、それから運動会のような学校行事等、合同開催というのはしているのですか、もう目の前に来ているわけです。だから、本来ならば私が考えるには、もう今時点でそういうことをやっていて、これからやっていくのか、2年間かけてそういうことをやっていくのか、もし今までやっていなかったとしたら。そういうことについて、どういう努力をしているのかなと。

あと、やはり課題となるのは学校の跡地利用ではないかということで、学校の跡地利用等については教育委員会が出された計画によると、令和7年度から検討とかちょっと書いてあったのですが、なるべく合併と並行して進めていくと、校舎の跡地。ちょっとこれも余談にもなりますけれども、予算面で考えると、中央公民館のエアコン等ですか、今年、来年度結構お金かけますけれども、あれかけてしまってもしかして、例えばどっちかの小学校に中央公民館とかも移設すると、そういう考えがあれば、あそこにエアコンを設置するのは、まずまず捨てたのと同じになってしまうのではないかと。いや、そうではないと、それを使えるのだという、予算の組み方としてちょっとそういうことも見られるので、長期的展望とよく言われますが、公共施設の合併とかそういうことも含めて、この2つの小学校の合併を考えているのか、お尋ねします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、小中一貫につきましてでございますけれども、ただいまいたきました再質問につきましては、先日の全協で細かいご説明をさせていただいてあると思いますので、重複するところもあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

小中一貫につきましても、あと跡地利用につきましても、今後検討委員会というものを立ち上げまして、しっかりと議論をしていただき、一番よい方向に持っていかれたらと思っております。これは統合した後でするので、6年以降になりますけれども、早急に進めていただければと思っておりますので、こちらのほうはその方向で行きたいと思っております。

それから、支援員のお話でございますけれども、これは現在教職員の免許を持った方を今募集しておる

ところでございます。

それから、対等合併のほうがよろしいのではないかというお話でございますけれども、全員協議会でも多分説明をさせていただいたと思うのですが、なるだけ早急に合併を、統合をということでございますので、それにはやはり学校名も変えないほうがよいということで、ご説明があったとおりで進めさせていただければと思っているところでございます。

何しろ議員もご承知のとおり、中学校の校舎は50年、第一小学校は45年、そして第二小学校が46年たっているわけでございますから、2年後になりますと、またこれが加算されますから、中学校がもう小中一貫校にと進めていく中では、すぐ60年ぐらいたってしまうわけです。ですので、そういうことも勘案しながら、また検討委員会で進むべき方向が決まってくると思います。ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、町長だけではなくて、教育委員会で答弁していただいても構わないわけなのですけども、先ほど行事を一緒にやったりとか、合同授業とか、そんなふうなことについても触れられていないので、今後そういうふうにするのかと。先ほども言いましたが、私の考えとしては、もうこれが見えているのだから、もっと早くそれをやるべきではなかったかというふうな、それについて教育委員会にもお答え願いたいと思います。

あと、落ちていたのが、通学区の選択性や小規模校特認制度というのがあります。教育長はご存じだと思いますが、通学区の選択性や小規模校特認校制度、こんなふうなのを利用するというつもりはないのかと。そうすれば、例えば第二小学校ももう少し人数が増えて、複式学級をしなくても済むというふうな形も取れるということなのですが、今からでは遅いということもあると、その次の1年間は複式がなくても済むというふうなこともあるわけですから、ぜひこんなふうなことを検討材料としてあるのかどうかということ。

それから、対等合併云々、これどちらでも構わないとは思いますが、せっかくアンケート調査等をやったのだから、それから2年あるので、では合併について保護者の皆様、また児童の皆さんどうですかと、校名に第一がつく、つかない関係ないかもしれないけれども、どういう形で合併を進めましょうかというのを、意見を聞いてもいいのではないのかと私は思います。第一小学校でやりますとか、手続が面倒なら1回廃校にしてやればいいのではないですか、校歌なんかそのまま使えばいいのではないですかとか、いや、それは駄目だとかいうこともあると思いますので、できれば吸収合併ではなくて、対等合併の形に進めるべきだと思います。

あと、当然児童の通学等についても問題になってくるこれからの課題だと思いますが、距離でいくのか、例えば第一小学校に来るのだったら第二小の子だけスクールバスを出すのか、それとも長瀬、上長瀬で遠いところ、風布から今はいるのかな、ちょっとあれかもしれないけれども、巡回のようにしてバスを2台ぐらい出して、あまり差がないように通学を考えていくのかというふうなことについて、検討委員会に頼るということですが、今後の小中一貫にしても早めに結論を出すようにしていただきたいと思います。答えられるところをお願いします。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） それでは、村田議員の再々質問にお答えをいたします。

教育委員会から答えられるものについてお話を申し上げたいと思います。まず、学校行事等の合同とい

うことで、もう既に教育委員会のほうでは検討しております、各学校に来年度の行事計画の中で可能なものについては取り組んでほしい、特に先ほどもお話ししましたように、吸収とかそういうこともありますので、二小の子供たちが肩身の狭い思いして一小に行くのではなく、対等の位置で行けるような環境の整備ということがこれからは大事ではないかな。特に二小は人数が少ないものですから、大勢の中に入っていくという、それだけでも随分負担にはなると思うのです。それを事前に環境整備をしながら、子供たちがお互いに交流できるような学校行事、教科等のことができないか、今検討中でございます。

今年度一番最初に出ましたのは、3年生の長瀬を調べようというようなタブレットを使った授業、そのタブレットを第二小学校の子供たちにも見せたらどうかなんてというような話もありますので、そういうふうなことを基本に、これから大いに交流を深めていくことを考えております。

それから、通学バスについても、いろいろこれは考えるとなかなか難しい面でございます。二小の子供たちが一小に行くために、二小の子供たちをバスに乗せるとか、また距離によって乗せるとか、これについては検討委員会でさらに細かく検討しながらやっていきたいなと考えております。基本的には、今考えられるのは二小の子供たちだけというような、私はそんな考えなのですけども、まだこれから検討委員会でどういうふうになるか分かりません。

それからもう一つは、議員さんが話しましたようにいろんなこと、第一小学校に行くだけではなくて、第二小学校のほうが駅が近いから便がいいので、第二小のほうにというような考えもあるかと思えます。ただ、今単純に考えると、第二小学校は教室が足りません。そんな関係で、検討委員会の中でもそんな話題が出たと思い、第一小へというような考えでおります。

それから、あとは跡地利用については、これから検討の大きな課題になるのではないかなと思っております。

今のところこのぐらいで。

〔「小中一貫校は施設一体型か隣接型か分離型かとか、まだそこまではいってないですね」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） そうですね、一応は……

〔「じゃ、学校行事で修学旅行等をとにかく一緒にとか、そこまで考えてないのかどうか、そこ」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） それも考えております。一緒に行ければ交流にもなるし、お金の面もあるし、いろんな面でいいのではないかな。

〔「じゃ、そういう面を含めても」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） そうですね、学校行事全体を見直していく。ですから、4年度からは一小、二小で合同にするような行事が多くなるのではないかなと考えております。また、そういうふうにしてあげたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、ぜひ教育委員会には、通学区の学区制や小規模校特認校制度等を検討して来年度臨んでみてください。

それでは……

〔「違います。ついでにいいですか」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） よろしいですか、村田さん。ちょっと待って。

○5番（村田徹也君） まだあるのです。

〔「ちょっと追加ですみません」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） はい、教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 先ほど村田議員のおっしゃいました特認校制度ですとか通学区域の変更につきましては、あり方検討委員会の中でもそういう話が出てきたのですけれども、児童生徒の将来推計を見ましても、そういう方法、対応では一時的なものになってしまいますので、第一小学校、第二小学校を早急に統合するのが一番よいということで計画のほうを立てました。ですので、今後通学区域の変更ですとか、特認校制度の導入を検討するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） では、次お願いします。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、高齢者の健康維持について、健康福祉課長にお尋ねします。

高齢化率の高い当町にとって、高齢者が健康で生きがいを持って生活できることは、大きな目標の一つです。そこで、次のことについて伺います。

- 1、高齢者を対象にした健康事業の参加者は限定的になっていないか。
- 2、高齢者の体力測定等の健康に関するデータをどのように収集し、活用しているか。
- 3、高齢者の医療費推移や介護認定の状況を的確に把握し、健康事業に生かしていくべきではないか。
- 4、町内でもウォーキング人口が増えつつあるが、町が推奨するウォーキングコースを設定するべきではないのか。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者を対象にした健康事業の参加者についてでございますが、事業については募集をかけ実施しておりますので、限定的ではございません。ただし、毎回同じような方々が参加している状況であることは認識しております。この点については、これまでも課題として多くの方に、また参加したことがない方に、特に男性の方の参加が増えるよう取り組んでいるところでございます。今後も、これらの課題の解決に向け、引き続き創意工夫をして取り組んでいきたいと考えております。

次に、高齢者の体力測定等の健康に関するデータの収集、活用についてでございますが、高齢者の体力測定については、これまでも介護予防事業の中で実施しております。昨年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の一貫として、町内医療機関の理学療法士の強力をいただき実施しております。体力測定の個々の結果を同年代平均と比較できるよう可視化し、理学療法士がその結果に基づき今後の取組への留意点について、自宅でも継続して行っていただけるよう一人一人に合ったアドバイスを行っております。また、このデータを分析したところ、元気モリモリ体操などの事業に参加している方の平均値は、スポーツ庁調査のデータよりおおむね高く、事業に参加することで筋力の向上に一定の効果があると分かりました。この結果については、今後の事業に活用してまいりたいと考えております。なお、男性の参加者が少ないことから、男性に対するデータの収集、活用は今後の課題でございます。

次に、高齢者の医療費推移や介護認定の状況を的確に把握し、健康事業に生かしていくべきではないかについてでございますが、町ではこれまでも健康増進計画などの策定においてデータを分析し、その課題

から目標を定めて事業を推進しております。また、昨年度から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中では、埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、医療や介護データを用いた効果検証を実施しているところでございます。さらに、今年度は東京大学等と連携して、健康と生活に関するアンケートを実施して緊急事態宣言による外出自粛の影響や、高齢者の実態把握を行っております。

医療費の状況からは、埼玉県平均と比較して特徴的に多い高血圧症、高血圧対策が課題であることから、減塩を中心とした食生活の改善について、管理栄養士による講話などを行っております。また、筋骨格系疾患は後期高齢者医療費の割合が高く、体力測定結果なども踏まえ、理学療法士による指導、筋骨格系疾患予防の講話などを行っております。さらに、今年度は口腔機能測定を行い、歯科衛生士によるアドバイスも始めております。これらのデータ検証結果やアンケート結果については、今後も事業推進に活用してまいります。

次に、町内でもウォーキング人口が増えつつあるが、町が推奨するウォーキングコースを設定するべきではないのかについてでございますが、令和2年3月に策定した健康増進計画では、多様な活動機会、場づくりを課題とし、毎日の暮らしの中で身体活動量を増やすことを目標としております。

今後の取組として、毎日の歩数を意識しもっと歩く、自分の体力に合わせた運動を楽しく継続するを掲げており、町の支援としてあらゆる年代に応じた運動の方法や効果、正しい知識や情報の提供を行うこととしております。これまでも、コバトン健康マイレージ歩数計の配布などにより、ウォーキングへの支援を行っておりますが、ウォーキングコースの設定については、ウォーキングは人により目的が異なること、また継続する必要があること、習慣化しやすいコース設定が求められることなどから、このコースであれば距離はどのくらいになるかを示すモデルコースとして検討できればと考えております。

なお、現在は使用されておりませんが、平成23年度に当時の体育指導委員会と健康福祉課でウォーキングマップを作成し、6コースが設定されております。これらを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 簡潔によろしく願います。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の答弁から1点だけ、ウォーキングコース、この頃私よく歩いているのですけれども、蓬莱島の中は土でできていて非常に歩きやすい、1周600メートルぐらいなのです。それから、歩くたびに敬意を表するのですが、野土山、あれどういう人たちが整備しているのか、非常にこういう時期歩きやすい、起伏もあるというところで、例えばあの2か所ぐらいは土でできているし、膝にも負担が少ないというふうなことで、町としてウォーキングコースを設定して周知すれば、もっと車で来て歩くという人も、蓬莱島も今朝も歩いてきましたが、1人会っただけです。もっともっと人が使えると思いますので、そういうモデルコースをぜひ各課で連携して示していただくと、ああ、こんないいところがあったのかと、必ずそうなると思いますので、そんなふうなことをぜひ進めてもらいたいとともに、6つあったコースをもう一度洗い直して、行かなくてもできるような取組、とにかく元気モリモリなんかは8%ぐらいの人しかやっていないのですから、その他の人が散歩の人が多いので、そういう配慮をお願いしたいと。

以上です。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板谷定美君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 質問します。マスク外させていただきます。

岩畳対岸の大規模崩落への対応について、町長に質問いたします。岩畳の対岸が崩落し、付近の岩畳にはロープが張られるなど立入禁止されています。人的被害はなく安堵していますが、これから迎える行楽シーズンに向かって、舟下りやラフティングなど、安全かつ安心して行えることが必要だと思います。

そこで、崩落した大量の岩石と土砂の撤去方法、崩落現場の復旧に対する町の考えやスケジュールについて伺いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の岩畳対岸の大規模崩落への対応についてのご質問にお答えいたします。

先ほどの5番議員のご質問でもお答えをしておりますけれども、現状では崩落した雑木以外の岩石や土砂につきましては、撤去はせずにそのままの状態に残してまいりたいと考えております。

理由といたしましては、現在秩父県土整備事務所において二次崩落の危険性を軽減するための河川維持修繕工事に着手しておりますけれども、この工事によって立入禁止区域が縮小されたとしても、全面的な解除には至らないと思われまので、立入禁止区域内に崩落した岩石や土砂等を残すことで、川の流れが変わり人や様々なアクティビティーなどの進入を抑制できることが一番の理由でございます。しかしながら、岩畳周辺は観光地長瀬を代表する景勝地でございますので、一日も早く立入禁止区域が全面解除され、河川を誰もが自由に行き来できるようになれば、すぐにも撤去したいという思いではございます。

今後につきましては、冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、4月から舟下りやラフティング等が現場を安全に運航できるよう、引き続き県土整備事務所をはじめ国や県の関係部署との連携を密にし、観光協会や河川事業者のご協力をいただきながら、早期の復旧を目指して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、大澤町長の答弁に対しまして、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

先ほどの村田徹也議員の質問と同様趣旨の質問となりますが、あえて岩畳対岸の大規模崩落への対応について質問しました。なぜなら、昨年12月21日から22日にかけて起こった長瀬岩盤崩落事故の重大性を私自身も痛感しているからです。長瀬岩盤崩落事故後、私自身も崩落現場を、岩畳側から崩落状況の確認や写真を撮影したりしました。また、崩落した春日神社の上流の岩石崩落付近にも行って見ました。もちろ

ん立入禁止区域外から現場確認です。荒川を直接利用する舟下りやラフティングなどの観光業の方々はもちろん、観光客を相手に商売をしている各種お土産業や食べ物業の方々、また多くの町民が観光客の安全確保を前提に、長瀬岩盤崩落の早期復旧による長瀬観光業のにぎわいを取り戻すことを切望しています。もちろん新型コロナ早期収束も願っていました。

長瀬崩落現場では、工事件名は緊急河川維持修繕工事で、長瀬岩盤崩落応急対策工事が3月1日から3月31日の予定で始まりました。3月1日には、事前準備のため作業車の搬入路が整備され、3月3日には崩落箇所のオーバーハング状態の上に生えているクヌギと思われる大木と、2本が無事に伐採されました。伐採を見守っていた人の話では、伐採用の高所作業車を活用して、安全を確認しながら崩落した岩盤の上空にアームを伸ばして慎重に伐採をしていたそうです。伐採時は、大木の落下音が長瀬溪谷に響きわたり、土ぼこりも上がったとのことでした。議会開催中も、オーバーハング付近の土砂や切り崩し作業が、安全に粛々と進んでいくことを私自身も願っています。

そこで、1つ目の質問ですが、長瀬岩盤崩落に起因する雑木や大木などの撤去方法はどのようなことを考えているかということはおもう分かっておりますが、詳細撤去スケジュール等があればお願いいたします。

2つ目の質問ですが、長瀬岩盤崩落現場をよく見ると、崩落現場の岩盤では、山からの湧水が岩盤の片理や節理などからにじみ出ています。つまり、長瀬岩盤崩落応急対策工事で崩落後の岩盤の安全確認や安心安全の担保をどのように考えていくのかについて伺い、大澤町長の意気込みに期待して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、崩落した雑木等の撤去方法やスケジュール等につきましてのご質問でございますが、今回の岩畳の崩落につきましては、発生後直ちに文化庁へき損届を提出しており、重機を使用せず人力による撤去作業であれば実施してよいという判断をいただいておりますことから、雑木の撤去作業につきましては人力で実施したいと考えております。

実施時期につきましては、現在町と観光協会で調整中でございますが、秩父県土整備事務所で行っている河川維持修繕工事が完了次第実施したいと考えております。早ければ3月中旬、遅くとも3月下旬までには実施できるのではないかと考えております。

現時点の撤去作業の方法でございますが、崩落した雑木の伐採作業を造園業者に依頼し、その他の運搬や処分等の作業につきましては、観光協会員や河川使用者等のボランティアにより実施していただく予定となっております。いずれにいたしましても、危険を伴う作業でございますので、しっかりと安全対策をして実施したいと考えております。

また、長瀬岩盤崩落応急対策工事につきましては、河川管理者である秩父県土整備事務所が二次崩落の危険性を軽減する目的で行っております。この工事が終了した後に、再度秩父県土整備事務所が安全性を確認して立入禁止区域をどのようにするのか判断していただくこととなります。

いずれにいたしましても、岩畳や舟下り、ラフティング、船玉まつり等々、荒川を利用した観光は長瀬の目玉でございます。これなくして長瀬観光は成り立たないと私は考えております。規制の厳しい場所でもあり、県や国にお願いをするしか今のところは手だてがございませんが、その中でできることは何でもやるという覚悟でございます。関係団体と一致団結をし、一日でも早く長瀬観光にお越しいただいたお客様が気持ちよく長瀬観光をしていただけるよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次に、8番、新井利朗君の質問を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 1番、選挙運動の公営制度について、総務課長にお尋ねいたします。

選挙公営制度について改善の必要性を感じるので、次の項目についての見解を伺います。

1、ポスターに係る費用の上限額が高く設定されているのではないか。

2、証紙を貼ったビラを作る手間を考えると、人件費など余計な費用がかかるのではないか。

3、公費負担額の総額の上限を供託金の2倍以内とすることで、町と候補者それぞれが費用を計算しやすくなるだけでなく、簡素化も図れるのではないか。

以上について、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙公営制度につきましては、候補者にとってお金がかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることを目的として、一定の範囲内で町が候補者の選挙運動費用の一部を負担する制度です。当町におきましては、令和3年7月4日執行の長瀬町長選挙及び長瀬町議会議員補欠選挙において、初めて導入、活用されました。

1点目のポスターに係る費用の上限額が高く設定されているのではないかとのご質問ですが、選挙運動用ポスターに係る作成単価につきましては、公職選挙法施行令で規定される金額と、長瀬町のポスター掲示場の数により算定されている額を限度額としているため、法令にのっとった額となっております。

続きまして、2点目の選挙運動用ビラにつきましては、証紙を貼らずに頒布する行為は公職選挙法の規定により違法となります。法で規定されている以上、人件費の削減等を理由に町が条例により独自にこれを不要とする規定を設けることはできません。大量の証紙を貼り付ける作業は確かに負担ではありますが、選挙運動につきましては時代の変化も考慮した上で、2013年からインターネット上での選挙活動が解禁されるなど、ビラの頒布だけによらない多様な選挙活動が認められているものでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目の公費負担額の総額の上限を供託金の2倍とするご提案についてですが、選挙公営の対象となる経費の額等につきましては、公職選挙法により定める必要がありますので、ご提案のような形で町として公費負担額の総額を定めることはできません。今後も引き続き、公正公平な選挙の執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この質問は、前にもさせていただきましたけれども、なぜ質問をしたかといいますと、確かに法令にのっとった執行、支出であることであります。ですけれども、私は自分が3年前に立候補したときの秩父のある印刷会社に頼んで作ったポスターにつきましては、1枚当たり600円、消費税を掛けても648円というような金額でできました。ですけれども、この町長選挙のときに使った候補者の金

額と、あと補欠選挙につきましての金額は、この前お聞きしたときには1枚当たり8,500円を超える金額になると。公職選挙法で決められているから、ポスター1枚当たり8,500円もかけてもいいのか、この辺につきましてはしっかりと検討するというか、総務省等に話して、地方自治体の実態に応じてやはり適正な金額でできる、そういうふうなものがよろしいのではないかと思います。

長瀬町は本当に予算がない、財源がないというふうなことを言いながら、確かに候補者自身は助かる部分もあります。ですけれども、やはり立候補して町の町政進展に臨もうとする者につきましては、多少の負担は必要なのではないかなということもあります。私も長瀬町の議会議員選挙のほかに、よその自治体の議会議員選挙でも費用をちょっと調べてみました。ですけれども、ちょっと規模が違うので、1枚当たりの単価というのは出てこないのですけれども、要は印刷屋さんといいますか、ポスターを作る印刷等をする人に、ポスター、それから写真の撮影、それからはがきの印刷、いわゆるそれから宛名書き、そういうふうなものを全部依頼してしまった上でやって、結局印刷費というふうな計上をしたところで満額37万ぐらい受けているというふうな候補者も何人かいるのを見受けました。ですから、そういうふうなことで、とにかく600円でできるポスターを8,000円払う自治体というのは、おかしいのではないかと。そういうようなことから、しっかりと実情を、ポスターに限定した費用なのか、それともはがきの印刷や何かも含めていいのか、そういうようなことまで含めて、やっぱり実際には細則を決めておく必要があるのではないかと思います。ですから、そういう点で今回も提案といいますか、質問いたしました。

ぜひこういうふうな意見、よそでもあると思います。600円で私は本当に印刷屋さん頼んでできたことですけれども、ほかの3年前の長瀬町議選挙の事業を見ましても、大体かかっていても1,000円以下ぐらいです。ですから、それが常識的な数字ではないかと。もっと党を挙げて選挙している人は、よその自治体から、全く県外からポスター印刷したりしているところは、もっと安くできているような話もあります。ですから、そういうふうな面でいうと限度というものが、支出の抑え、無駄な費用といいますか、ものは抑えることが効率的な予算執行になると思いますので、何でも結合法で決まっているから出せばいい、出すのだということではなくて、やはり懐が傷むことは町民の懐も傷むことになるわけですので、ぜひその辺のところを、前にも言いましたけれども、県に、また総務省にこの規約おかしくないか、よその自治体はやっぱり同じ金額でやるようになってきているのです、31万500円加えるようになっていきますから。ですから、そういうふうなことも踏まえて、長瀬よりも小さい規模もあります。ですから、そういうところも絶対にそういうふうになってきてしまうと思うので、そういう声を上げてほしい。そして、長瀬町からもやっぱり支出を減らせるものは減らしてほしいということで、提案をさせていただくわけであります。その質問でございますので、実態としてそういうものであるということをしかりと課長は心に置いていただきたいと思うところであります。

それから、証紙のことにつきましては、確かに非常にビラを作って、選挙期間中に候補者の意見といいますか、思いを出せるというふうな規定になりました。でも、これを本当にどれだけ作成してくれるか分かりませんが、ほとんど編集者、印刷屋さんにお任せして、自分の思いをちょっと伝えておいてうまく作っていただくようなこともあるのかもしれません。でも、そういうふうなことであっても、その証紙を貼るといのは、一瞬貼るといのが非常に町議の場合1,500枚ですか、そういうふうな場合日数といいますか、手間がかかることで、その数が例えば長瀬町議会議員が今10人定員ですけれども、新聞屋さんにもその証紙を貼って持ち込まれたときに、結局その証紙を貼ったところだけすごく膨れていきます。それが10人のうち五、六人が一遍に入ろうとした場合にはすごいばらつきになってしまったりして、新聞の

状態からよろしくなくなってくるといいますか、配達が非常に困難になってきたりもするし、折り込み作業そのものも大変になってくるのではないかと思うので。また、業者を使ってポスティングというようなこともありますけれども、それも一つの手ではあります。でも、それはすごく今度は候補者による費用負担も増えるわけです。ですから、せっかく軽減な費用で選挙ができるようにというふうな公営制度になるというところでもありますけれども、よく実態を見た場合には非常に手間暇かかり、費用のかかることになってしまうのではないかなというところでもあります。ですから、その辺のところも法令でただ決められたからそれを守ってくださいって、結局これは大きな自治体等を参考にした例のものである可能性が非常に高いのです。ぜひそういう自治体の規模に応じた緩やかなといいますか、法令で最低限という、これが上限でありますとか、また最低限でありますというようなことで、高く設定するのではなくて、やっぱり自治体の体質に合ったものに改変できるような規則っていいですか、法令も大事なのではないかと思うので、その辺のところの声も上げていただきたいという上から、あえて質問といいますか、私は出しています。

あともう一つ、3番につきまして公費負担の上限というのも、私たち去年からは、もし立候補する場合には15万円の供託金というのを納めるようになりました。ですけれども、結局これがよその自治体の場合ですけれども、30万を超えた人数の公費負担のところも何人もありましたので、半数ぐらいが30万を超えた金額でいます。そういうふうなことで、それだけかかったのだから、それで出ていいのだということかもしれませんけれども、そうでなくて、やっぱり予算を立てなくてはいけない。やっぱり住民に使われるべき費用でもありますので、税金でありますので、議会議員の選挙を費用をかからないようにという制度は誠にありがたい、結構なことだと思いますけれども、住民の負担も減らせるような制度も考えていただきたいということで、あえて質問をし、提言をさせていただいているところなのです。

総務課長につきましては、個別に相談させてもらったこともありますけれども、ぜひ研究して、近くは来月あたり隣の町でも選挙等が行われます。そういうふうなことも含めて、費用が非常にかかる、ポスターに限定した費用なのか、それともほかのはがき代の印刷や何かも含めた状態で業者が請求してくれば、そのまま払ってしまうのかということになってしまうかと思うのです。よその自治体のやつは本当に、俺こんなに、三十何万も印刷代かからないよなということで請求しているケースもあるわけです。そういうふうなことを丸々支払ってしまうことのないようにして、よくポスターに限定するのか、そうではないのかも含めて候補者にも徹底してほしいし、やっていただきたいというふうなところでもあります。

本当に協力的な業者もいれば、そうではなくて、やっぱりこぞという感じの業者もいるかと思います。本当に選挙はなかなか厳しいものでありますから、請求されたとおりに払う、まけろという意見は大抵出ないのです。それが選挙なのだそうなんですけれども、そういうことで総務課長につきましては、私が今回質問したことに関してぜひ意を酌んで、長瀬町よりもより小さい議会、自治体ありますので、そういうふうなことを踏まえて意見を上げていただきたい、そういうふうなことをお願いし、また今の課長の気持ちをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の再質問にお答えいたします。

ポスターの単価が実勢単価より高いのではないかということですが、これはうちの町に限らずほかの町、県内でも、やっぱり住民監査請求とか行われております。ですけれども、ポスターの作成に当たっては、その候補者の自由に決定すべきだというようなことも出ていますけれども、今後は新井議員の言われたとおり、うちのほうでも今回初めての公営の手続だったものですから、事前には候補者から業者と

の契約書を頂いておりました。

今後は、また町のほうで事前に複数の印刷業者さんの見積り金額を徴取した上で、1枚当たりの単価等を決め、また限度額の設定の見直し等を検討したいと思っております。あわせて、候補者説明会のときに、各候補者3名参加ということでご案内をしているところなのですが、その中に出納責任者の方に来てもらうとか、そういった方にうちのほうでもちゃんと説明をしたいと思っております。

私のほうは以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 50枚作って3万2,400円でできたケースがあるわけですので、きっとそれが三十何万払うような状態にならないよう、規律を具体的に幾つか洗って、そしてそういうふうなことで提案し検討していただきたいと思えます。

それから、2番に行きます。町道幹線1号線の整備について、建設課長にお尋ねいたします。

町道幹線1号線の整備が徐々に進んでいますが、車道が狭くなり車同士が擦れ違うのに私有地へ退避したり、縁石へ乗り上げたりして危険な箇所があります。注意を促す看板の設置や、縁石を設けずに線を引くなどして、使いやすい道として整備できるのではないかと思います。この先の整備も含めて町の考えを伺います。

桜の木そのものは町有地の部分かと思うのですが、ですから桜の樹間、それから根本含めてお聞きしたいと思えます。桜の木の所有権といいますか、町のものなのでしょうか。桜の木と桜の木の間、空間部分です。樹間のことも含めてちょっとお聞きします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員の町道幹線1号線の整備についてのご質問にお答えいたします。

車道が狭くなったとのご指摘については、歩道整備に伴い歩行者の安全を確保する目的で設置しました縁石で、実際に幅員が狭くなったと感ずるのではないかとおられますが、実際は以前と同じ道幅となっております。

次に、危険な箇所についての対応ですが、整備済みの区間につきましては、車同士の擦れ違いに必要な待避所を適宜設置させていただいております。なお、本整備計画につきましては、事業説明会等において住民の皆様方にもご説明しておりますが、歩行者の安全を向上させ、住民、観光客の皆様にとってよりよい交通環境を生み出すことを目的として進めております。このことから、歩道整備は本整備計画において重要だと認識しており、新井議員のご質問にあります縁石を設けずに線を引く方法では、歩行者や観光客の安全を十分に確保するのは難しいと考えております。なお、この先の整備区間につきましても、基本的に縁石を設置する予定でありますが、併せて比較的的速度抑制を促す注意看板や物理的な速度抑制を図る方法等も検討させていただきたいと考えております。

今後につきましても、利用される方にとりまして安全で利用しやすい道路として整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。なお、桜の所有権につきましては、ちょっと私のほうでは分かりませんので、申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 確かに1号線の工事の名前は、歩道整備という目的でされております。ですから、

歩道部分の今回できたところは、確かに縁石を設けて歩道幅が確保されたようになっています。ですから、車道部分については、まだ舗装もされ直していないような状況になっています。ですけれども、今まではその歩道部分について、確かに歩道の確保ではあると思うのですけれども、車の通行も非常に多いわけです、あそこの道路は。それで、結局走っていきまると急に狭くなりかけたのが、今回令和3年度の拡幅したところであります。それで、速度制限30のマークが立っております。ですけれども、この先道が狭くなる、また長瀬地元民よりも、そうでない観光客っていいですか、よそからおいでになった方の車が多いわけですが、だから先がどのぐらいになっているかも分からない、そういうふうな状況の中で入っていく、通行していくところでありますので、何か注意喚起を呼びかける「この先道狭し、注意」とか、左側よけてちょっと岩畳方面に行きますと迂回路的にもなる感じがしますので、こちらお急ぎでない方は、例えば左迂回路をしてくださいというような呼びかけがあってもよろしいかなと思います。とにかくその道が狭いというのは、通行車両はもう先に対向車が来れば、目下よけられるところはないかということであるわけです。これから先さらにもっと狭くなる場所がありますので、歩道幅を確保すると車道部分が狭くなる。ですから、それをうまく活用するには、縁石を設けなくて、何か少し車両が縁石部分をまたげれば幾らかでも擦れ違いできるわけです。そういうふうなことも含めて検討していかないとならないと、これからの先はさらに狭い場所があります。ですから、今狭くなっているところを擦れ違いできやすいように考えて、近くの民家へ行ったときに、いや、ここに何かよけようとして入ってきたらしいのだけれども、手すりを壊された状態があったということで、手すりがちょっと傷んでいました。そういうふうな場所もあります。ですから、いろんな面で結局民地を利用しないと擦れ違いできない、そういう状況になっているわけです。ですから、改めて私は今回取り上げて質問をしているし、提案的にも言っているわけです。

それから、今度さらに整備しようとするところは、非常に狭くなります。歩道幅はほとんど確保できないぐらいかなと思うのです。ですから、桜の木を、これからあと少しすれば桜が咲きます。そうしたら桜の終わったときには、時期を見て早めに、この先の部分、いわゆるまだ未完成の部分につきましては、ところどころ大分傷んでいる樹木であります、長いことご苦労さまでしたというか、労いをしてしっかりと何本か間引いておくことによって、通行車両の擦れ違いにも、待避所にもなるのではないかというふうなことを思いました。

現在あの根本に結構ササ等が茂っております。そういうふうな面での刈り取って少し車幅を、車道幅を広く感じさせてくれるのもいいかもしれない。ですから、そういうふうな面で抜根といいますか、幾らか根本を切り、そして結局その退避ができるような場所を確保をぜひしてほしいと思いつつ、通行を時々させてもらいます。

ぜひこの先、あそこのところに令和4年度に関しては40メートルほど予定しているようだというので、船会社の倉庫っていいですか、あの部分のところまでなのかなと思いますけれども、そこは多分出入が多いから、大きくえぐった状態で縁石なくできるのかなとも思うのです。ですから、そういうふうな面での出入りするところは縁石なくできるわけですので、縁石を無理に設けなくて車道部分を確保しておけば、車道といいますか、道を確認しておけばよろしいのではないかという感じがします。

そういうことで、課長には改めて、桜の木の少し早めの伐採部分と、いわゆるその確保するために。それから、あと根本のササや何かを刈って町道、町有地部分があるかと思うのですが、そういうふうなところをしっかりと確保する部分と、看板、迂回路あり、またこの先道狭いので注意してくださいとか、協力

をお願いしますとかいうような感じでの優しい案内板を、1つ、2つで済むわけです。両側からだったら2つ、有効な形にもなりますけれども、呼びかけ、看板ぐらい作って通行の安全をそれより図っていただきたいと思うのです。ですから、縁石はとにかく車両等の出入り部分につきましては全く設けないでやっているわけですから、そういうふうな部分をうんと広げて、通行車両の安全を考えていただきたいと思うわけです。多分届出ないけれども、結構接触があったりすると思います。民家の壊された手すりなんか誰も直してくれないですものね、もう逃げられてしまったらそのままになる。そんなふうな状態であります。

それから、縁石もやっぱり乗り上げた車の跡もあります。そういうふうなこともありますので、検討を、ただ図面どおりにすればいいのではなくて、よりよく自分らで走ってみて、自分の乗用車です。軽トラックで走ってすっていき状態だけではなくて、乗用車ぐらいで走ってみて自分で感じると。自分がよそ者であったということを考えながらも走ってみて、そういう道路を考えていただきたいと思うところであります。回答をお願いします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、看板等の設置につきましては、今後検討させていただきます、必要であると考えましたときには設置のほうをさせていただければと思います。

それから、待避所の関係なのですけれども、整備済みの区間を含めて全体で6か所ほど今まではございました。今後もこの待避所につきましては、おおむね150メートルから200メートル間隔で設置していきたいというふうに考えております。ですので、そこでお待ちいただいて、1台を行かせていただいて擦れ違っていたとか、そういうことは可能ではないかというふうに考えております。

それから、住民説明会の中でも桜のほうのご意見は出ておまして、今までほどの本数ではないにしても、桜のほうの植え替えのほうは考えていきたいというふうに住民説明会のほうでもお答えさせていただいております。こちらは、官地に植えることはできないような場合には、民家のほうというか、民地のほうにかかってしまうようなこともございますので、その辺につきましては地元住民の方々のご意見をお聞きしながら、この辺に植えていただきたいとか、そういうご意見を聞きながら植栽のほうはしていきたいというふうに考えております。

それから、線の関係なのですけれども、その辺に関しましても今後また工事を進めていく中で、縁石が必要か、必要ではないかというふうなことは、町としても考えていながら工事のほうは、整備のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、新井議員のおっしゃっているような道路には全ていかないかもしれませんが、皆様が安心して安全に通行できるような道路のほうを整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 通行者が安心安全に通られるように図りたいということでありまして。この先令和4年度の工事箇所40メートルの部分は、先ほども言いましたけれども、大型車両が出入りするような場所がありますから、縁石をまず設けることはないのだと思うのですけれども、その先のところに関しましては、先ほど6か所も待避所が設けてあると言いますけれども、それはもっと上のほうの部分が言えるところであって、これからのところは住宅が建ち並んでいるところでありまして。そういうふうなところでありまして、まず待避所として工夫することは、協力いただくことは民地だって、いわゆる車両を止めたりとか

するようなこともあるわけであります。そのようなことも含めて考えると、縁石を設けずに路側帯等のしっかりとしたもので車両がよけられるような状態にしておくことは、非常に大事かと思うのです。

とにかく、民地に入って駐車中の自分の車両であったり、あとお客様の車であったりするものが損傷を受けるようなことがあってはならないというふうに思うところであります。ぜひ最善を図ってやっていただきたいと思うところであります。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、皆様が安心して安全に通行できる道路を整備していきたいというふうに今後も心がけていきたいと思っておりますので、その辺は幹線1号線だけではないのですけれども、町内の全道路につきましては、この考えを持って整備のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

〔「根本のササ刈りはどうするの」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） 根本の草刈りですか。

〔「ササ刈り、ササが今いっぱい茂っていますけど。桜の木の根本にササが結構茂っていて、結局それが道幅も狭くしている部分もあります」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） ササですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○建設課長（若林 智君） 除草ですとかそういうことは、職員でできることは職員のほうでやっていきますし、これからも当初予算のほうで出ますけれども、道路愛護ですとか、シルバーさんのほうに委託をしておりますので、幹線道路につきましては、除草のほうも委託をするような形で取っていききたいと思います。

それから、職員でできることは、職員のほうで行って草刈りですとか、そういうことは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） すみません、先ほどの新井議員の一般質問の中で、ビラの部分について触れていなかったもので、ここで答弁させていただきます。

ビラにつきましては、ポスティング、郵便は駄目です。不可です。ポスティングと郵便は不可でございます。新聞折り込みはオーケーとなっております。あとは、想定されるのは演説する場所での配布が想定されているところでございます。

ビラについては以上です。

○議長（板谷定美君） 次に、7番、大島瑠美子君の質問を許します。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 一般質問に入る前に、「エスディージーエス」というのをカタカナ語でちゃんとしたことを話してほしいのですけれども、SDGs、Sustainableなのだ。何でちゃんとした

言葉で、私が町民の人に言うときに、「SDGs何なん」って言われたときに、これこうだよって言いたいの、先にカタカナ語で教えて、それから質問したいと思いますので、誰か知っている人は教えてください、ちゃんと。

○議長（板谷定美君） それ1回目の質問になるのですけれども。

○7番（大島瑠美子君） だからこれ始まる前なのですけれども、これ意味があって言うので、ではいいです。それは終わった後で聞きますので、すみません、お願いいたします。

○議長（板谷定美君） 一緒くたでお願いします。

○7番（大島瑠美子君） それでは、まず町長に質問します。

SDGsを意識した町政運営についてです。SDGsは、平成29年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための国際目標で、令和12年を目標年限とし、達成すべき具体的目標として17のゴールが設定されています。

今後は、特にこのSDGsの達成が重要視されると思われませんが、町政を運営する上でどのように意識して取り組むつもりなのか伺います。お願いします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただく前に、一般的に「エスディーゼズ」で通っているのだと思うのです。

「ここに難しい言葉が書いているでしょう」と言う人あり

○町長（大澤タキ江君） SDGsでいいと思いますので、私のほうは「エスディーゼズ」でお願いしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、SDGsの達成に向けて町の各種施策を進めること、これが重要でございます。当町では、これまで県が設置する埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに参加し、情報収集に努めているほか、EV、要するに電気自動車の普及に向けたサービスを展開する株式会社プラグと包括連携協定を締結するなど、取組を始めております。また、今回策定する第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、施策ごとに関連するSDGsのゴールを明記し、町として意識的に取り組んでいくことを示しております。

これは、大島議員にも参加をしていただいております総合振興計画審議会からの答申においても、町役場職員をはじめとして、広く町民や企業にSDGsの考え方や取組についての普及啓発を図りたいとのご要望をいただいております。職員や町民に対する意識啓発はもちろんのこと、株式会社プラグとの協定に基づく取組の推進、地域おこし協力隊による環境問題への取組の推進など、具体的に行動していくことでSDGsの理念である誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） はつらつ長瀬プランのこれに書いてありますように、SDGsというのだけれども、このところにちょこちょこって書いてある、これは何かなというので、ちっちゃいところに目が行ってしまったものですから聞きたかったわけなのですけれども、これ見ると、確かに17の項目全部をすると本当に幸せになるというけれども、幸せになるためにはお金も必要ということもありますし、それから、それを取り囲む人たちもすごく必要ということがあるわけなのですけれども、町は今この17の項目のうちに、一番最初にこの1、2、3、4あたりぐらいまでは、みんなの人たち、人間が生きていく上にすごく大変だということもあるので、この中のうちのそうしますと、全部を全部といっても虫がよすぎるではな

いですが、この中のうちの重点、令和4年度の後期基本計画では、どれとどれとどれとどれを大体多く、比重がありますよね、ここは20%やります、こっちは10%、こっちは5%にというので17が出ると思うのですが、この中のうちのどれを一番に町長としては考えているか、それをお聞かせ願いたいなと思ひまして、お願いいたします。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回のまち・ひと・しごとの総合戦略につきまして、全てを網羅して、長瀬町といたしましては計画を立てさせていただいているわけでございます。大島議員も委員でございましたので、一つ一つ調べてみますと全部入っていると思うのです。その中で、今年度これを目標にということではなくて、全ての目標に向かって、町民、県民、国民、世界の人たちが目標に向かって進んでいきたいと思いますというのが、このSDGsの基本的な理念であるわけです。ですので、今年これを、これに向けてということではなくて、先ほどプラゴのお話をさせていただきましたけれども、プラゴの会社が来ることによって、自然に脱炭素ですとか、そういうことが可能になってくるわけでございます、一つ一つ行動を起こすことが目標に向かって進んでいく基本ではないかと思っております。

その中で私が考えますのには、このSDGs、いろんなところに出てきますけれども、この17項目を一つ一つ考えてみたときに、日本国内だけであれば、国民の皆様方が協力的で、その方向に向かって頑張っていけば、全部クリアできるなという思いがいたしております。しかしながら、これ今現在ロシアのウクライナ侵攻、こういうことが起きますと、このSDGsに全く逆行しているわけです。ですので、そこで世界中の人たちが一生懸命、今何とかこの侵攻を止めようということ頑張っておられるわけでございますけれども、そういうことで、やはりこの目標を達成するには、世界各国の政府、国際機関の働きかけ、これがいかに重要かというのを今現在目の当たりにしているわけございまして、そのところを今現在私たちが何ができるかなって、そのウクライナへの侵攻に対して。そういう中で、長瀬町といたしましても募金活動を今回始めさせていただいております。役場の入りましたところに募金箱、そして社会福祉協議会にも募金箱を設置しておりますので、世界中の人たちが幸せに暮らせる世界を目指して、ぜひ協力をお願いいたします。

再質問にちょっとずれてしまっているかもしれませんが、その目標に向けて常に進んでいくということ、今年はこの目標ではなくてということだと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） さすが町長だから、そういうふうに優等生な言葉ですが、私がもしもというときになったら何しろ貧困をなくそう、みんな平等で、みんなというふうな、そっちをうんと今年は力を入れて、それでというふうにやりたいなって、そういうふうに思います。

これ全部を全部というと、一応立場が違うからなのでしょうけれども、そういうふうにはしか言いようがないということ分かっているのですが、意地悪質問ではございませんが、町長がどういう方針でやっているかということも聞きたかったものですから、町長は貧困をなくそうとやっているよとか、差別をなくそうとかというのだとか、ケアラーとか何かあって、そういうこともうんと関心持っているよということも言ってやりたいではないですか。そうだからということなので、私もこれやったのだけれども、これは町長も答えに困るのではないかなというふうに思ったのですが、でもこれは、それからSDGsというのは、町内の方はまだうんと知らない方が多いと思うのです。「何だい、何だい」と言

うので、それは何かのときで回覧板でも何でも、このSDGsということでもありますので、何かのときにはいつでもSDGsというのを広く周知、徹底させるためには、何回も何回もばかみたいな洗脳させるというのではないけれども、そういうふうにやったほうがいいと思いますので、文書でも何でもつくったり回覧を回すときでも、SDGsというのはこういうものだよということを周知徹底することをお願いしたいと思います。

これは、言っても言ってもちょっと駄目なことなのですけども、でも一応こういうことをして、それで町長の姿勢はこうなのだよとかって言いたかったのですけれども、優等生の答えだったよって、こういうふうに言いますので、よろしく願います。以上です。

次に、2番のほうに行きたいと思います。新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、健康福祉課長お願いいたします。

1回目、2回目のワクチン接種では、予約が取りづらいといった問題がありましたが、今回3回目のワクチン接種を進めるに当たり、その問題は解消されたのでしょうか。

また、第6波が到来し、当町でも感染が拡大しています。町は、これまでと違った対策を講じたのか伺います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン3回目接種について、予約が取りづらい問題の解消についてでございますが、昨年の接種では予約が取りづらい状況となり、大変なご迷惑をおかけいたしました。3回目接種では、前回のような混乱が生じないように、これまでのコールセンター予約、LINE予約、キャンセル待ちに加え、新たにお任せ予約を始めております。予約が取りづらい問題を解消し、安心して予約、接種をしていただくため、ワクチンの種類、今回はファイザー社と、それと武田／モデルナ社という2つのワクチンを使いますので、そのワクチンの種類、日時、場所はいつでもどこでも大丈夫という方のための予約方法で、原則として町の場合は保健センターをご案内しております。お任せ予約は、現在100人ほどが申請をし、全ての方にご案内することができております。保健センターのほか、予約に空きがある町内の医療機関を案内した例もございます。

3回目接種の予約は、2月15日に始まりましたが、現在前回のような混乱は生じておりません。前回と異なり予約枠に空きがあり、LINE予約では接種券に同封いたしました予約開始日対応表の2回目接種終了日に応じた予約区分を開放するなど、予約方法を変更しております。

なお、3回目接種につきましては、当初2回目接種から8か月経過という基準が示されましたが、現在では6か月に変更されております。このため、最初は8か月で設定していたことから、6か月になり接種可能な方が増加するというところで、集団接種、個別接種とも当初の予定から接種日を前倒しいたしました。そのほか、集団接種、個別接種開始前には、医師会の協力を得て秩父郡市内の複数の医療機関で基礎疾患をお持ちのかかりつけ患者の方に対して、先行接種を行っていただきました。このような取組も、混乱が生じていない要因と感じております。

3月9日、昨日までの長瀨町では、現在2,040名の方が3回目接種を終えておまして、2回目接種の終了者に対しますと35.9%の方が接種を終えております。この後は、5歳から11歳対象の小児接種が開始されます。希望する方が接種をスムーズに受けられるよう、1市4町と秩父郡市医師会で協力して進めてまいります。

次に、第6波の際のこれまでと違った対策を講じたのかについてでございますが、今年に入ってから全国的に感染が拡大しており、1月21日にはまん延防止等重点措置が適用となりました。また、3月7日から3月21日まで延長されております。

長瀨町の陽性者も感染拡大し、埼玉県公表では1月10日には9月22日以来の陽性者が確認されております。状況としては、1月に15人、2月に39人が確認されており、特に2月は1週目に10人、2週目に24人と、2週間で34人増加いたしました。その後2週間は5人と減少傾向にあります。また、3月から3月8日、県の公表までも3人となっております状況でございます。

対策につきましては、引き続きマスク着用、手洗い、手指消毒、換気などの感染予防、感染拡大の基本的対策を徹底したほか、さらなる感染拡大を見据え、自宅療養者への生活支援に関しまして、県と市町村の連携体制を一層強化するため、昨年10月27日に埼玉県と新型コロナウイルス感染症自宅療養者に係る連携事業について覚書を締結し、県から必要な個人情報の提供を受け、自宅療養者へパルスオキシメーターの貸与、希望者へ食料品の配布を実施しております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 健康福祉課が頑張っているということと、それからあとは長瀨町では優秀な医者の南須原宏城先生のところでということで、随分と接種率が多くなっていることなので、安堵はしていますけれども、ここに書いてありますように感染が拡大していると、今新聞紙上で109人というのが上がっているわけですが、いろいろ手洗いとか何かをやっても駄目なものは駄目なのです。そうですので、これからどうにしようかっていっても、それはまだ分からない、未知数だから。ワクチンではなくってウイルスだから駄目なのだよねって言って開き直るということも一理はあると思うのですが、健康福祉課長にしてみれば、そういうことは言えなくて、手洗いをちゃんとやってください、何をやってくださいということしか言えないわけです。そうですが、これ以上例えばちょこちょこの方策とか何かがあったら、ちょこでいいですから言っていただくとありがたいのですが、お願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

現在新聞等では、109人という感染者が出ていますと思いますが、埼玉県の公表数の積み上げですと99人となっております。これについては、例えば東京で長瀨町の感染者が確認された場合、東京都で長瀨町のカウント1とかなっている場合もありますので、それははっきりしないので、長瀨町の場合は埼玉県が公表している数の積み上げを出しております。

それと、基本的対策ですが、やはり感染予防には基本的対策というのが一番不可欠というふうに国や県からの指導も来ていますし、実際に我々が各種事業を進めているときでも、基本的な対策というのは非常にもう根づいていて、先日も子育て支援事業、未就学児の方やりましたけれども、未就学児でもすぐ手指の消毒をします、黙っていても。そんなふうに、もう多分生活の中にも根づいていると思いますので、引き続きその辺のところは徹底してまいりたいと考えております。

また、ワクチンについても重症化予防に、必ずかからないというワクチンってないですが、なるべくかからない、それから重症化にならないという点で、ワクチン接種についても引き続き進めてまいります。特に5歳から11歳については、義務がないと言われてはいますが、3月7日に予約を秩父郡市内で開始しまして、初日で350予約が入っておりますので、この辺のところは様子を見ながら、接種のほ

うに向けてうまく進めていければいいのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

○7番（大島瑠美子君） はい、いいです。

○議長（板谷定美君） 3番目の質問に関しては午後からでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、7番、大島瑠美子君、質問をお願いいたします。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、3番、企画財政課長にお願いします。

長瀬町スタートアップ支援事業について。町では、ビジネスコンペティションを開催し、6事業者の事業が採択されましたが、事業決定に当たり事業の実現性、継続性と発展性をどのように判断されたのでしょうか。

また、事業の進捗状況と事後経過をどのように評価していくのか伺います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

スタートアップ支援事業の採択事業決定に当たっては、条例により設置した提案型事業審査委員会において審査、協議の上、最終的に町で決定いたしました。審査委員会には、金融機関や埼玉県産業振興公社など、創業支援に知見を有する方々を委嘱し、提案のあった事業の内容だけでなく、資金力や実現性、将来性などについて審査していただいたところです。また、当町が抱える課題の解決に資する提案かという視点も重視して審査を行いました。採択事業決定後、10月に開催しました採択決定通知書の交付式では、町長、副町長も交えて各事業者が意見交換を行い、それぞれの熱い思いを確認することができました。

その後、約半年が経過し、各事業者において開業の準備が着々と進んでいる状況でございます。3月下旬には、今年度分の事業報告を受け、補助金の交付手続を行います。それで終わりではなく、事業が持続していくように町として継続的に支援、連携を図ってまいります。また、地域活性化に資する事業になっているか、定期的に状況を把握してまいります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 広報に、大々的に写真が載って出ていました。ああ、この人たちがするのだからと思いましたけれども、顔を見たらあまり、幼なじみではないですけども、ここでやっている方というのが、ああ、二、三人で後の人というのだけれども、金額が2,500万という金額です。それで、町でも何でも昔のことを言っただけなのだけれども、町から補助金が出る事業については、3年間なら3年間全

部やるのですけれども、3年間で過ぎるとしぼんでしまっただけというのが、継続するということがないので、これを今日一般質問しました。

そして、10月からというので半年経過しましたけれども、よく1月になると行ってしまった、2月は逃げてしまった、3月は去ってしまったのだよねという言葉で、もう3月で去ってしまったという言葉もあるので、これから何だかどこでやっているのというのが、普通風の便りで流れてくるのがそんなに流れてこないで、どうしてるのだろうなということで、そして住民に、住んでいる人だとか、あと違う町村から来ている方というのは、ここに移住する気があるのかな、それとも向こうから来てやるのかなって、それでコーヒーショップとか何かというのは、屋台が1個あればできるのだからねということもあるのです。そういうので、これからここに2,500万という税金を、皆さんに頑張ってやってくださいということでやっているのですけれども、町ではお金をくれたのについて、ただの投げ銭ではないけれども、くれてしまえばそれで終わりではなくて、やっぱりよく見て、それで継続で、せめて5年や7年はやってもらいたいって思うわけなのです。いつでも大体3年ぐらいを目安にぽちぽちとやるのでのろし上げるのだけれども、そうするとぽちぽちと消えてしまうというので、線香花火のようなことではなくてするので、だからここに書いてありますように、その継続性と発展性をということなので、その申請した方がやる気があって一生懸命頑張ってやってもらって、だけれどもコロナ禍だから無理なのだよねって言われると仕方がないので、進捗状況と事後経過。だから、事後経過をこれから町はどのようにということで、それで支援というの、支援も言葉で支援するのと、それから態度で、行動で支援するというのと、あとは金で支援するのではなくて、金で支援しても何にもならないと思うので、金ではなくて支援するのについて、そっちのほうも行動で支援するというふうなほうにしてもらいたいと思うので、もう一度企画財政課長にお聞きしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

まず、事後経過について、もちろん進捗状況は把握をしておりますと先ほど答弁させていただきました。現時点では、まだ開業に至っていないところがないものから、お知らせもなかなかできていないのですけれども、それぞれ間もなく4月ですとか、開業してくるところがあるというふうには聞いておりますので、そういった適切なタイミングで、町としても広報だったり、ホームページだったりでお知らせをしていくなど、事後の経過についても把握してお知らせをしていくようにしたいと思っております。

また、継続的な支援につきましては、大島議員おっしゃるとおり金銭的な支援ではなくて、人的な行動としての支援で各事業が持続していくようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今、企画財政課長からいい答弁をいただきました。それを期待してやってもらって、長瀬町の活性化とか発展だとかということなので、やる気のある方たちがそのビジネスコンペティションに申し込んだのです。ただもらえばいいというだけではなく、金もらうからそれでということで、何しろもたもたしてできなくて終わってしまいますので、そこのところをだからよく見て、実を言うと、前にも言った補助金なり協力金なり助成金なりやったのですけれども、みんな3か月、3年ぐらいでぽちぽちとなくなってしまいうのも目の当たりに、役場に行っていましたので見えていますので、そこのところよく気をつけてやっていただきたいと思います。

まだこれ駆け出しのことですので、これで再質問はお答えしなくても結構です。では、期待していますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 以上をもって、通告のあった一般質問は全て終了いたしました。これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（板谷定美君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第25号までの25件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号））の提案理由を申し上げます。

令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,140万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億1,994万3,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

- 企画財政課長（大栗 徹君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号））につきましてご説明いたします。

政府補正予算による高校生までの子供1人当たり10万円相当の給付のうち5万円の現金給付については、令和3年11月29日付で専決処分し、12月定例会においてご承認いただいたところでございます。その後、12月15日付の国からの通知において、残りの5万円についても現金により、さきの5万円と合わせて一括して給付することが可能であることが示されました。これを受けまして、当町として10万円を現金で一括支給することとし、年内に支給を開始するため、緊急に予算を編成する必要が生じたので、令和3年12月16日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させて

いただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、4,140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億1,994万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正でございます。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金の補正額4,140万円は、今回の給付金について全額国庫支出補助金を充てることとなっているため、増額するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額4,140万円は、子供1人当たり5万円の給付金を追加するものでございます。

以上で、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号））の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この額というのは12月議会で5万円を一応やって、その後の残りの5万円ということでもいいわけですよね。諸経費は、あのときにかかっただけしかかからないで、ここには載っていないから、かかっていないということよろしいわけですか。

そうすると、これ5万円で割ると該当が828人を想定して国のほうに予算取りをした、予算取りというのかな、ということよろしいわけですか。一応そのことを確認したいと思います。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、11月に専決いたしまして12月でご承認いただいたところで、事務経費的なものは計上してございますので、残り、最初クーポンでといった部分について今回専決処分をさせていただきます。一括して現金として給付を既にしてしました。

対象者の中で児童手当をいただいている方、それとその児童手当をいただいている弟や妹がいる高校生の保護者については、申請なしで12月27日に支給いたしました。支給は330世帯645人でございます。

次に、公務員ですとかは、町から児童手当は出ておりません。それから、高校生も児童手当がないものですから、公務員や高校の方については、申請をその後いただいております。これにつきましても、1月31日、2月16日、それと24日、それと3月11日に支給いたしますけれども、それが121世帯157人に支給を終えます。合計で451世帯802人、8,020万円が現在支出しているところでございます。

ほぼ対象となる方は申請されたとは思っているのですが、対象と思われる方で未提出の方が数名いましたので、再度今通知をしているところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔なし〕と言う人あり

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔なし〕と言う人あり

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））の提案理由を申し上げます。

令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,290万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億4,284万3,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））につきましてご説明いたします。

政府補正予算において住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の給付が決定され、可能な限り速やかに支給することとされました。対象者への通知等を迅速に行うため、緊急に予算を調製する必要が生じたので、令和4年1月7日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、1億2,290万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億4,284万3,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正でございます。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金の補正額1億2,290万円は、今回の給付金について全額国庫補助金を充てることとなっているため、増額するものでございます。

次に、歳出の補正でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額1

億2,290万円ですが、住民税非課税世帯1世帯当たり10万円を給付するため、第18節負担金補助及び交付金に1億1,850万円を計上しております。そのほか給付の事務に必要な経費として、システム改修や通知の郵送等に係る費用を計上しております。

以上で、議案第2号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 8番です。先ほど内訳を聞こうかなと思ったら、内訳人数が1,185人というふうに純粋に読み取っていいのかどうか、人数をはっきり教えていただきたいのですけれども、対象人員。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

対象人数でございますが、専決処分させていただいた段階では1,185人という計算をさせていただきました。これについては、住民税非課税世帯の世帯数として計上いたしました。しかしながら、対象となる世帯が、課税世帯に扶養されている世帯の方は対象外ということがあります。このシステム改修をやって、実際に対象となる見込みの数ということを出させていただきまして、それらの方に対して確認書というものを送りしました。確認書が発送された方は対象となる可能性があるという方で、その確認書を役場のほうに提出していただくという流れで支給のほうをさせていただいております。

確認書につきましては、2月16日に629通、だから629世帯の方に対して送付しております。現在のところ、そのシステム改修をして、課税世帯の扶養になっていないという方の世帯が629ということで、その方には確認書を提出させていただきました。そのほか収入減少という方については、自分で申請をさせていただく必要があるのですが、確認書の数には629通でございます。そのうち既に434の世帯の方が返送いたしまして、この方については3月11日に1世帯当たり10万円の振込を行います。

なお、確認書のほかに、ホームページでもこちらの件につきましては周知をしておりますし、3月号の広報につきましても、受給には手続が必要だということで周知をしております。また、健康担当であるとか、それから地域包括支援センターの職員のほうにもこの旨話をして、こういうのが来たのだけれどもといったときにご案内できるように、配慮はさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） ちょっとこのところの1,185人、10万円くれました。それで、こっちの専決処分、高校生以下の人に10万円、これ重複しているのではなくて世帯は別なのですね、非課税世帯で。そうすると、長瀬町では高校生と、あとはだから非課税世帯の人が1,185人もいるということになりますよね、大体。629世帯に送付ということなので、1,185人分ということですので、非課税世帯だということで、給付金で、そういう計算になるわけですね。お願いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

非課税世帯ということですので、全くその10万円もらっている方と重複する方がいないかといえば、いる可能性のほうがあります。独り親の方で非課税世帯とかという方もいらっしゃいますので、そういう方

についてはこちらも該当するという事とを考えてもらっていいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第3号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第3号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

現在の個人情報保護制度では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の個人情報関係の3法の法律において定められています。また、都道府県、市町村など地方公共団体における個人情報の取扱いについては、各地方公共団体が規定する個人情報保護法で適用されています。

このように、個人情報保護制度が実施する主体によって適用される法律が異なっていた3法を個人情報

保護法へ一本化する法律が令和4年4月1日に施行されることとなったことで、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法は廃止されることになりました。これに伴い、長瀬町個人情報保護条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第3号新旧対照表を御覧ください。

初めに、第2条第6号の改正内容でございますが、独立行政法人等の定義を指すために引用していた独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護法への一本化に伴い、改正後の個人情報の保護に関する法律において、同一の用語を定義している規定の引用に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 長瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第9、議案第4号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員において職員の不妊治療に係る休暇が新設されたことに伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

国家公務員における不妊治療のための休暇の新設等に係る改正人事院規則が令和3年12月1日に公布され、令和4年1月1日に施行されました。これに伴い地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により同様の措置を講じたいため、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例において所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第4号新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

初めに、今回の人事院規則改正による不妊治療休暇に係る規定等の改正に合わせて、用語の整理として平仮名表記の「すべて」を漢字表記の「全て」に改める改正が行われているため、第13条第3項中の「すべて」も同様に漢字表記の「全て」に改めるものでございます。

次に、裏面の2ページを御覧ください。人事院規則の改正に伴い新設された不妊治療のための休暇の規定を第14条第2項第12号の2として新設するものです。また、今回新設される休暇につきましては、第14条第3項で規定される特別休暇の取得要件の適用対象となりますので、「前項第13号」を「前項第12号の2」に改正するものでございます。あわせて、同項ただし書及び第4項中の「すべて」につきましても、第13条第3項と同様に漢字表記の「全て」に改正するものです。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1つだけ。この職員というのは、会計年度任用職員も該当するのかどうかについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 村田議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうは会計年度任用職員のほうは該当しません。職員だけです。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員において育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられたこと等に伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明前になのですが、先ほど村田議員から質問がありました不妊治療の関係ですが、会計年度任用職員は、すみません、別に規則で設けております。

それでは、提案理由につきまして説明いたします。

国家公務員において育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられたことに伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等に係る改正人事院規則が令和3年12月1日に公布され、令和4年4月1日に施行されることとなりました。これに伴い職員の育児休業等に関する条例において、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただきました議案第5号新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、育児休業の取得につきまして、第2条第3号アにおいて（ア）を削り、（イ）及び（ウ）が繰り上がることとなります。また、（イ）におきまして、育児休業を取得できる者の要件を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改めることで、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から育児休業が取得できることとなります。

次に、裏面の2ページを御覧ください。部分休業の取得につきまして、第19条第2項中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及び

イを削ることで、第2条第3号と同様に、継続勤務が見込まれる者の部分休業取得要件が緩和されることとなります。

次に、本則に第23条、第24条及び第25条を新設し、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認及び育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備につきまして措置を講ずることとなります。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当について改定等を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございますが、今回の改正は、特別職

の国家公務員の給与改定に準じ、議会議員の期末手当の改定並びに議員報酬の第3条第1項及び第4条第1項を改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第6号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

初めに、第3条第1項でございますが、現行では、議長、副議長、委員長及び副委員長には選挙されたその日から報酬を支給するとの規定になっておりますが、長瀬町議会委員会条例の規定では、委員長、副委員は後任者の選任が任期前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算するとの規定があり、必ずしも選挙されたその日からとは限らないため、整合性を図るよう改正を行うものでございます。

次に、第4条第1項でございますが、議員報酬の支払い事務の効率化を図るため、支払日を毎月25日から毎月末日に改め、また年末の閉庁日にも対応するようにするものでございます。

次に、第5条は期末手当に関する規定でございます。第2項中、期末手当の支給割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に改めるものでございます。これにより、年間で3.35月から3.25月の支給となり、0.1月分の減額となるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の規定は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものでございまして、本来であれば令和3年の人事院勧告を受けて、改定内容が期末手当支給月数の引下げである場合、その年の12月期末手当の支給に合わせて調整を行うため、支給基準日である12月1日より前に条例改正が行われますが、本年は前例にない取扱いとなったことから、令和4年6月に支給する期末手当支給額から令和3年12月に支払われた期末手当支給額に減額割合の167.5分の10を乗じて得た額を減じて支給するものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和4年2月8日付長瀬町特別職報酬等審議会の答申を鑑み、町長及び教育長の給料月額を改定するとともに、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 提案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、初めに町長等の給料月額の改定につきましてご説明いたします。

当町においては、平成8年2月16日に長瀬町特別職報酬等審議会に諮問し、平成8年4月1日より町長等の給料額を改定して以降、長年において給料の額の改定を行っていないところであります。これは、平成14年より特別職の給料について減額をする特例条例を設け、財政の健全化に努めてきたためであります。本来であれば特別職の給料は、その職責やその時々々の社会情勢等に見合った額とすることが望ましいものであります。このことから、前回の審議会の開催から約25年が経過し、人口や財政状況等の町の情勢も大きく変化していることから、給料の額について検討すべき時期にあるという考えに至り、去る1月19日に審議会を開催し、特別職の報酬等の額について諮問を行いました。

審議に当たっては、最後に町長等の給料改定を行った平成8年度以降の人事院の給与勧告、他団体との職員給与等の比較状況、近隣自治体との均衡及び長瀬町の財政状況等を基本事項に据え、公平の立場で多面的視点から2回にわたり審議をいただき、答申をまとめていただきました。

お手元に配付してございます参考資料、議案第7号、議案第8号の上の表を御覧ください。

答申の内容でございますが、町長については、長瀬町を除く秩父郡内町村の平均給料額は62万8,500円でございますが、人口や職員数などが最も似ている横瀬町の町長の給料月額が59万1,000円であることなどを鑑み、給料月額70万円から15%を減じた59万5,000円とすることで意見が一致しました。

副町長については、平成23年1月1日に副町長を設置する際に、以前の助役の給料月額60万8,000円から5万8,000円を減額した55万円、減額率9.5%としていること、長瀬町を除く秩父郡内町村の平均給料額56万3,250円と比較しても均衡は取れていることから、今回の改正は見送ることで意見が一致しました。

教育長については、長瀬町を除く秩父郡内町村の平均給料額が51万9,000円であること、町長及び副町長についてもマイナス改定を行っていることを考慮し、給料月額54万から2万円を減額した52万円、マイナス3.7%とすることで意見が一致しました。

また、改定の実施時期については、年度途中ではなく令和4年4月1日から施行されることが望ましいとの意見で一致しました。

以上が答申の内容となっております。

それでは、お手元に配付してございます参考資料のもう一つのほうの議案第7号を御覧ください。

初めに、第3条は、町長等の給料月額に関する規定でございます。先ほど申し上げましたとおり、長瀬町特別職報酬等審議会の答申を鑑み、第1号の町長の給料月額を「70万円」から「59万5,000円」に、第3号の教育長の給料月額を「54万円」から「52万円」に改めるものでございます。

次に、第6条は期末手当に関する規定でございます。第2項中、期末手当の支給割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に改めるものでございます。これにより、年間で3.35月から3.25月の支給となり、0.1月分の減額となるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則でございます。

附則は、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の規定は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものでございまして、先ほどの議案第6号と同様で、令和4年6月に支給する期末手当支給額から令和3年12月に支払われた期末手当支給額に減額割合の167.5分の10を乗じて得た額を減じて支給するものでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） いい機会だから、ちょっと聞いてみようかななんて思ったのです。長瀬町で一番町長が高いこういう、どのくらいですか、それをちょっと聞きたい。今までに町長がやった条例、今下がっているけれども、そのときに一番高い町長、町長も何人もいたけれども、幾らかなど。それで、今現在こういうふうになっている。だから、聞いてみようかななんて。なかなか聞きづらいのだけれども、給料のことだから。議員のを下げろなんていうわけにもいかないから、すぐ。だから、そこでちょっと聞いてみたいなと思ったのです。今までに一番高かった時期の町長、それをちょっとお聞きします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、染野議員の質問にお答えいたします。

今までで一番高かった町長の給料月額ですけれども、70万円でございます。

〔「70万」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） はい。

〔「そんなもんだったんかい」〕

○総務課長（福島賢一君） はい。以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 今朝ほど参考資料として、議案第7号、第8号の参考資料が配られました。それによりますと、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村等の金額が書いてあるのですが、この3町1村の町長の現在額が載っているのですが、これらの町長は特例を設けているのでしょうか。特例を設けて減額しているのであれば、それも教えていただきたいと思えます。

それともう一つ、今回長瀬町長とか教育長の金額を減額しますけれども、それについての減額分の積み上げ額は何ぼになるか教えてください。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

こちらのほうの他町の給料ですけれども、これは減額率をしていない月額でございまして、今減額しているのは小鹿野町と東秩父村でございます。この減額によりまして給料がどのくらいあるかということ、約240万円になります。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、議案第8号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

町長等の諸給与条例の一部改正に伴い、町長等特別職の給与月額の減額率についても改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第8号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。町長等の諸給与条例の一部改正に伴い、町長等特別職の給料月額減額率についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第8号新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

町長等の諸給与条例の一部改正により給料月額減額となったことに伴い、町長の減額率を「100分の20」から「100分の15」に、教育長の減額率を「100分の15」から「100分の10」に改めるものでございます。

先ほどの議案第7号で御覧いただきました参考資料、議案第7号、議案第8号の下の表を御覧いただきたいと思っております。

減額率を改めることにより、町長にあっては給料月額59万5,000円のところ50万5,750円になり、教育長にあっては給料月額52万円のところ46万8,000円となるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 長瀬町町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げ

げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を鑑み、期末手当の支給割合の引下げを実施したため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございまして、国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を鑑み、期末手当の支給割合の引下げを行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第9号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。

第14条の4は、期末手当に関する規定でございます。初めに、第2項でございしますが、期末手当の支給割合を「100分の127.5」から「100分の120」に改めるものでございます。これにより、年間で2.55月から2.4月の支給となり、0.15月分の減額となるものです。

次に、第3項は再任用職員について定めているものでございまして、常勤一般職の支給割合の読替規定を「100分の127.5」から「100分の120」に改め、期末手当の支給割合を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改めるものでございます。これにより、年間で1.45月から1.35月の支給となり、0.1月分の減額となるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則でございしますが、附則第1条は条例の施行期日を定めたものでございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条の規定は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものでございまして、議案第6号、議案第7号と同様で、令和4年6月に支給する期末手当支給額から令和3年12月に支払われた期末手当支給額に減額割合の127.5分の15を乗じて得た額を減ずるよう規定しており、同項第2号では再任用職員について、常勤一般職員と同様に72.5分の10を乗じて得た額を減ずるよう規定しているものでございます。

続いて、裏面を御覧ください。附則第2条第2項でございしますが、こちらは令和3年12月に本条例以外の規定による条例等に基づき期末手当の支給を受けたもので、令和4年6月に本条例に基づき期末手当が支給されるものについて、第1項の規定と同様に期末手当の額を減ずることができるよう規則で定めることができることを規定したものでございます。

続いて、附則第3条でございしますが、附則第2条の特例措置の施行に関し、必要な事項は規則に委任することができるものでございます。

最後に、附則第4条でございしますが、こちらは長瀬町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例を一部改正するものでございまして、同条例に令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する附則を1項加えるものでございます。これにより、令和3年に再任用職員等であった者が令和4年に会計年度任用職員として任用となった場合、本条例附則第2条に規定する措置と同様に額を減ずるものとするものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

- 議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。
9番、染野光谷君。
- 9番（染野光谷君） いい機会だから聞いてみようかななんてと思ったのです。昔のことだけれども、この町で今町長以外の方で一番給料の多い方は何名いるのですか。
〔何事か言う人あり〕
- 9番（染野光谷君） 聞いていいのだよ。
〔「職員でしょう」と言う人あり〕
- 9番（染野光谷君） 職員のだよ。名前は言わなくてもいいから、それはちょっと。いい機会だから、すみません。
- 議長（板谷定美君） 総務課長。
- 総務課長（福島賢一君） それでは、染野議員の質問にお答えいたします。
現在一番高い職員は、金額ですけれども、40万3,500円で2人います。
以上です。
- 議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第15、議案第10号 長瀬町産業労働者住宅資金貸付に関する条例を廃止する条例を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
- 町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町産業労働者住宅資金貸付に関する条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。
長瀬町産業労働者住宅資金貸付制度は、民間金融機関等の住宅ローンの多様化などにより、利用者が著しく減少したため本制度を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、議案第10号 長瀬町産業労働者住宅資金貸付に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書を御覧ください。今回廃止いたします長瀬町産業労働者住宅資金貸付制度は、昭和57年度に町内の産業労働者に対し、町内に居住するための住宅資金を低金利で融資することにより、町内の産業労働者の福祉の向上と労働力の確保に資することを目的に導入されたものでございますが、バブル経済崩壊以降は、民間の金融機関等が本格的に住宅ローン市場に参入したことにより、本制度の利用者は著しく減少し、令和2年度時点で1名となっております利用者も、令和2年8月末には住宅ローンが完済しており、以後、利用者が一人もいない状況が続いております。

以上のことから、町では本制度は当初の目的を果たし、役目を終えたものと判断し、制度を廃止するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 長瀬町産業労働者住宅資金貸付に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第16、議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第10号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億692万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を39億4,977万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明いたします。

最初に、お手元に配付しております参考資料、令和3年度一般会計補正予算（第10号）の概要というものを御覧ください。A4横向き両面の資料でございます。予算書の後についているかと思いますが。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○企画財政課長（大栗 徹君） 今回の補正予算は、通常の補正に加え、新型コロナウイルス感染症に関する事業の補正を含んでおりますので、こちらの資料で先に概要を説明させていただきます。

まず、予算総額でございますが、今回2億692万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を39億4,977万2,000円にしようとするものでございます。

次に、今回の補正額の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症関連の事業につきましては、8,034万6,000円の増額と439万8,000円の減額がございます。また、国の補正予算などに伴う通常事業については、2億3,363万円の増額となっております。このうち主な内容ですが、国の賃上げ方針に伴い、保育士等の報酬を増額する保育士等処遇改善臨時特例事業が562万円、サービス利用の増加に伴う障害者自立支援給付事業の増額が334万円、民間資金を活用した複合型の若者定住促進住宅設置に向けた可能性調査を行う移住定住推進事業の増額が275万円、マイナンバーによる転入手続の簡素化に対応するための戸籍住民システム改修事業が264万円となっております。

さらに、町税や地方交付税がこれまでの予算額を上回ることなどにより、歳入歳出のギャップが生じるため、公共施設整備基金などへの積立金を合計2億1,795万5,000円増額いたします。また、例年同様の入札差金や執行節減などによる通常事業の補正といたしまして1億264万9,000円の減がございます。

次に、新型コロナウイルス感染症関連の事業に伴う増額補正の内訳を説明いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、これまで類似の補正により3月までの接種に必要な経費を確保しておりますが、今回7月頃までの接種に必要な経費を増額し、3回目接種や小児用ワクチン接種を進めるものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業ですが、新たに8つの事業を計上しております。

1つ目、町ブランディング事業は一旦飛ばしまして、2つ目、地域防災計画等改定事業841万7,000円は、

避難所での実務的な感染症対策等を取り入れ、ウィズコロナに対応した内容に計画を改定するものでございます。

3つ目、観光トイレ改修事業766万2,000円は、彩の国観光トイレなど3か所の便器を洋式化することで、飛沫によるウイルス感染を抑制するものでございます。

4つ目、商工会会費補助事業561万8,000円は、経済活動の低迷を鑑み、令和3年度分の商工会会費相当額を補助するものでございます。

5つ目、保健センター空調設備更新事業253万円は、ワクチン接種会場にもなっている保健センターの空調の一部を換気式の空調に更新するものでございます。

6つ目、社会福祉協議会情報通信環境等改善事業費補助事業141万円は、福祉資金の貸付けなどを担っている社会福祉協議会が実施するインターネット回線等の強化、改善事業に対して補助を行うものでございます。

7つ目、新型コロナウイルス感染予防対策事業65万5,000円は、議場などに空気清浄機及び飛沫防止のパーティションを設置するものでございます。

8つ目、企画立案能力向上事業18万円は、これからのウィズコロナ、アフターコロナ社会に対応するため、民間企業等の外部講師を招き、若手職員が自ら施策を企画立案できる能力の向上を図るものでございます。

続いて、一旦飛ばしました町ブランディング事業についてご説明いたします。裏面2ページを御覧ください。こちらの事業につきましては、1年前、令和2年度3月補正予算において委託料をお認めいただき、埼玉りそな銀行のコンサルティング支援を受けながら町の魅力を高め、新たな人、経済の流れを生み出す事業について検討を進めてまいりました。役場内での検討はもちろんのこと、町内外の事業者に対して意見を伺いながら、実現性があり、かつ地域の活性化に資する事業を検討した結果、今年度除却工事を行った緑の村野外運動施設跡地にシンボリックな観光拠点を誘致する方向に決定いたしました。実際に現地を見た事業者からは、景色がよく静かで、駅からも歩ける距離にあり、観光客向けの事業用地として大変魅力的であるとの評価をいただいております。誘致が実現する可能性は非常に高いものとなっております。

今後は、4月中に事業提案の公募を開始し、2か月程度の公募期間を設けまして、プロポーザル方式で事業者を決定したいと考えております。今回の事業用地は民有地であることから、実施体制図にありますとおり町が地権者から借り受け、事業者に転貸する形式を取る予定です。その上で、観光拠点の施設整備につきましては、上下水道などのインフラ整備も含めて原則事業者が行うものとし、町は補助金により費用の一部を助成したいと考えております。

また、町が間に入って事業を行ってまいりますので、事業者だけが利益を得るのではなく、町内事業者との連携による既存コンテンツの強化や、一般の観光客を呼び込むにぎわいの創出を提案の要件とし、地域の活性化に資する事業を誘致いたします。この誘致を進めるため、今回の補正予算では、引き続き埼玉りそな銀行のコンサルティング支援を受けるための委託料330万5,000円と、令和4年度中の工事に係る費用の一部を助成するための補助金3,000万円、合わせて3,330万5,000円を計上しております。また、公募要領において、国のローカル10,000プロジェクト事業による補助金、最大5,000万円の活用も可能である旨を記載したいと考えております。この制度は、事業者が補助金以上の融資を受けることが条件ですので、活用するしないは事業者次第でございますが、活用する場合には、改めて予算要求させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

町ブランディング事業を含め、補正予算の概要については以上でございます。

続きまして、補正予算書の13ページ、14ページを御覧ください。歳入の補正のうち、主なものについてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税ですが、個人、法人ともに収入見込額が当初予算額を上回る見込みとなったことから、5,280万円を増額するものです。

第2項固定資産税、第1目固定資産税は、現年課税分において収入見込額が当初予算を下回るものの、滞納繰越分について当初予算を上回る収入があったため、96万4,000円を増額するものです。

第4項たばこ税、第1目たばこ税も収入見込額が当初予算額を上回る見込みとなったため、105万円を増額するものです。

第11款地方交付税につきましては、国の12月補正に伴い交付税額の再算定が行われ、8,442万7,000円を増額となったものでございます。

続いて、第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の補正額マイナス903万2,000円のうち、第3節児童保育費国庫負担金は、保育園への途中入所などが当初の見込みを下回ったことなどにより、保育園などへ支払う委託料が減額となるため、824万7,000円を減額するものでございます。

次の15ページ、16ページを御覧ください。第2目衛生費国庫負担金の補正額916万3,000円は、新型コロナワクチン接種に係る費用のうち、医療機関への接種委託に要する費用などについて増額するものです。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額5,827万9,000円ですが、第1節企画総務費国庫補助金は、先ほど説明しました新型コロナ関連事業に充当する地方創生臨時交付金5,288万9,000円と、移住定住推進事業に対する国庫補助金275万円を増額するものです。第2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金は、戸籍住民システム改修事業に対する補助金264万円を増額するものです。

第2目民生費国庫補助金の補正額674万9,000円は、先ほど説明しました保育士等処遇改善臨時特例事業に対する補助金562万円の増額などによるものでございます。

第3目衛生費国庫補助金の補正額862万9,000円は、新型コロナワクチン接種に係る費用のうち、コールセンター設置費用などに対する補助金を増額するものです。

第4目土木費国庫補助金の補正額482万8,000円は、社会資本整備総合交付金が予算額を上回るため増額するものです。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金の補正額マイナス582万9,000円は、児童手当を含め各事業の執行見込額が予算額を下回ることから減額するものです。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金の補正額マイナス344万3,000円は、延長保育の利用が当初の見込みを上回るものの、その他児童福祉に関する各事業の執行見込額が予算額を下回ることから減額するものです。

次の17ページ、18ページを御覧ください。第3目農林水産業費県補助金の補正額マイナス84万4,000円ですが、国の補正予算において全国の農業委員会にタブレット端末を導入することとされ、その購入費用に対する補助金の増額などがある一方、埼玉県産地パワーアップ事業において補助対象経費の減額があったことなどにより減額するものです。

少し飛びまして、第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金の補正額マイナス945万1,000円は、ふるさと納税の寄附額について12月に増額補正をさせていただきましたが、最終的な収入見込額が予算額を下回る見込みとなったため減額するものです。

第5目民生費寄附金の補正額10万円は、個人の方からご寄附をいただいたことによる増額でございます。

19ページ、20ページを御覧ください。第20款諸収入、第4項受託事業収入、第3目新型コロナウイルスワクチン住所地外接種事業受託収入の補正額277万7,000円は、長瀬町民以外の方が保健センターでワクチンを接種した場合に、住所地の市町村から接種費用を受け入れるものでございます。

第5項雑入、第2目雑入の補正額1,685万8,000円ですが、このうち1,680万円は先ほどご審議いただきました産業労働者住宅資金貸付けに関する条例の廃止に伴い、金融機関から預託金の返還を受けるものでございます。

第21款町債、第1項町債の補正額マイナス1,100万円は、緑の村野外運動施設等除却事業及び道路新設改良事業について、それぞれ執行額や国庫補助額の確定に伴い、起債の額を減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきまして、概要の説明に含まれていないものについて何点かご説明いたします。21ページ、22ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費の補正額マイナス399万7,000円は、議員の欠員に伴う人件費の減などにより減額するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額マイナス662万2,000円は、令和3年度当初の人事異動に伴い一般職の給料等に不足が見込まれる一方、町長等の給与の特例に関する条例の施行に伴い、特別職の給料等が当初予算を下回るため減額するものです。

第4目財政調整基金費の補正額470万4,000円は、歳入が歳出を上回ったため、当該基金に積み立てるものでございます。

第11目減債基金費の補正額3,315万1,000円は、地方交付税の再算定による増額のうち、この金額を令和3年度に借り入れる臨時財政対策債の返還に充てることとされているため、増額するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費の補正額マイナス387万1,000円は、寄附金額の減額補正に合わせて積立金を減額するものでございます。

23ページ、24ページを御覧ください。第13目公共施設整備基金費の補正額1億8,000万円は、地方交付税の再算定などによる増額により歳入が歳出を上回ったため、当該基金に積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費の補正額マイナス1,499万2,000円は、ふるさと納税に係る返礼品等の費用の減額や、総合振興計画等策定業務委託の入札差金などによる減額でございます。

第2目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、先ほど説明しました新たに実施する事業の増額のほか、これまでに実施した事業の執行見込額が予算額を下回ることによる減額があり、差引き4,826万3,000円の増額となっております。

少し飛びまして、第5項選挙費の補正額マイナス831万4,000円は、28ページまでまたがりますが、今年度執行された衆議院議員総選挙、町長選挙、県議会議員補欠選挙、町議会議員補欠選挙、それぞれの費用が予算額を下回ることによる減額でございます。

そのまま27ページ、28ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費の補正額マイナス673万4,000円と、第4目老人保険費の補正額マイナス183万9,000円、第5目介護保険費の補正額マイナス325万2,000円は、主に各特別会計への繰出金の確定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

29ページ、30ページを御覧ください。第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額マイナス1,672万円は、先ほど説明しました保育士等処遇改善臨時特例事業の増額がある一方、保育園などへ支払う委託料や児童手当が予算を下回ることなどから減額するものです。

次の31ページ、32ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目緑の村管理費の

補正額マイナス528万5,000円は、緑の村野外運動施設等除却工事の入札差金を減額するものです。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の補正額44万円は、中小企業が融資を受けた際、利子の一部を町で補助しておりますが、対象となる企業及び融資額が当初の見込みを上回ったため増額するものです。

33ページ、34ページを御覧ください。第2目観光費ですが、船玉まつり実行委員会が実施したながとろエール花火への補助金200万円について、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を充てることとし、財源を組み替えるものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費の補正額マイナス370万円、第3目道路新設改良費の補正額マイナス318万8,000円は、それぞれ事業執行見込額が予算額を下回ることから減額するものです。

また、第4項公園費、第1目公園管理費の補正額マイナス80万9,000円は、議会でもご指摘をいただきました蓬莱島公園の流れ橋設置工事について実行方法を見直したことによる減額でございます。

第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費の補正額22万7,000円は、主要地方道路長瀬玉淀自然公園線上にあります長瀬トンネル付近の消火栓の修繕について、秩父広域市町村圏組合が行う舗装修繕と併せて実施するため、秩父広域への負担金を増額するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の補正額マイナス266万5,000円ですが、町長等の給与の特例に関する条例の施行に伴う特別職給料等の減額や、次のページになりますが、就学援助費、就学奨励費の執行見込額が予算を下回ることなどにより減額するものです。

そのまま35ページ、36ページを御覧ください。第3項第二小学校費、第2目教育振興費の補正額マイナス231万1,000円は、複式学級の設置に至らずに済んだことから、学習指導員を雇用しなかったため減額するものです。

最後に、繰越明許費の補正及び地方債の補正についてご説明いたします。6ページを御覧ください。第2表、繰越明許費は、冒頭で説明しました新型コロナ関連事業を中心に執行が令和4年度に係る見込みの事業について、それぞれ予算額から令和3年度中の執行額を除いた金額を繰り越すものでございます。

7ページ、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正ですが、緑の村野外運動施設等除却事業及び道路新設改良事業について、それぞれ事業費の減少や国庫補助金の増加があったため、起債限度額を減額するものでございます。

以上で、議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） マスク外します。

○議長（板谷定美君） はい、どうぞ。

○5番（村田徹也君） まず、多分24ページに当たると思うのですが、委託料のところ、PFI可能性調査業務委託料というのがありますが、これプライベート・ファイナンス・イニシアチブというふうなことだと思いますが、これは埼玉りそな銀行に委託したのかどうか。これ多分公共施設の建設とか改修、研修等の経営能力がどうかというふうなことを調べるための調査ではないのかなと思いますが、ちょっと内容が、もう少し具体的にお願いします。

それから、町のブランディング事業全体についてなのですが、ここに資料のほうで頂いたところにある

のですけれども、サウンディング事業というふうなものが書かれていると。これは、公有地の活用の検討とか、そんなふうなことを事業者と対話を通じて、事業成立の可否判断や市場の有無を確認したりするというふうな目的で行われたことだと思います。その中で特に、次に緑の村野外運動施設跡地へシンボリックな観光拠点を誘致するというようなことで書かれているのです。シンボリックということは、象徴的なさまということです。だから、観光に関する象徴的なものをあそこに持って来ると。ちょっとこれ私は理解できない。長瀬というところにおいてシンボリックな観光と言え、やはり今話題になっている岩畳とか、名勝天然記念物というところだろうと、それを新たにシンボリックな観光拠点ということがちょっとどういうことなのかと。

それから、この事業なのですけれども、元をただせば緑の村を閉鎖したのが3年余分にかかってしまったと。多分その間に検討したというふうなことで検討委員会を開いて、あそこは使いようがないから地権者に返すのだということで、本年度あそこを解体したと。ついこの間ですよね、ついこの間というか、あそこをよく歩いているのですが、月またいで2月の、期日よりちょっと遅れたのです、工期が。でも、あそこはほぼ解体が終わったと。終わったと思って、3月議会で新たにこういうところが事業が出てくるといことは、もう解体するとき、その事業は終わってから出てきたのではないで、もっと前に出てきたのだろうと。こここのところ重複してしまうので、どうも理解できないと。

あとは、これは以前私があそこの解体のとき質問したのですが、町長答弁だったと思いますが、下のグラウンドについては、地元の地権者や利用者について有効な活用をしていきたいというふうな、あのときの答弁はそうだったのです。では、あそこは今グラウンドゴルフとか、ソフトボールとか、あと歩く人があそこにいたりしているのですが、蛍のところもあつたりしますが、そういうのについての聞き取りとか、そういう地元の人の活用ということをここに入れたのかどうかということ。

まだたくさんありますけれども、あと1点だけ。アウトドアのまちづくり拠点整備補助金という中に3,000万円ですか、アウトドアの拠点づくり整備補助金というのがこの中に含まれているわけです。今の感覚で、ではあそこにアウトドア的なものが来るのかというふうなことしか分からないのですが、サウンディング調査等でそんなことが出ているのか、そこについて何点もありましたが、お伺いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、補正予算書24ページのPFIの関係でございます。こちら、まず委託先については、これはブランディング事業とはまた別のものになりますので、埼玉りそなと決まっているものではございません。そもそもこの事業の内容でございますが、ご質問で言っていたとおり公共事業の絡みになります。民間資金を活用して、公共施設等の事業の実施ができるかどうかを検討するための可能性調査が今回の事業内容になるのですけれども、その公共事業を実施しようと考えているものって何かといいますと、若者の定住を促進するための地域優良賃貸住宅がメインの機能になります。それを含めた複合型の公共施設について、このPFIを活用して事業実施ができるかどうかの可能性調査を行うものでございます。

続いて、ブランディング事業につきまして何点かご質問をいただきました。最初の質問と最後の質問、ちょっと共通するところがありますので、1つにしてお答えをしますが、シンボル、長瀬と言え、岩畳ではないかという点については、全くそのとおりだと思います。庁内でも検討しました結果、岩畳も含めて自然が豊かであること、それを生かしたアウトドアのアクティビティー、コンテンツが豊富にあるということが当町の強みだという結論に至りました。

そういったアウトドアという強みを生かせるような拠点の整備ができないかということで、公募型サウンディング調査を進めていったところでございます。サウンディング調査の実施結果につきましては、ホームページでも公表させていただいているのですけれども、計10社の企業さんと対話をさせていただきまして、利活用の方法については、やはりグランピングの意見が多くあったと。それ以外にも、クラインガルテンとって菜園つきの不動産賃貸といったようなお話もありましたし、花をメインにした公園みたいな、そんなようなご意見もありましたけれども、複数の企業の方がグランピングとして利活用することができるというふうにご意見をいただいております。それは対話の中での話ですので、まだグランピング施設と決まっているわけではございませんけれども、そういったサウンディング調査を踏まえまして、プール跡地にアウトドアの拠点を整備するというための補助金を用意して公募をかけたいというものでございます。

また、解体に当たって、活用も検討して地権者に返すという話があった中で、その1年後に活用の話が出てきたという点でございますけれども、ご指摘のとおりこれまで緑の村野外運動施設については、委員会を設置しまして活用策を検討してまいったのですが、町としても、地権者としても、事業を実施するのは難しいということで、土地の賃貸借契約に基づいて更地にして地権者にお返しするというところで進めてまいりましたし、議会でもそういうふうの説明をしてまいりました。

一方で、町ブランディング事業においては、このプール跡地も含めて複数の候補用地を示しながら町内外の企業に話を聞いて、町の活性化に資する事業、どこでどのような事業なら実現可能かというのを検討してまいりました。その中で、プール跡地については企業の引き合いが強く、地権者に改めて確認したところ、民間企業による活用が可能というお話をいただきましたので、優先的な候補用地として事業検討を進めたところでございます。その後、サウンディング調査などを経て、プール跡地への観光拠点、誘致という話になりました。なので、解体を決定した時点で利活用が決まっていたというわけではございません。

また、グラウンド部分の活用方法について、地元で意見を聞いたかというようなお話でございますが、まずプール跡地の除却工事を進めるに当たりまして、その除却工事の所管課である産業観光課のほうで地元の方々とお話はいただいております。また、企画財政課としても、先日地元の区長さんに今回の事業概要を説明しまして、道路渋滞が発生しないように工夫してほしいというご意見はいただいております。けれども、グラウンドにつきましては、ソフトボールであれば第一小学校であったり、グラウンドゴルフであればはつらつパークなど、ほかの場所で活動が可能ということで、ご理解をいただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 概略分かりました。想像をするに、今ではなくて、多分私もこれを渡されて考えたのですが、あそこだとすればキャンプ場とか、恐らくアウトドア的なものしか、何かをつくってとかいうことはちょっと無理なのではないかなと、経営とかそういう企業が入って事業者がやるのは難しいのではないかなと。ただ、想像の域ですよ、あそこでキャンプ場だとしたら、水場がないというふうなことはネックになるし、日が当たり過ぎてどうかとか、そんなこと。あと、今クライミングなんかもはやっているんで、あの辺にクライミングのをつくってクライミングのメッカではない、どっかやっていますよね、

秩父でも。そういうクライミングのコース設定でもするのかと。さもないと大滝でやっているような、ただ、あそこは川を利用しているから、ターザンみたいなロープを引いて向こうへ下って行ってとか、ちょうど傾斜があると。ただ、そういう木もないし、何か電信柱みたいなのを立てて向こうの電信柱へびゅうって、ちょっとそれだとアウトドア的ではないのかなと。とにかくそんな事業かなというふうな感じがしたのですけれども、やはりこれはこだわるけれども、シンボリックな観光拠点というのではなくて、副になるような新たなアウトドアスポーツと言ったらいいかな、のメッカとか、そういう内容なら分かるのだけれども、ちょっとこのシンボリックというのが引っかかると。

あと、補助金等で、まだその事業者が5,000万円、国が3分の2ということは、大分補助金が使えと。こういうところで、また町が関わったりして土地を借りてとか、そういうのにかなり町が関わってというので、この事業は、地権者は恐らく下の駐車場についても、ぜひ使ってくださいというのが当然だと思うのです。例えば自分があそこに土地を持っていたとしたら、いや、使ってくださいよ、撤去しないでくださいというのが当たり前だから、あの辺の人に聞けば、地権者等に聞けば、ぜひ活用してくださいというのが当たり前であろうと。ただ、町が一切持ち出しがなくて本当に済むのどうかなというのがちょっと不安なので、もう一回その点だけお伺いします。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

ご提案いただいたクライミングですとかアウトドアスポーツならば分かるというお話でございますが、おっしゃっていただいている案も、非常に魅力的なお話だと思います。実際事業者との対話の中でも、プール跡地というわけではないのですが、隣接している野土山を使って、そういったアウトドアの遊びというのですか、山の中での遊びなんかができると楽しそうですねという話もいただいております。

先ほどグランピングの意見が複数あったというふうにお伝えはしたところなのですけれども、実際公募はこれからかけるところでございますので、どういった事業が提案、出されてくるかというのは、いろいろな可能性がまだあるということでございます。その中で、もしかしたら議員おっしゃっていただいているようなアウトドアスポーツの施設が非常にいいということであれば、そういったものを採択する可能性もあるというふうにご理解いただければと思います。

また、町の持ち出しが生じるのではないかとというお話についてでございます。まず、賃料につきましては、地権者から町が借り受けて地権者に対して賃料払うわけなのですけれども、それと同額を転貸する事業者から町に払っていただくという契約を結ぶ予定ですので、賃料に関して町の持ち出しが発生するということは想定しておりません。

今回補正予算で上げさせていただいている補助金3,000万円、こちらは全額国の臨時交付金を充てさせていただく予定ですし、ローカル10,000プロジェクトの補助金を活用するとなった場合も、3分の2は国の補助金ということで、イニシャルコストへの補助だけ町としてはさせていただいて、その後のランニングについては事業者の独立採算でやっていただくということで公募をかける予定ですので、今お話に出ているもの以外で町の持ち出しは出ないという考えになっております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、ブランディング事業に関しまして、私のほうからも一言申し上げさせ

ていただきます。

当初は、いろいろと協議を重ねてくる中で、更地にして返してほしいという地権者のご意向であったわけですが、今社会情勢が変わってまいりまして、コロナ禍の中で町にアウトドアをやりたいというような、新たな観光でございます。そういう方たちから、よい土地がないかということで町のほうにいろいろオファーがまいってきております。その中で、いろいろなところをご案内させていただく中で、やはりあそこがよいというご意見が多数ございまして、地権者と協議を重ねた中で、跡地をそのような形に持っていくのがよいただろうということで、今回そうした形を取らせていただくことになったわけでございます。

これからの観光長瀬の魅力を高めるためにも、これは大変よいことではないかと私どもとしては考えておるところでございます。交付金を充てさせていただきますけれども、先ほど課長のほうからもお話ございましたが、あそこは水道、それから下水、どちらも入っておりません。これらにかかる費用もたくさんかかるわけございまして、そうした意味からも、やはりそうした補助金を充てさせていただくのがよいのではないかなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 先ほど5番議員が大分質問してくれていましたが、長瀬のシンボルである岩畳、その周辺というか、いわゆる岩畳の西側が、今線路下のところは本当に荒涼としているような状態で、建物らしい建物もないし、お風呂屋といえますか、ホテルがあったところももう閉鎖して壊れかかっているような状態になっていたり、またいろんなものが解体されてなくなって、とにかく平地になっていて、あそことにかく寂しい状態になっているのがメイン岩畳の周辺そのものです。町の駐車場というか、町の土地も川べりにあるところでありまして、ですからあそこところはやっぱり今注目として山のほう、いわゆるプール跡地のほうが重点的に話しされていますけれども、あの辺のところの話題は検討はなされたのでしょうか。本当に行ってみると、この岩畳周辺何とかしなくてはならないのではないかなというふうなのを非常に感じました。これからまた募集をかけるということでありまして、もう上に決まったからということだけでなく、さらに詳しく下のほうの部分も検討をお願いしたいなと思うわけでありまして。

それから、事業者から資金をいただいてそのまま地権者に渡すということで、町は全然その地所に関してタッチしないといえますか、収入のない状態、支出のない状態ということでありまして、実際のところ、もしその事業を始めた人がいろんな理由で撤退する場合に、町が結局責任を持って借りているわけですが、今先ほどの話では、町が借りると、やっぱり借主がまた元のように復旧してくれと言われかねないわけですが、ですから、撤退するなどの場合には、解体撤去の費用につきましては受益を得た地権者も負担するというようなことをしっかりと負担して、町は負担に応じないというようなことも、もしここを使う場合であれば明記するようなことも必要だと思っております。何もかも理想的にばかりいかないで、やっぱり非常にプールのときも、あまり黒字が出ないまま撤退して大金かけての撤去でありました。そのようなこともありますので、地権者は、ただ貸してくれというから貸したのだということにもなりかねませんので、その辺のところをしっかりと明記した状態の、契約をする場合にはしてほしいなと思うところであります。どうでしょうか。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

1 点目、線路下も非常に寂しい状況だというお話いただいておりますが、最初に検討を始めた時点では、複数候補地と言いましたけれども、非常に条件は厳しいのですが、町有地も一部あったりしますので、そういった部分も含めて、事業実施が可能かどうかということでヒアリングなどをしていただいたという経緯がございます。その中で、今回一番引き合いが強かったのがプール跡地だったということです。プール跡地に決定したから、それで終わりということではなくて、そちらに今回補正予算上げさせていただいている企業誘致がうまく進みましましたら、そこに新しい人、お金の流れが生まれるというふうに考えております。そうすると、その人たちを取り込んで新しい商売をやろうという人たちが、またさらに町内外から集まってくるという相乗効果も狙っております。なので、まずはプール跡地にシンボリックな拠点の整備を進めさせていただいて、その後周辺にも、町全体にもその波及効果が及ぶように、引き続き企業誘致などを進めていきたいというふうに思っております。

もう一点、事業者が撤退した場合の解体費用についてですけれども、これは地権者ではなくて、基本的には借手、借りることになる事業者の責任で原状に戻して返すという契約の内容になろうかと思えます。なので、町ですとか地権者の責任で解体というふうには、基本的にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8 番、新井利朗君。

○8 番（新井利朗君） 岩畳の西側のところにつきましても、少し検討したような話でありますけれども、その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

それから、どういうふうな話がされたかとか、どういうふうな案が出たかということ、とにかくあそこが一番やっぱり長瀬のシンボルになるところだと私は思います。

それから、先ほど事業者が造って事業者が撤去することになるということでもありますけれども、撤退するときというのは、本当にそういうふうな費用もないような状態で撤退するのが多いわけですので、だから結局私は町が負担しないように、利益を得ている地権者が負担をするというふうなことで、町は一切負担しないというふうなことを明記する必要があるのではないかとということです。優良企業は撤退していかないです。ですから、そういう面で明記をしておいてほしいと。それが結局、町民に対する責任でもあると思えます。

それからもう一つ、プール跡地のすぐ東側には、昔から人が大勢住んでおります。大木小路区という地区があります。私の住んでいる地域でもありますけれども、ずっと奥のほうは小路区といって、非常に昔から大勢の人が住んでいます。昔プールの跡地といいますか、運動広場があったところで、音楽会をやったところがあるのです。そのとき非常に大きな音が下に、山あいを流れてきて、みんな驚いた。すごい驚いた状況であり、迷惑な状態がありました。これが、今度夏中なり、1年中キャンプ等で時間オーバーしながら、例えばにぎやかにされたときには、地元住民は、今はまだ予測もつかない状態であると思えますし、まだ区長さんにお聞きしたというだけの話であるかと思うのです。そこまでの予測がついたかどうか分かりませんが、とにかくあの周辺の人たちは、プールを解体する、何が来るのだろう、とにかく異臭があっても困る、地下水が汚れても困る、また騒音があっても困るというようなことは住民は言っ

おります。ですから、その辺のことも考慮した選択をしてほしいということを申し添えておきたいと思っております。ですから、先ほどさきに質問したことについて、課長の答弁をもう一度求めます。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

岩畳西側の候補地のことについてもう少し詳しくというお話ですけれども、岩畳西側も含めて、町有地が少ないものですから、民有地が多いのですけれども、民有地含めて幾つかの候補地をコンサルの支援を受けた埼玉りそな銀行と共有して、その情報をもって埼玉りそな銀行さんのほうでいろいろな事業者当たってもらったというところがございます。もちろん岩畳に近い川沿いの土地については、事業者から魅力的だというお話はいただいているようなのですけれども、いかにせんその広さであったりとか、あとは文化財、自然公園なんかの縛りの関係などもありまして、すぐに事業化をするのは難しいというような話が多かったというふうに聞いております。

また、撤退してしまった場合の解体費用を地権者に求めるように明記してほしいというお話でございますけれども、契約などで協議事項になります。地権者の責任で解体というのは、ちょっと難しいかなと現時点では思っております。そもそも経営不振で撤退ということがないような事業者をきちんと審査して選びたいと思っております。

また、周辺住民の方に対する騒音ですとか異臭、あとは水の問題に関してですが、仮にキャンプとかグランピング事業者が誘致できたとした場合、そういったものが発生すると、その事業者自体が困るといいますか、長瀬町内でもキャンプ場幾つかありますけれども、直接行ったわけではないのですけれども、SNSなんかで見る限りでは、きちんと夜9時だったり10時には、皆さんマナーを守って消灯して静かにするという、みんなが心地よく過ごせるようお互い気を遣ってキャンプ場を利用しているというふうに情報が出ています。そういった事業者側としても困ることはしないと思いますので、もちろん地元には丁寧の説明させていただきましても、ご安心をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質問ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） この一般会計補正予算の予算書を見まして、今23、24ページをいろいろ村田議員さんとか新井議員さんが言っていますけれども、私はこれを見たときに、ああ、これはそんなに期待できる事業ではないなと思いました。いつでも、大体いろんなことを言うのに補助金がついているからというので名のりを上げる業者というのが多いのです。そういう方は、だからこの前も言っているように、何だかんだと言っても補助金がなくなるともう、その意気込みが違うのです。意気込みが違って、そしてこれを見ますと長瀬町も6,800人、6,700人ぐらいのところ、あとは向こうから来ます。それで、長瀬の繁華街とか何かというの、4時か5時になるとどんどん戸を閉めてしまっというので、その人たちが来て頑張ってやったって、住んでいる方たちが戸をどんどん閉めてしまえば、お客さんも観光客も来るとか何とかということもありますので、だけれどもこの一般会計補正予算の予算書が町長から上程されました。ですから、この決を採りますと、やっぱり私にしてみればこれは賛成をせざるを得ません。国会でもそうですし、県議会でもそうです。違う他町村でも、町長なりなんなりが提出されると、最終的には通過するというシステムなのですけれども、これは期待はしないのですけれども、決を採るときには賛成をしたいと思っておりますけれども。

〔「質問じゃないよ」「何を聞きたいんですか」とか言う人あり〕

- 7番（大島瑠美子君） だから、ここのところというのにつきまして、ここの策定業務委託料とかなんとかというのがすごく多いので、未知数のことなのですけれども、これでも確かにこれが成功するというのは未知数で、やってみなくては分からないよということなのですよ、町長さん。では、そこのところをちゃんと聞きたいというのではないですけれども、これのところについては……

〔何事か言う人あり〕

- 7番（大島瑠美子君） はい、分かりました。では、そういうわけで、予算のこれ見ましたら、ああ、これはって首をかしげながら聞いていましたということなので、はい。

- 議長（板谷定美君） 町長。

- 町長（大澤タキ江君） 大島議員、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

皆様方からいただきましたご意見、ご提言は、しっかりと受け止めさせていただいて、どんな事業が始まるか分かりませんが、その事業が始まりましたときには、しっかりと町のほうも協力をさせていただきつつ、その事業が成功するように皆さんと共に頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 議長（板谷定美君） ほか。

6番、野口健二君。

- 6番（野口健二君） ただいまの話なのだけれども、話を聞いているといろいろ問題があるみたいで、この会社がやるとか、そういうの決まっているわけですか。

〔「まだまだ」と言う人あり〕

- 6番（野口健二君） 決まっていないのですか。決まったら、りそなでお金出すのでは、りそなと両方でやってもらえば町は関係ないわけです。何でもうるさいと、ちょっとのことでもうるさいということがあるので、自分の家のことを言っただけとはいけないけれども、自分の家も運送屋始めて、そうしたら近所でうるさいから、燃料を夜入れないでくれと、そういう話も出て、燃料のうるさいも出るのです。それで、皆野へ車庫を作ったけれども、そういうことがあるので、多少うるさくても隣の人は関係ないのです。うるさい人はうるさいのだから。だから、決まったらりそなと両方で話をしてもらって、町は関係ないようにしたほうがいいのではないですか、一応提案で。

- 議長（板谷定美君） ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） 質問でも述べましたけれども、あそこに何か有効な観光に資する事業者が来てということは、魅力的ではあります。確かに想像するだけでも、長瀬観光、またひいては長瀬町のためになるかなと思いますが、実際問題としてこのブランディング事業について、質問の中にもありましたが、あまりにも早急、解体しました。解体しました。もう解体が終わった3月に、これが補正で出てくるということは、やはりこの道筋をしっかりと練ってできていないというふうなことが想像できる。

もう一点は、ここでこういうアウトドア的なということは出ましたけれども、観光に関するターゲット

市場が明確に示されているのかどうかということについて疑問を持ちます。というのは、事業内容が明らかにされていれば、もろ手を挙げて賛成することができるであろうけれども、何ができるか分からないと、想像だけでこの事業に私は賛成することはできないということで、反対討論とします。

○議長（板谷定美君） 次に、賛成討論を許します。

賛成討論される方。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第17、議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億168万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億168万2,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、補正予算説明書によりご説明いたします。補正予算説明書の6、7ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は910万円を増額し、補正後の額を1億2,041万4,000円とするもので、収入見込額が固まってきたことにより、それぞれの節において増額するものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は15万5,000円を増額し、補正後の額を6億8,397万円とするもので、県からの普通交付金額の見込みが固まったことに伴い、増額するも

のでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は483万4,000円の減額で、補正後の額を5,016万4,000円とするもので、繰入額の決定に伴い、それぞれの節において減額をするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。8、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は267万8,000円の減額で、補正後の額を2,362万5,000円とするもので、人事異動に伴い職員共済費の減額を行うものでございます。

次に、第5款保健事業費、第2項第1目特定健康審査等事業費は58万6,000円の増額で、補正後の額を914万4,000円とするもので、都道府県ヘルスアップ支援事業で特定健康診査の受診勧奨を行ったところ受診者が増えたため、それぞれの項目において増額、減額を行うものでございます。

8、9ページ下段から次のページにかけて御覧ください。第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は637万4,000円の増額で、補正後の額を1,903万円とするもので、国保財政に不測の事態などが生じる際に備えるため、国民健康保険財政調整基金への積立額を増額するものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目一般被保険者保険税還付金及び第4目一般被保険者還付加算金は、資格喪失の遡及適用により予算額が不足するおそれがあることから、それぞれ13万6,000円と3,000円の増額を行うもので、補正後の額をそれぞれ47万3,000円と6,000円とするものでございます。

以上で、議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和3年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第18、議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ848万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億7,766万3,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、町長の提案理由の説明のとおり、第1条にありますように歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ848万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,766万3,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。ここでは、款項別の補正額についてでございますが、御覧のとおりとするものでございます。内容につきましては、補正予算説明書によりご説明申し上げます。

6、7ページを御覧ください。まず、歳入でございます。第1款保険料、第1項介護保険料は282万5,000円の増額で、第1目第1号被保険者保険料の現年賦課分が予算額と比較し多くなる見込みとなったため増額するもので、補正後の予算額を1億5,229万1,000円とするものでございます。

次に、第2款国庫支出金は403万4,000円の減額で、補正後の額を1億7,738万4,000円に。次に、第3款支払基金交付金は561万1,000円の減額で、補正後の額を1億9,374万2,000円に。次に、第4款支出金は69万2,000円の減額で、補正後の額を1億1,622万8,000円とするもので、それぞれ国、社会保険診療報酬支払基金、県からの補助金交付金の交付決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、8ページ、9ページにまたがっております第6款繰入金は74万3,000円の減額で、補正後の額を1億1,498万6,000円とするもので、第1項一般会計繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金を減額するもの。次ページ、第2項基金繰入金は、介護保険給付費支払基金からの費用額の不足を繰り入れるものでございます。

次に、歳出につきましては、10ページ、11ページを御覧ください。第1款総務費、第3項介護認定審査会費286万円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止対策として、現在介護認定更新の場合、申出により認定調査を実施しないで認定することができております。その結果、調査数が減少したことにより、認定調査委員報酬、期末手当、社会保険料、意見書作成手数料、入所先への認定調査委託料を減額するものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費855万円の増額、第2項介護予防サービス等諸費465万円の減額。次に、12、13ページを御覧ください。第6項特定入所者介護サービス等費150万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて増額、減額するものでございます。

次に、第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費500万円の減額、第2項一般介護予防事業費40万円の減額、第3項包括的支援事業・任意事業費25万円の減額でございますが、各自の費用実績見込みに合わせ減額をするものでございます。

次に、14、15ページを御覧ください。第5款基金積立金、第1項基金積立金237万6,000円の減額でございますが、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるための基金への積立てを減額するものでございま

す。

以上で、議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和3年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第19、議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億913万8,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億913万8,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、説明書によりご説明いたします。補正予算説明書の6、7ページを御覧ください。まず、歳入でございますが、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、保険基盤

安定繰入金の交付額が確定したことにより123万8,000円を減額し、補正後の額を2,362万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金は123万8,000円の減額で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金見込額が固まりましたので、減額を行うものでございます。

以上で、議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和3年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後4時05分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第15号の説明

○議長（板谷定美君） 日程第20、議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ32億1,714万6,000円となり、前年度予算と比較し1億4,728万1,000円、4.8%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、各所属長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず最初に、製本してあります令和4年度長瀬町一般会計、特別会計予算書、こちらの1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ32億1,714万6,000円とするものでございます。

第2条、第3条の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただきます。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。6ページの第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補助は、令和4年度融資分の利子について令和5年度以降借り入れた資金の1%以内を限度額として設定するものです。また、中小企業経営対策資金利子補助は、令和3年度融資分の利子について令和5年度から令和11年度まで86万5,000円を限度額として設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれの限度額の欄の金額を借り入れるものでございます。庁用自動車整備事業290万円、上水道生活基盤施設耐震化事業出資債が6,680万円、橋梁長寿命化事業870万円、通学路安全対策整備事業220万円、道路新設改良事業2,090万円、河川改良事業1,610万円、公営住宅長寿命化事業130万円、社会教育施設整備事業1,630万円、そして実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債5,000万円、以上により合計限度額1億8,520万円を予定しております。

次に、飛びまして129ページを御覧ください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下、合計欄を御覧ください。左から、令和2年度末現在高が28億7,861万円、令和3年度末現在高見込額が28億1,520万5,000円となっております。令和4年度中の起債見込額が1億8,520万円、元金償還見込額が3億1,222万5,000円ですので、その結果、令和4年度末現在高見込額は26億8,818万円となり、令和3年度末に比べ1億2,702万5,000円の減となる見込みでございます。

また、3番の減税補てん債、5番の臨時財政対策債の全額につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは、次にお配りしてありますホチキス留めの資料、令和4年度当初予算の概要、こちらの資料の1ページをお開きください。1、予算規模でございますが、一般会計は32億1,714万6,000円で、前年度比1億4,728万1,000円の増額、4.8%の増となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は49億9,951万4,000円で、前年度比4億4,315万円の増額、9.7%の増でございます。

次に、2ページを御覧ください。一般会計の歳入につきましてご説明いたします。まず、1、町税の予算額7億6,671万1,000円は、固定資産税などが減収となるものの、個人町民税については令和3年度当初に見込んだほどの落ち込みがなかったため増収を見込んでおり、前年度比545万4,000円の増額、0.7%の増となっております。

2、地方譲与税から12、交通安全対策特別交付金は、主に令和3年度までの決算見込額、令和4年度の地方財政計画などから推計し、予算額を計上しているものでございます。そのうち5、株式等譲渡所得割交付金、6、法人事業税交付金及び7、地方消費税交付金は、直近3年間の伸び率を反映し、それぞれ前年度から増額となっております。

また、11、地方交付税の予算額11億8,000万円は、地方財政計画における地方交付税の増額を勘案し、前年度比1億円の増額、9.3%の増となっております。

13、分担金及び負担金の予算額2,929万1,000円は、保育園保護者負担金や学校給食費などを計上している科目でございます。前年度比154万1,000円の増額、5.6%の増となっております。

14、使用料及び手数料の予算額2,401万9,000円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などを計上している科目でございます。前年度比192万円の増額、8.7%の増となっております。

15、国庫支出金の予算額3億5,020万円は、後ほど説明いたしますサテライトオフィス等開設支援事業に対する国庫補助金の増や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、建設事業に係る国庫補助金の増などにより、前年度比8,143万8,000円の増額、30.3%の増となっております。

16、県支出金の予算額1億9,687万4,000円は、障害者自立支援給付費などの伸びによる県負担金の増や、参議院議員通常選挙及び県議会議員一般選挙に係る県委託金の増などにより、前年度比1,083万8,000円の増額、5.8%の増となっております。

17、財産収入の予算額124万9,000円は、基金利子の減により前年度比7万3,000円の減額、5.5%の減となっております。

18、寄附金の予算額5,000万1,000円は、ふるさと長瀬応援寄附金の増を見込んでいるため、前年度比3,153万円の増額、170.7%の増となっております。

21、町債の予算額1億8,520万円は、地方交付税の増に伴い臨時財政対策債の起債限度額が大きく減少するため、前年度比1億940万円の減額、37.1%の減となっております。

22、繰入金の予算額1億5,886万3,000円は、歳入と歳出との不足額に充てるため財政調整基金及び減債基金を繰り入れるほか、町名変更50周年記念事業に充当するため、ふるさと長瀬応援基金を繰り入れるものでございます。前年度比806万5,000円の増額、5.3%の増となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきましてご説明申し上げます。4ページをお開きください。まず、目的別の歳出でございますが、1、議会費の予算額3,758万9,000円は、前年度比398万円の減額、9.6%の減となっております。

2、総務費の予算額8億2,207万2,000円は、総合振興計画、地方創生総合戦略の策定完了などに伴う減がある一方、サテライトオフィス等開設支援事業の実施や、ふるさと納税に係る返礼品等の費用の増などにより、前年度比1億678万2,000円の増額、14.9%の増となっております。

3、民生費の予算額9億753万7,000円は、子どものための教育・保育事業や障害者自立支援給付事業などの増により、前年度比4,451万3,000円の増額、5.2%の増となっております。

4、衛生費の予算額4億9,677万1,000円は、上水道事業に関わる生活基盤施設耐震化事業出資金の増などがある一方、し尿処理事業や下水道事業に係る負担金等の減により、前年度比1,023万6,000円の減、2.0%の減となっております。

6、農林水産業費の予算額1,580万4,000円は、緑の村野外運動施設等除却工事の完了に伴う減などにより、前年度比5,628万7,000円の減額、78.1%の減となっております。

7、商工費の予算額4,056万4,000円は、長瀬駅前モニュメント撤去の設計業務委託の増などにより、前年度比576万2,000円の増額、16.6%の増となっております。

8、土木費の予算額1億2,251万2,000円は、橋梁施設修繕事業や通学路安全対策整備事業などの増により、前年度比3,547万6,000円の増額、40.8%の増となっております。

9、消防費の予算額1億9,044万円は、国土強靱化地域計画の策定完了などに伴う減がある一方、秩父広域市町村圏組合への負担金の増や、矢那瀬地区コミュニティ消防センター整備に伴う増などにより、前年度比2,391万4,000円の増額、14.4%の増となっております。

10、教育費の予算額2億5,687万円は、中学校の学習指導要領改訂完了に伴う減などがある一方、中央公民館の空調更新工事に伴う増や、令和3年度に導入した校務支援システムに係る費用の増などにより、前年度比969万3,000円の増額、3.9%の増となっております。

12、公債費の予算額3億2,181万9,000円は、前年度比835万6,000円の減額、2.5%の減となっております。

続いて、5ページを御覧ください。性質別の歳出につきまして概要を説明いたします。1、人件費の予算額6億4,318万8,000円は、若年層の給料月額引上げに伴う一般職給料等の増などがある一方、退職手当負担金の減などにより、前年度比460万4,000円の減額、0.7%の減となっております。

2、物件費の予算額4億87万4,000円は、緑の村野外運動施設等除却工事の完了に伴う減などにより、前年度比4,245万1,000円の減額、9.6%の減となっております。

3、維持補修費の予算額1,983万7,000円は、長瀬地区コミュニティ消防センター補修工事の完了に伴う減などにより、前年度比48万9,000円の減額、2.4%の減となっております。

4、扶助費の予算額5億934万円は、子どものための教育・保育事業や障害者自立支援給付事業の増額などにより、前年度比2,939万7,000円の増額、6.1%の増となっております。

5、補助費等の予算額8億1,320万6,000円は、サテライトオフィス等開設支援事業の実施に伴う増などにより、前年度比6,601万2,000円の増額、8.8%の増となっております。

6、普通建設事業費の予算額1億3,070万円は、橋梁施設修繕事業や中央公民館の空調更新工事、矢那瀬地区コミュニティ消防センターの整備などに伴う増により、前年度比7,760万8,000円の増額、146.2%の増となっております。

8、公債費の予算額3億2,181万9,000円は、借入金の元金及び利子の償還で、前年度比835万6,000円の減額、2.5%の減となっております。

9、積立金の予算額3,718万9,000円は、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金等への積立金で、ふるさと長瀬応援寄附金の増を見込んだことから、前年度比1,530万4,000円の増額、69.9%の増となっております。

10、投資及び出資金の予算額1億2,649万5,000円は、秩父広域市町村圏組合への出資金の増により、前年度比716万8,000円の増額、前年度比6.0%の増となっております。

11、貸付金の予算額280万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金で、前年度比96万円の増額、52.2%の増となっております。

12、繰出金の予算額2億669万4,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金が減となる一方、後期高齢

者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が増となるため、前年度比673万2,000円の増額、3.4%の増となっております。

以上が令和4年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、令和4年度長瀬町一般会計予算説明書、製本されたものです。そちらによりご説明いたします。

最初に、企画財政課で所管しております主な事業につきましてご説明いたします。予算額が大きい事業が1つございますので、そちらを先に説明させていただきます。参考資料をつけさせていただいております。ホチキス留めカラーのサテライトオフィス等開設支援事業について、こちらの資料を御覧ください。

この事業の概要は、JA跡地を活用した民間が行う多機能型シェアオフィス・コワーキングスペースの整備に対する支援になります。JAちちぶ長瀬支店が、残念ながら店舗統合により閉鎖となることが決まり、その跡地を活用して町内外の人が集まり、交流できるような施設をつくりたいという話が地域の若手事業者から出ました。その話を受けて、提案内容が町の課題解決につながるものであったことから、民設民営で施設の整備を行い、町としては国の交付金を活用してその支援を行うという案になりました。

多機能型シェアオフィス・コワーキングスペースの内容ですが、イメージしていただくための写真を次のページ以降に載せております。めくっていただきまして、完成イメージ①を御覧ください。まず、左上がコワーキングスペースのイメージになります。コワーキングの「コ」には、共同という意味がございます。写真のように、複数の人が設備などを共同で使いながら働く場所がコワーキングスペースです。この空間の価値を高めるため、右上の写真のような図書室スペースや、左下の写真のようなカフェスペース、右下の写真のようなデジタル工作室も設ける案になっております。

次のページ、完成イメージ②を御覧ください。左上の写真がシェアオフィスのイメージです。コワーキングスペースと同様に、設備などを共同利用できる空間ですが、こちらは会社単位での利用を想定したスペースになります。そのほか、右上の写真、単発の打合せなどに利用するミーティングルームや右下の写真、プレゼンなどに利用するプロジェクターームを設置し、多様なニーズに応えられる内容になっております。さらに、左下の写真、ここがこの案の肝でございますが、長期滞在が可能な住職一体型スペースを3室用意する案になっております。仕事の場としてだけでなく、移住希望者にとってのお試し住宅的な機能を備えることで一時的な受皿として機能し、移住の促進も図れるものになっております。

めくっていただいて4ページ、完成イメージ③を御覧ください。こちらは、外観図と断面図になります。2階部分が今申し上げた住職一体型スペースのイメージです。写真も含めまして、全てイメージでございますので、このとおりの施設になるという意味ではございませんが、こういった機能を設けるプランになっております。

資料の1ページにお戻りください。中段ですが、この施設の整備、運営を実施するに当たって、JAちちぶ、町、そして新たに設立される予定のまちづくり会社の3者で協定を結び、事業を進めていく予定です。土地、建物に関しては町が一旦借上げ、まちづくり会社へ転貸します。施設の整備や運営、利用者呼び込むPR活動などは、全てまちづくり会社が主体となって行います。このまちづくり会社は、発案者である町内の若手事業者など数名が立ち上げるもので、民間の経営センスを生かせるると同時に、地域に根差した運営を行える利点があります。

補助金につきましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用します。施設の整備や開設年度内の運営費用に加えて、PR等に係る費用が補助対象経費になっており、

総事業費は6,211万1,000円を見込んでおります。この交付金は、高水準タイプと通常タイプの2パターンございまして、高水準タイプとして認められた場合は、図に示したとおり町負担が5%、約300万円の負担で6,000万超の補助が行えます。通常タイプで採択された場合でも10%、約600万円の町負担でこの補助が行えることとなります。

下段になりますが、この施設が整備されワークショップ等を開催することで、地域の若者やテレワーカー、移住希望者やクリエイターが集まり、その人たちが交流することで新たなアイデアが生まれたり、若者の流出抑制、移住者の増加が図れるなど、持続的な地域活性化につながることを期待されます。観光以外でも長瀬町が選ばれる町になるために、この支援事業を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかの主要事業について説明いたします。製本してあります予算説明書の38ページ、39ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広聴広報費は予算額300万7,000円、前年度比17万4,000円の増となっております。「広報ながとろ」の発行に係る委託料でして、年度途中で長期継続契約が切れ、新たに入札を行うため増となっております。

次のページ、40ページ、41ページを御覧ください。第6目財産管理費は予算額3,150万6,000円、前年度比256万円の増となっております。公共施設等総合管理計画改定業務が完了し310万2,000円の減などがある一方で、老朽化してきている庁舎の施設設備を更新するため559万1,000円の増などがあります。具格的には、41ページの一番下、電話交換機リース料90万円と、次の43ページ、一番上、受水槽ポンプ更新工事462万円になります。計画的に更新することで、役場庁舎の機能を維持してまいります。

続いて、44ページ、45ページを御覧ください。中ほど、第12目ふるさと長瀬応援基金費は予算額2,667万3,000円、前年度比1,665万5,000円の増となっております。これは、ふるさと納税の寄附額から返礼品等の経費を除いた額を基金に積み立てるものです。令和4年度の寄附額を5,000万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を2,333万8,000円で見込んだことから、基金利子と合わせて積立額を2,667万3,000円とさせていただきます。

第13目公共施設整備基金費は予算額1,000万円、前年度と同額で基金への積立てでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費は予算額1億7,193万4,000円、前年度比6,585万円の増となっております。先ほど説明しましたふるさと納税の返礼品等の経費は、こちらの目に計上しております。

次の47ページ、上から3行目、地域おこし協力隊員委託料1,140万4,000円ですが、企画財政課関係では現在2名の隊員が地場産品の開発や町のPRをミッションとして活動しております。令和4年度は新たに1名募集し、空き家の活用に向けた取組を行ってもらおうと考えております。逆に、暮林隊員が10月で任期満了となります。これまで長瀬野菜の直送便や、カリンを使ったペースト商品の開発という形で地域活性化に貢献してもらっており、任期満了後もこれらの事業を続けていきたいという意向を聞いております。そのため、負担金補助及び交付金の下から3番目にあります地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金100万円、こちらを用意させていただき、町としても暮林隊員の起業をサポートしたいと考えております。

なお、この補助金も合わせて地域おこし協力隊に係る経費は、全て特別交付税措置の対象となっております。

次に、町名変更50周年記念事業についてご説明します。令和4年11月に、町名が長瀬町になって50年の節目を迎えるため、記念事業などを通して町全体で祝うとともに、町民等の交流を図り、郷土愛の醸成を図るものです。具体的には、議場を会場とした小さなコンサートの開催や、SLヘッドマークの掲出、健

康フェアの開催、道路愛称の募集などに係る経費を計上しております。

予算以外でも、婚姻届などの手続の際に記念撮影できるパネルの設置や、小中学生を対象とした作文募集なども実施する予定です。

さらに、商工会、観光協会や県立自然の博物館など関係機関にも協力を依頼しており、幅広く記念事業を展開していきます。予算といたしましては、合計119万9,000円を計上しており、財源にはふるさと長瀬応援基金繰入金を充てております。

次に、負担金補助及び交付金の下から4番目、定住促進事業住宅取得奨励補助金1,220万円ですが、引き続き人口減少の抑制と地域の活性化を図ることを目的に、新たに住宅を取得する費用の一部を助成するものです。

少し飛びまして、54ページ、55ページを御覧ください。第6項統計調査費は、令和3年度に実施した経済センサスに係る経費が皆減となりますので、3つの目を合わせまして予算額14万2,000円、前年度比47万4,000円の減となっております。

また、飛びまして、118ページ、119ページを御覧ください。第12款公債費は、元金、利子を合わせまして予算額3億2,181万9,000円、前年度比835万6,000円の減となっております。借入元の内訳は、説明欄のとおりでございます。

以上で、令和4年度長瀬町一般会計予算の概要と企画財政課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、総務課長お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の36、37ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算額4億9,025万8,000円で、前年度比660万円の増となっております。主な内容でございますが、第1節報酬は障害者の雇用促進を図るため、昨年度に引き続きパートタイムの会計年度任用職員を雇用するものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費は、町長、副町長の給与と再任用職員を含めた一般職員63名の給与でございます。

なお、教育長及び再任用職員を含めた教育委員会事務局職員11名と特別会計一般職員5名分を除いた額となっております。また、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等の明細につきましては、給与費明細書として法令に基づいた様式として、予算書の120ページから127ページにかけて記載してございます。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算説明書の最後に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

第10節需用費は、公用車17台の管理経費として燃料費や修繕費などでございます。

第11節役務費は、行政文書の郵送料、次のページになりますが、38、39ページを御覧ください。公用車の車検点検費の手数料や自動車保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務及び適性検査業務委託料のほか、新規事業として新個人情報保護法の施行により作成及び公表が義務化される個人情報ファイル簿の整備等を委託するための個人情報ファイル簿整備支援業務委託料などがございます。

第13節使用料及び賃借料でございますが、各種ソフトウェアの使用料や有料道路通行料などございま

す。

第17節備品購入費は、新規事業として、教育委員会で矢那瀬地区児童送迎用車両として使用している10人乗りワゴン車の5年リースが8月31日で満了となるため、現在役場公用車として使用している8人乗りワンボックス車を矢那瀬地区児童送迎用車両に移管し、新たに役場公用車として8人乗りワンボックスを購入するものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や特別職、一般職員の退職手当負担金のほか、加盟団体への会費負担金と共催講演事業補助金などの経費でございます。

次に、42、43ページを御覧ください。第8目交通安全対策費は予算額85万8,000円で、前年度比9万1,000円の減となっております。主な内容は、交通指導員の被服費、委託料などの活動経費のほか、交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体に対する会費補助金を計上しております。

第9目自治振興対策費は予算額240万4,000円で、前年度比50万1,000円の減となっております。

第10節需用費の光熱水費は、防犯灯938基の電気料、第18節負担金補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区の地域振興対策事業のほか、新規事業として井戸風布コミュニティ集会所が現在使用している井戸水の管理組合が解散になることから、新たに上水道を利用するための加入負担金を計上しております。

第10目諸費は予算額819万円で、前年度比82万3,000円の増となっております。

第12節委託料は、次のページになりますが、44、45ページを御覧ください。区長会事業として、円滑な行政事務を推進するため各行政区の正副区長への業務委託料及び区長回覧配布委託料と、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料のほか、新規事業として秩父郡市人権フェスティバルの正幹事町となることから、講演会企画業務委託料及び手話通訳業務委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料でございますが、同じく新規事業として、秩父郡市人権フェスティバルの会場として副幹事町の皆野町の文化会館を使用するための借上料と、長瀨町の参加者の送迎のためのバスの借上料でございます。なお、人権フェスティバルに係る経費は県委託金により実施いたします。

第18節負担金補助及び交付金でございますが、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金などを計上しております。

次に、少し飛びまして、50、51ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は予算額が45万8,000円で、前年度比1万9,000円の減となっております。通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の著書、法規追録代、選挙人名簿管理のために電算処理委託や選挙システムソフトレンタル料でございます。

第2目参議院議員選挙費は予算額785万4,000円で、次の52、53ページにかけてですが、52、53ページを御覧ください。7月25日任期満了の参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

第3目県議会議員選挙費は予算額210万3,000円で、令和5年4月29日任期満了の県議会議員選挙執行に係る経費でございます。選挙期日はまだ未定でございますが、令和4年度中に準備しなければならないポスター掲示板の設置や入場券の作成、郵送代などがございます。

次に、少し飛んでいただきまして、92、93ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は予算額1億5,572万1,000円で、前年度比1,683万3,000円の増となっております。

第18節負担金補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合への常備消防への負担金と秩父消防署北分署の資機材に係る皆野町への負担金を計上しております。

次に、第2目非常備消防費は予算額1,347万8,000円で、前年度比18万1,000円の減となっております。消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節報酬は消防団員への報酬、第7節報償費は退職団員への報奨金や消防団特別点検の記念品代、第8節旅費は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第10節需用費は団員へ支給する手袋などや消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車や可搬ポンプの修理代などで、第11節役務費は消防車両の車検点検代の手数料や任意保険料など、第17節備品購入費は消防車、可搬ポンプのバッテリーの購入及び新入団員への被服費を購入するものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金を計上しております。

次に、第3目消防施設費は予算額1,635万2,000円で、前年度比1,332万4,000円の増となっております。消防団詰所、消防コミュニティセンターや消火栓など消防施設の維持管理の経費で、第10節需用費は各詰所などの光熱水費や修繕費で、次の94、95ページを御覧ください。第14節工事請負費及び第16節公有財産購入費は、新規事業として老朽化した消防団第2分団第3部の詰所について、民間施設の土地、建物を購入し、矢那瀬地区コミュニティ消防センターとして整備するための費用を計上しております。

第18節負担金補助及び交付金は、消火栓の維持管理に係る費用を秩父広域市町村圏組合に支払うものです。

次に、第4目防災対策費は予算額488万9,000円で、前年度比606万2,000円の減となっております。

第10節需用費は、アルファ米などの食料及び保存水、乳児用固形ミルク、液体ミルクや非常用おむつなど、災害備蓄品や防災行政無線機器の消耗品、電気料、施設修繕費などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、防災無線の専用回線使用料等でございます。

第12節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検委託料、新規事業として防災行政無線の屋外拡声子局放送塔27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年計画で交換を行うものでございます。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）の無停電電源装置につきましても、経年劣化により消耗していることから、今後の運用に支障を及ぼすことのないよう交換を行うものでございます。

第13節使用料及び賃借料でありますが、防災無線の電波使用料や放送塔土地の借上料でございます。

第18節負担金補助及び交付金は、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金などを計上しております。

以上で、総務課関係の主な事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎延会について

○議長（板谷定美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（板谷定美君） 次会の日程をご報告いたします。

明日10日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時52分

令和4年第1回長瀬町議会定例会 第2日

令和4年3月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び一括上程

1、発議第1号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第2号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第3号の説明、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長中間報告の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	村	田	光	正	君	2番	板	谷	定	美	君	
3番	井	上	悟	史	君	4番	野	原	隆	男	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	大	島	瑠	美	子	君	8番	新	井	利	朗	君
9番	染	野	光	谷	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	総務課長	福	島	賢	一	君
企画財政課長	大	栗			徹	君	会管理者会 計兼 税務課 長	福	嶋	俊	晴	君
町民課長	玉	川			真	君	健康福祉課長	中	畝	康	雄	君
産業観光課長	相	馬	孝	好	君		建設課長	若	林		智	君
教育次長	内	田	千	栄	子	君						

事務局職員出席者

事務局長	枋	原	秀	樹		書記	石	川	正	木
------	---	---	---	---	--	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（板谷定美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（板谷定美君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷定美君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第1、議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

前日に引き続き、議案の内容等について、各所属長の説明を求めます。

税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） おはようございます。それでは、税務会計課関係の歳入歳出予算でございますが、歳入を中心にご説明申し上げます。

予算書の12、13ページを御覧ください。初めに、歳入の町税でございますが、第1款町税の本年度予算額は7億6,671万1,000円で、対前年度比0.7%、545万4,000円の増額となっております。

次に、税目ごとの予算額と増減理由でございますが、第1項町民税、第1目個人は、予算額が2億9,225万4,000円で、対前年度比4.5%、1,267万6,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、令和3年度中の異動処理件数が当初の見込みより少なかったことなどから、令和4年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症による事業所得や給与所得の減収割合を令和3年度の当初予算より少ない下げ幅のマイナス5%で見込んでおります。なお、納税義務者数は、前年度より60人増加する見込みでございます。

次に、第2目法人は予算額が2,332万9,000円で、対前年度比マイナス1.8%、43万2,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、原材料や原油価格が高騰しており、新型コロナウイルス感染症の影響などを見込んだものでございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税は、予算額が3億8,584万5,000円で、対前年度比マイナス1.8%、719万1,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、令和4年度は評価替え第二年度に当たり、基準年度の価格を据え置くことが原則でございますが、土地につきましては依然として地価が下落傾向にあることから、価格を据え置くことが適当でないため、対前年度比マイナス2.8%、358万7,000円の減額を見込んでおります。家屋につきましては、新增改築家屋の建築棟数が前年度より6棟減少したものの、32棟あったことが滅失による減額分を上回ったことにより、対前年度比3.2%、569万6,000円の増額を見込んでおります。償却資産につきましては、償却資産の調査で新たに判明した課税客体と若干の設備投資の増分を計上したことにより、対前年度比3.0%、220万円の増額を見込んでおります。

なお、第2節の滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、徴収猶予の許可をした固定資産税が納付され収入未済分が減少したことや、令和3年度は新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の許可がなかったため、対前年度比マイナス79.3%、1,150万円の減額を見込んだものでございます。

第2目の国有資産等所在市町村交付金は、予算額が158万5,000円で、対前年度比マイナス7.3%、12万5,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、評価替えの基準年度の翌年、第二年度より県の交付金の算定に適用する固定資産税の価格が変更となり、主に県営住宅の価格の台帳価格が下落したため減額となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割は、予算額が2,776万1,000円で、対前年度比3.5%、93万3,000円の増額となっております。増額となった主な要因でございますが、軽4輪の登録台数は前年度より減少したものの、課税区分において旧税率から税率の高い新税率、または重課税率へ移行する車両が引き続き増加することから、増額で見込んだものでございます。

次に、第2目環境性能割は、予算額が85万8,000円で、対前年度比マイナス9.6%、9万1,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、環境性能割は当分の間、県が賦課徴収をしますため、県の試算に基づき予算を計上しておりましたが、令和4年度は制度開始時からの月割り平均で求めたため、減額で見込んだものでございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税は、予算額が3,507万9,000円で、対前年度比マイナス0.9%、31万6,000円の減額となっております。減額となった主な要因でございますが、令和3年10月からたばこ税の税率が引き上げられましたが、近年、当町におけるたばこの販売本数は、喫煙環境の悪化や増税等の影響により減少傾向となっております。また、たばこを取り扱っていたコンビニエンスストアの撤退や健康志向の高まりによるたばこ離れ等により、減額で見込んだものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。40、41ページを御覧ください。上段の第5目会計管理費の予算額でございますが……

〔「40、41」と言う人あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 40、41です。上のほうに5の会計管理費というのがございま

すので、そちらを御覧ください。第5目会計管理費の予算額は224万4,000円で、公金の支出手続の審査、確認業務をはじめ、資金運用や県収入証紙の販売などの会計管理業務に係る経費でございます。

第10節需用費の消耗品費74万6,000円は、県収入証紙購入代の70万円と事務用品代でございます。

第11節役務費の手数料129万7,000円は、E Bサービスの取扱手数料をはじめ、公振くんの使用手数料や、令和4年度から公金の口座振込に伴う事務手数料を金融機関へ支払うものでございます。

少し飛びまして、予算書の46、47ページを御覧ください。下段の第3項徴税费、第1目税務総務費の予算額は82万6,000円で、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の設置や各種税務関係団体への負担金等の納入などの税務総務事業に係る経費でございます。

次の48、49ページに移りまして、第18節負担金、補助及び交付金の一番下にございます新規の秩父法人会秩北支部活動費補助金は、秩父法人会秩北支部が開催する税務研修会などの活動を支援するため、補助金を交付するものでございます。

次に、その下の第2目賦課徴收費の予算額は3,369万7,000円で、徴税の適正かつ公平な課税と徴収を行い、安定した財源を確保するための賦課徴収事業に係る経費でございます。

第12節委託料の固定資産税基礎資料作成業務委託料1,074万7,000円は、令和6年度の評価替えから宅地の評価方式を路線価方式に移行するための準備作業として、路線価に係る価格形成要因の調査や基礎資料等の作成を行うものでございます。

新規の地方税共通納税システム改修業務委託料の211万2,000円は、地方公共団体で稼働している地方税共通納税システムの対象税目が税政改正に伴い拡張されるため、所要のシステム改修を行うものでございます。

次の軽自動車保有関係手続ワンストップサービス導入業務委託料の55万円は、令和5年1月にワンストップサービスの対象手続が拡大され、軽自動車の申告情報、検査情報が電子化されることに伴い、システムを改修するものでございます。

次の標準宅地鑑定評価業務委託料の491万3,000円は、令和6年度評価替えに向けて、基礎資料となる標準宅地の不動産鑑定評価を委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の550万6,000円は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料をはじめ、地方税の電子申告や電子納税を受け付けるためのシステム利用料や、コンビニ収納システムのソフトウェア利用料等でございます。

以上で、税務会計課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 次に、町民課長、お願いたします。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

予算書の48、49ページ下段から次のページにかけて御覧ください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費2,752万4,000円でございますが、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む各種証明書の発行及びマイナンバーカード発行業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用でございます。

第12節委託料は、各ネットワークシステムの保守委託料のほか、地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用でございます。戸籍情報システム改修業務委託料は、令和元年

5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律に基づき、戸籍事務における広域交付や行政手続における戸籍抄本の添付省略の実現を図るためのシステム改修に関する委託業務でございます。

戸籍クラウド構築業務委託料は、長期的に見てコスト削減となる戸籍システムのクラウド方式導入に伴う経費でございます。

住基連携用ネットワーク設定変更業務委託料は、戸籍システムのクラウド化に伴い住基連携ネットワーク設定変更に伴う作業でございます。

第13節使用料及び賃借料は、各システムの機器の借上料やソフトウェア使用料となっております。戸籍クラウドハードウェアリース料、戸籍クラウド利用料、戸籍クラウドネットワーク利用料につきましては、戸籍システムのクラウド化に伴い必要な費用でございます。

第17節備品購入費は、戸籍情報システムの改修に必要な機器購入費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、旅券発給事務委託を行っている秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費7,474万3,000円でございますが、国民健康保険事業の円滑な事業運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰出しを行う国民健康保険事業、また経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に医療費の一部負担金を助成する重度心身障害者医療支給事業、独り親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金を助成するひとり親家庭医療支給事業に係る費用でございます。

第12節委託料の医療費助成システム改修業務委託料は、令和4年度に実施予定の県内全域現物給付化に対応するためのシステム改修を行うものでございます。

第19節扶助費は、重度心身障害者、独り親家庭における医療給付の一部負担金として支払いを行うものでございます。

第27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出しで、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金のそれぞれの繰出しを行うものでございます。

第4目老人保険費1億1,580万4,000円でございますが、後期高齢者医療事業を対象とした一般会計分の経費を支出するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金でございます。

第27節繰出金は、事務費分や法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰出しを行うものでございます。

次に、64、65ページ、下側を御覧ください。第2項児童福祉費、第2目児童扶助費1,912万7,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒の保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的にした、こども医療費支給事業関係の費用でございます。

次の66、67ページを御覧ください。第3項国民年金費、第1目国民年金総務費20万7,000円でございますが、国民年金制度の啓発及び各種届出の進達、年金相談への対応を目的にした費用でございます。

次に、68、69ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費242万6,000円でございますが、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や不法投棄対策を進める廃棄物一般事業関係の費用でございます。

第12節委託料の環境美化業務委託料は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、ごみゼロ運動で回収されたごみの搬入などの業務を委託するための費用でございます。

第2目環境衛生費1,222万6,000円でございますが、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬業務等、斎場費に係る費用でございます。

第12節委託料は、役場前駐車場に設置されている急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の秩父広域市町村圏組合（斎場費）負担金は、火葬業務などに係る負担金でございます。

次に、70、71ページの中段になりますが、第2項清掃費、第1目塵芥処理費4,865万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に係る費用でございます。

第2目し尿処理費2億7,310万6,000円でございますが、皆野・長瀬下水道組合が行っております下水道事業、し尿処理事業、浄化槽事業に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の清掃費負担金は、し尿処理の運営に係る負担金でございます。浄化槽市町村整備型事業負担金は、公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。下水道費補助金は、下水道処理に係る補助金でございます。浄化槽市町村整備型事業負担金が前年度と比べまして増えている理由でございますが、地方公営企業会計で認められております一般会計からの長期貸付分の返済金の支払いが増えたことが主な理由でございます。

第23節投資及び出資金は、下水道費の出資金となっております。

第3項上水道費、第1目上水道費1億478万1,000円でございますが、上水道事業に係る費用でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、水道関係職員の児童手当分と宮沢簡易水道の事業債償還金の元金出資金分の利息分、そして秩父地域で上水道料金が統一されましたが、審議会答申と統一料金の差額分を秩父広域構成市町村が負担する高料金分と、令和元年度の台風で被災した別所浄水場などの災害復旧で借用している事業債の利息分の補助でございます。

第23節投資及び出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰出基準に基づき出資を行うもので、次のページにあります災害復旧事業債償還元金出資金は、令和元年度の台風による災害復旧に伴うもので、令和3年度までは補助金として支出していたものを出資金として振り替えたものでございます。

以上で、令和4年度一般会計予算の町民課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 続きまして、健康福祉課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の56、57ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費2億2,175万6,000円でございますが、障害者自立支援給付費事業、障害児入所等給付事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第1節報酬は、民生委員が改選を迎えることから、民生委員候補者を県知事に推進する民生委員推薦会委員7名分を新たに計上しております。

第11節役務費は、障害者自立支援給付に係る審査支払手数料などを計上しております。

第12節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料や世代間交流支援センター警備業務委託料などのほか、新規事業として避難行動要支援者名簿システム構築等業務委託料及び同システムのハードウェア保守委託料を、また介護保険事業計画アンケート調査業務委託料を計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、障害福祉に関するシステム利用料、AEDリース料などを計上しております。

第17節備品購入費は、避難行動要支援者名簿システム用のパソコンを新たに計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、次ページの58、59ページにかけてでございますが、障害者自立支援給付費事業、介護給付費・訓練等給付費負担金、障害児通所給付費等負担金、自立支援医療費負担金、民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会とシルバー人材センターの運営費補助金などのほか、新規となっております手話通訳者事業負担金、あいサポート事業負担金、障害者差別解消法事業負担金は、令和3年度までちぢ定住自立圏事業として実施していたものを令和4年度から各市町で計上することとなったものでございます。

第19節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具や補装具給付費を計上しております。

次に、第2目老人福祉費926万1,000円でございますが、在宅高齢者に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第12節委託料は、緊急通報システム管理委託料や老人保護措置委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、緊急通報システム機器借上料と特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料を計上しております。

次に、60、61ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金などのほか、新規事業として主任介護支援専門員更新研修負担金を計上しております。

次に、60、61ページの下部を御覧ください。第5目介護保険費1億2,051万1,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

第27節繰出金は、62、63ページを御覧ください。介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分で、1億1,990万9,000円を計上しております。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億4,612万8,000円でございますが、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬運営管理や児童手当などに関する経費でございます。

第1節報酬は、パートタイム会計年度任用職員である放課後児童クラブ指導員や子育て支援員の報酬及び要保護児童対策地域協議会委員報酬、また新たに多世代ふれ愛ベース長瀬に設置する子ども家庭総合支援拠点の支援員報酬を計上しております。

第2節給料は、フルタイム会計年度任用職員分の給料を計上しております。

第3節職員手当等は、会計年度任用職員の期末手当等を計上しております。

第7節報償費は、子育て支援事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第10節需用費は、放課後児童クラブや多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費などを計上しております。

第12節委託料は、64、65ページとなります。保育所施設型給付費1億7,378万2,000円、認定こども園施設型給付費4,293万7,000円、民間放課後児童クラブ委託料788万4,000円などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備保守点検、警備、土曜日の管理委託料のほか、子ども家庭総合支援拠点支援員の健康診査業務委託料を新たに計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、子ども子育て支援システムなどの利用料、AEDリース料や多世代ふれ愛ベース長瀬のコピー機借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、低年齢児や障害児等の受入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業補助金、延長保育や一時預かり事業費補助金や子育て支援金などを計上しております。

第19節扶助費は、児童手当などを計上しております。

次に、68、69ページ、下部を御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費1,838万9,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会負担金などに関する経費でございます。

第10節需用費は、保健センターの光熱水費や施設修繕費などを計上しております。

次に、70、71ページを御覧ください。第12節委託料は、保健センター維持管理のための保守点検や施設警備委託料などを計上しております。

第13節使用料及び賃借料は、保健センターの土地借上料などを計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、救急医療施設に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、72、73ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費3,708万4,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などに関する経費でございます。

第1節報酬、第3節職員手当、第4節共済費及び第8節旅費については、令和2年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るパートタイム会計年度任用職員、保健師に係る経費を計上しております。

第7節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師、管理栄養士、理学療法士などへの謝金を計上しております。

第10節需用費は、各種検診に要する消耗品、コバトン健康マイレージ事業歩数計などを計上しております。

第12節委託料は、次の74、75ページにかけてでございますが、各種がん検診、人間ドック、妊婦健診、各種予防接種に伴います医療機関等への委託料などのほか、産後間もない産婦の身体的、心理的な不安の解消など、専門家による指導を行う産後ケア事業委託料を新たに計上しております。

第18節負担金、補助及び交付金は、結核予防に関する秩父広域市町村圏組合負担金、コバトン健康マイレージ事業負担金、人間ドックや予防接種などを契約外機関で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊、不育症治療費補助金などを計上しております。

第19節扶助費は、未熟児養育医療費を計上しております。

次に、ページ飛びますが、106、107ページ、下部を御覧ください。第10款教育費、第5項幼稚園費、第1目幼稚園費15万5,000円でございますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園分に関する経費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、子ども・子育て支援法の対象とならない幼稚園在園者分の施設等利用給付費を計上しております。

以上で、健康福祉課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） 次に、産業観光課長、お願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、産業観光課が所管いたします主な事業につきましてご説明申し上げます。

初めに、労働費関係でございますが、予算書の76、77ページを御覧ください。上段の第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算額11万2,000円は、労働者の雇用の安定と拡大を図るための経費で、説明欄にあります労働関係団体への負担金や補助金等でございます。

次に、農業水産費関係でございますが、次の78、79ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算額349万4,000円は、農業委員会の運営費をはじめ、農地利用の最適化や農業者年金などの受託事務を行うための経費でございます。

第1節報酬の256万2,000円は、農業委員13名分と農地利用最適化推進委員4名分の報酬でございます。

第11節役務費の2万1,000円は、前年度より28万2,000円の減額となっておりますが、これは昨年度廃止いたしました和田のふるさと農園の除却に要した手数料分が減額となったものでございます。

また、第13節使用料及び賃借料の6万1,000円は、こちらも前年度より52万8,000円の減額となっておりますが、これは農地の情報管理の一元化に伴い、国の農業委員会サポートシステムに農地データを移行したことにより、TKCの農業行政システムを解約したため、システム利用料が減額となったものでございます。

第3目農業振興費の予算額171万8,000円は、生産団体や新規就農者等の育成支援をはじめ、種苗費や有害鳥獣対策への助成など、町の総合的な農業振興を図るための経費でございます。

第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため、有害鳥獣の捕獲及び駆除を北秩父猟友会長瀬支部へ委託したものでございます。

次に、80、81ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金の101万円のうち、説明欄の上から3番目の新規就農者等支援事業補助金の50万円は、地域農業の振興を図るため販売、出荷等を目的としている新規就農者、規模拡大者及び新規作物導入者を対象に、必要な資材の一部を助成するものでございます。

説明欄の下から2番目の有害鳥獣防護柵等設置費補助金の20万円は、前年度より10万円の増額となっておりますが、畑に防護柵等を設置する方に対し、資材購入費の一部を助成するものでございます。

その下の有害鳥獣捕獲事業従事者補助金の19万6,000円は、捕獲事業従事者15名分の登録費用を助成するものでございます。

第4目緑の村管理費の予算額417万8,000円は、前年度より5,627万2,000円の減額となっておりますが、これは緑の村野外運動施設等除却工事の完了に伴う工事請負費と当該施設の返還に伴う土地借上料の減額が主な要因でございます。この費目は、宝登山地域周辺の維持管理をはじめ、住民参加型の花づくり活動を支援するための経費でございます。

第12節委託料の宝登山地域周辺維持管理業務委託料の180万円は、宝登山地域周辺の環境を保全するため、花の里や野土山周辺の除草作業等をシルバー人材センターへ委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の177万8,000円は、郷土資料館や駐車場敷地の土地借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の花の里づくり実行委員会補助金の60万円は、前年度より20万円の減額となっておりますが、これは令和3年度中の環境整備協力金による収入が予算を上回ったため、補助金を減額するものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の予算額135万5,000円は、森林緑化をはじめ、宝登山四季の丘の維持管理など、森林保全のための経費でございます。

第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料の40万円は、宝登山園地四季の丘周辺の環境を保全するため、宝登山ロウバイ園を管理しております宝登興業へ除草作業等を委託するものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万2,000円は、宝登山四季の丘用地として平成19年度から借用しております共有林30.7ヘクタールの土地借上料でございます。

第15節原材料費の17万4,000円は、緑の募金緑化事業として、宝登山園地四季の丘に植栽を予定しておりますロウバイの苗木と肥料代でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の57万5,000円は、前年度より20万8,000円の増額となっておりますが、これは緑の少年団活動に新たに第二小学校が参加することになったことによる補助金の増額が主な要因でございます。

次に、第2目林業振興費の予算額368万5,000円は、森林環境譲与税を主な財源として、森林の持つ公共的機能の向上と木材利用の促進や普及啓発等を行うための経費でございます。

第12節委託料の143万4,000円のうち、松くい虫予防薬剤注入業務委託料の48万3,000円は、松林を維持するため井戸地内の蓬莱島公園内にあります松36本に松くい虫の予防薬剤を注入するものでございます。

その下のインフラ周辺危険木伐倒業務委託料の95万1,000円は、風布地内の町道沿いにある危険木の伐倒処理作業を行うものでございます。

次に、82、83ページを御覧ください。第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事の89万7,000円は、園地内の遊歩道沿いにある木製土留めの改修を行うものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の83万4,000円は、秩父管内の各市町の森林集積計画の策定に必要な地権者への意向調査等を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

第3目林道費の予算額92万4,000円は、町が管理する林道の維持管理を行うための経費でございます。

第10節需用費の施設修繕費50万円は、林道ののり面や舗装面等の修繕を行うものでございます。

第11節役務費の手数料の20万円は、支障木や側溝に堆積した土砂等の撤去を行うものでございます。

第12節委託料の林道除草作業等業務委託料の19万円は、林道の除草作業等をシルバー人材センターに委託するものでございます。

第4目森林環境整備基金費の予算額1,000円は、前年度より134万6,000円の減額となっておりますが、これは県から森林環境税については、当該年度の森林保全事業に充当するよう要請があったため、基金への積立金を減額したものでございます。

次に、商工費関係についてご説明いたします。84、85ページを御覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算額1,083万1,000円は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するための経費でございます。

第7節報償費の報償金30万円は、経営革新計画を作成し県知事の承認を受けた中小企業に対し、1件当たり5万円の経営革新計画承認奨励金を給付するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の1,052万8,000円のうち、説明欄の上から2番目の小規模事業指導費補助金の500万円は、小規模事業者の経営指導を行っている商工会への補助金でございます。

その下の中小企業融資制度資金借入利子補給金の235万8,000円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を補給金として給付するものでございます。

説明欄の下から2番目の住宅リフォーム資金助成事業補助金の35万円は、町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るための経費でございますが、助成金額の見直しを行っております。これまでは、1申請当たり一律5万円の助成金を交付しておりましたが、少ない予算を有効に住民の皆様に配分できるよう、1申請当たりの助成金額を助成対象経費の5%とし、上限額を5万円としております。

その下の企業誘致条例奨励金の262万6,000円は、町内に新たに事業所を設置した企業や設備投資を行った企業のうち、一定の要件を満たす2企業に対し奨励金を交付するものでございます。

第2目観光費の予算額2,973万3,000円は、観光施設の維持管理をはじめ、インフォメーションや観光団体への助成など、観光振興を推進するための経費でございます。

第10節需用費の405万6,000円のうち、消耗品費の63万1,000円は、観光施設の消耗品や花いっぱい運動を推進するための資材や花の苗代でございます。

その下の光熱水費の277万5,000円は、観光施設に係る電気料や上下水道料でございます。

第11節役務費の52万3,000円は、前年度より34万8,000円増額となっておりますが、これは宝登山並木参道沿いの桜並木の危険木の処理作業に係る手数料が新たに予算措置されたことによるものでございます。

第12節委託料の1,533万6,000円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料、観光情報館指定管理業務委託料、桜管理業務委託料は、それぞれ観光協会へ委託するものでございます。

その下の地域おこし協力隊員委託料の480万円は、観光振興を目的とした新たなイベントの開催や、観光PR動画の配信などの事業を地域おこし協力隊1名に委託するものでございます。

その下の観光アドバイザー業務委託料の130万円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用して、当町に観光に特化した外部専門家を招聘し、観光協会が実施を予定している着地型旅行の仕組みづくりや、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた観光事業者向けの講演や研修会などの事業を観光アドバイザー1名に委託するものでございます。この事業費130万円につきましては、全額が特別交付税措置の対象となっております。

1番下の長瀬駅前モニュメント除却工事設計業務委託料の214万5,000円は、懸案となっております長瀬駅前モニュメントの除却工事に係る設計業務を委託するものでございます。なお、除却工事につきましては、令和5年度に実施を予定しております。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万2,000円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料及び大型観光誘導看板3基分の敷地借上料でございます。

第14節工事請負費の157万8,000円のうち、上長瀬駅前観光看板盤面張り替え修繕工事の79万2,000円は、平成24年度に上長瀬駅前に設置した観光看板の盤面が経年劣化により黒く変色し、見づらくなっているため、盤面の張り替え修繕工事を行うものでございます。

その下の妙音寺高砂弁財天公衆トイレ除却工事の78万6,000円は、高砂弁財天が敷地内に新たに外トイレを設置する計画がございますので、既存の老朽化した公衆トイレを撤去するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の769万円は、観光協会や船玉まつり実行委員会をはじめ、観光関係団体への負担金や補助金等でございます。

説明欄の最後のテレビ埼玉「マチコミちちぶだより」放送負担金の30万円は、秩父地域の様々な魅力を配信し、よりよい番組を継続していただくための負担金でございます。

以上で、産業観光課関連の当初予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(板谷定美君) 次に、建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づきご説明申し上げます。

令和4年度当初予算書の86、87ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費458万7,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費となっております。

第10節需用費238万3,000円のうち、光熱水費185万円は、道路照明灯138基分の電気料でございます。

第12節委託料108万4,000円は、土木積算や測量計算などに必要な各種システムの保守業務委託料でございます。

次に、第2目道路維持費4,169万6,000円でございますが、道路維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事、行政区からの要望に基づき行う原材料支給や町道未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業など、町道を維持していくための経費を計上いたしました。前年度より2,246万8,000円の増額となっておりますが、これは橋梁修繕設計業務委託料や橋梁長寿命化修繕工事、通学路安全対策推進整備工事等が主な要因となっております。

第12節委託料2,450万6,000円は、町道の除草、除雪業務、道路愛護保全管理業務、道路台帳補正業務、新規事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕計画により道路橋の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断された2橋の修繕設計を業務委託により行うもので、900万円を計上いたしました。

また、測量設計監理業務委託料でございますが、近年、児童生徒が通学中に犠牲になる事故が全国的に多発している現状を踏まえ、今年度実施された通学路安全点検において、小中学校から対策を要望された箇所について交通安全施設の整備を推進し、通学児童生徒の安全を確保するために、町道1路線の測量設計監理の委託料492万2,000円を計上いたしました。

次の88、89ページを御覧ください。第14節工事請負費1,357万円は、道路の老朽化が進み舗装等の傷みが激しい路線が多く、道路新設改良工事では対応し切れない箇所の補修工事や舗装の打ち替え工事を実施するものでございます。

町道舗装工事費でございますが、令和2年度からの事業で、これまでの原材料支給では舗装工事を実施することが困難であった未舗装町道について、簡易舗装工事を実施することにより住民の利便性や町道の維持管理の向上を図ることを目的として、221万円を計上いたしました。

交通安全施設整備工事につきましては、危険箇所へのグリーンベルトの設置や道路照明灯等の交通安全施設の設置工事でございます。

新規事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕計画により道路橋梁の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判定された橋梁のうち、部材の劣化や腐食が進んだ1橋、大字本野上下宿区内、無名50号橋の修繕工事費842万8,000円を計上いたしました。

また、通学路安全対策推進整備工事費112万円でございますが、今年度実施された通学路安全点検において小中学校から対策を要望された大字本野上地内、町道幹線25号線へグリーンベルト200メートルの設置工事を行うものでございます。

工事箇所等につきましては、先にお配りしてありますA3判の令和4年度建設課事業予定箇所一覧図でご説明いたしますので、一覧図を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず、黄色で表示

しております箇所が交通安全施設整備事業実施予定箇所でございます。中央やや左に記載がございます幹線26号線グリーンベルト設置工事でございますが、たけのこ保育園前の町道で延長46メートル、道路の両側にグリーンベルトを設置する工事を予定しております。

次に、地図の1番下に記載がございます幹線4号線照明灯設置工事でございますが、幹線4号線と町道長瀬55号線、秩父プラスチック工業株式会社長瀬工場前の町道の丁字路にあります電柱に道路照明灯1基を設置する工事を予定しております。

次に、紫色で表示しております箇所でございますが、地図中央に記載がございます本中7号線歩道整備工事でございます。長瀬中学校校庭横の国道140号線の手押し信号機から町営袋団地方方向に向かう町道で、延長55メートルの歩道整備に伴います測量設計業務を予定しております。

次に、地図中央やや下に記載のございます幹線25号線グリーンベルト設置工事でございますが、長瀬第一小学校歩道橋から荒川方面に向かう幹線25号線で、延長200メートルで、道路の両側にグリーンベルトを設置する工事を予定しております。

次に、緑色で表示しております箇所でございますが、地図中央左に記載がございます無名50号橋補修工事でございますが、大字本野上下宿区内、消防署跡地から荒川方面に向かっている町道沿いの北沢に架かる橋で、劣化や腐食が著しい人道橋の修繕工事を予定しております。

次に、地図中央やや下の右側に記載がございます金石橋・無名32号橋、これは長瀬駅の踏切を上長瀬方面に向かう宝登山側の町道、細い町道なのですが、長瀬27号線に架かる橋の修繕設計で、今年度実施した橋梁定期点検で指摘された2橋について修繕設計業務を予定しております。

すみませんが、今度は予算書の88、89ページにお戻りいただきたいと思います。第3目道路新設改良費3,603万5,000円でございますが、町道の新設改良工事等を行うために必要な経費を計上いたしました。

工事箇所につきましては、申し訳ありません、もう一度A3判の事業箇所一覧図を御覧いただきたいと思います。この地図にお示ししてございます赤い表示が、道路改良工事及び歩道整備工事箇所でございます。まず、地図右上の岩田6号線道路改良工事は、延長44メートルの改良工事を予定しております。

次に、図面中央左に記載がございます本中117号線道路改良工事、用地物件補償は延長48メートルの改良工事、用地購入、物件移転補償、分筆登記業務を予定しております。

次に、図面右下に記載がございます幹線1号線歩道整備工事は、今年度実施した整備箇所から上長瀬方面へ向かい、延長40メートル、幅2.5メートルの歩道整備工事を予定しております。

次に、図面左下に記載がございます長瀬21号線のり面改修工事は、町道長瀬21号線沿いののり面が崩落し住宅が巻き込まれるおそれがあるため、延長27メートルののり面改修工事を予定しております。

度々申し訳ありませんが、予算書のほうにお戻りいただきたいと思います。第12節委託料117万8,000円につきましては、先ほどご説明いたしました本中117号線分筆登記業務委託料でございます。

第14節工事請負費3,035万9,000円につきましても、先ほどご説明いたしました4路線の工事費でございます。

第16節公有財産購入費、第21節補償、補填及び賠償金につきましても、先ほどご説明いたしました改良工事に伴います土地購入費や物件の補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費457万2,000円でございますが、建築確認進達業務、道路後退に基づく測量業務及び用地買収を行うために必要な経費、また町道に面している危険ブロック塀等の撤去費用の一部を助成する経費、新規事業といたしまして宅地耐震化推進業務を行うための経費を計上いたしました。

第12節委託料406万4,000円のうち、新規事業といたしまして、大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務を実施するため320万円を計上いたしました。この事業は、平成18年の宅地造成等規制法の改正に伴い創設された宅地耐震化推進事業で、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟中越地震などにおいて、大規模盛土造成地が盛土と地山との境界面や盛土内部を滑り面とする滑動崩落現象が確認されたことから、現在大規模盛土造成地が所在する地方公共団体では、変動予測調査、滑動崩落防止工事が順次実施されております。この変動予測調査は、大きく3段階で構成されており、第1次スクリーニング調査、大規模盛土造成地の抽出、第2次スクリーニング計画、危険度の評価、詳細調査の優先度判定、第2次スクリーニング、現地における詳細調査、安定性の検討に分けられております。

なお、第1次スクリーニング、大規模盛土造成地の抽出、宅地耐震化に関する基礎調査につきましては、平成20年度から埼玉県によって63市町村全てで行われ、当町内においては平成22年度に調査が行われており、7か所が判明しております。今回計上しております第2次スクリーニング計画策定業務は、市町村が大規模盛土の滑動崩落の危険性を把握することを目的として計画を策定するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金10万7,000円のうち10万円につきましては、町道に面して建てられているブロック塀等が地震発生時等の倒壊を未然に防止するため、令和4年度までの間、撤去費用の一部を助成するものでございます。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費1,743万9,000円でございますが、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費を計上いたしました。

第14節工事請負費1,619万6,000円でございますが、河川改修2か所の工事費で、工事予定箇所につきましては、恐れ入りますが、もう一度この一覧図を御覧いただきたいと思っております。図面上部に記載がございます大字野上下郷地内、堂坂沢水路整備工事は延長20メートルの水路整備工事を予定しております。

次に、図面中央やや右下に記載がございます大字井戸地内、銅の入沢護岸整備工事は延長38メートルの護岸整備工事を予定しております。

度々申し訳ありませんが、予算書にお戻りいただき、89ページの下段を御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金83万9,000円のうち、新規事業といたしまして急傾斜地崩壊対策事業負担金78万5,000円を計上しております。これは、埼玉県が行う事業で、大字野上下郷滝之上区内、宿本地区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された危険箇所の災害対策事業に法定負担分、年度事業費の5%になりますが、これを負担するものでございます。

次に、90、91ページを御覧ください。第3項住宅費、第1目住宅管理費1,275万2,000円でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第10節需用費320万6,000円のうち、施設修繕費250万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋や新規に入居する部屋等の修繕費でございます。

第12節委託料316万7,000円のうち、新規事業といたしまして袋団地外壁等改修工事設計業務委託料220万円は、町営住宅袋団地C棟の経年劣化による外壁等の改修工事を行うための設計業務委託料でございます。

第17節備品購入費50万円でございますが、町営住宅塚越団地は、入居希望があった場合において浴槽、給湯設備が自己負担となっており入居希望者の足かせとなっておりました。今後、入居希望があった場合においては、浴槽、給湯設備を町で設置し、入居希望者の負担軽減を図るため計上いたしました。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費543万1,000円でございますが、長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第12節委託料144万7,000円につきましては、建設課で所管する各地区公園の除草作業及びトイレ清掃業務をそれぞれ業務委託により行うものでございます。

第14節工事請負費273万3,000円は、新規事業といたしまして、長瀬地区公園の施設機能強化を目的として、長瀬地区公園防球ネット設置工事費として計上いたしました。

以上で、建設課関係のご説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 次に、教育次長、お願いたします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 続きまして、教育委員会関係につきましてご説明申し上げます。

当初予算書の96、97ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億5,687万円を計上いたしました。前年度と比較して、969万3,000円の増となっております。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費53万5,000円ですが、教育委員の報酬や旅費と分担金などでございます。

次に、第2目事務局費1億2,513万1,000円は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進を図るため、必要な経費を計上させていただきました。主なものにつきまして、第1節の報酬ですが、委員報酬とありますのが特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例に基づく委員報酬、それ以外の報酬は会計年度任用、非常勤職員報酬を計上しているものでございます。

報酬の1番下、新とありますが、教員業務支援員は学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、教員の事務補助などをするスクールサポートスタッフの名称や職務内容が規定されたことから、令和3年度までは特別支援教育学校支援員の報酬に含めていた予算と分けまして、正式名称に合わせ新たに計上したものでございます。

第2節の給料から第4節の共済費までと第8節旅費の普通旅費につきましては、教育長及び再任用職員1名を含めた事務局職員11名の給料、職員手当等共済組合負担金及び旅費、会計年度任用職8名分の期末手当及び社会保険料などを計上したものでございます。

第7節報償費は、秩北建設組合長瀬支部へ小中学校施設修繕作業の謝金や中学生学力アップ事業講師謝金などでございます。

次に、98、99ページを御覧ください。第8節の旅費の費用弁償は、会計年度任用職の通勤手当を計上しております。

第12節委託料は、学校職員の健康診査、児童生徒の健診等に使用する健診器具滅菌業務委託料、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、ICT支援員配置業務委託料や、新規としまして令和4年1月に導入した校務支援システムの教員向け操作研修業務委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料は、小中学校の校務用コンピューターリースやウイルス対策ソフトのリース料、各小中学校と中央公民館に1台ずつ設置しているAEDのリース料、矢那瀬地区児童の送迎用車両のリース料、タブレット導入に伴い、昨年度から計上しております授業目的公衆送信補償金、令和4年1月に導入した校務支援システムリース料などでございます。

第14節工事請負費288万2,000円は、中学校校庭の散水施設整備工事、また中学校の消火栓ポンプユニットが老朽化したため、交換工事を施工するものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と、次の100ページ、101ページを御覧ください。補助金として、小・中学校修学旅行補助金、中学生、高校生電車通学者通学費補助金、小

中・学校入学祝金などがございます。

第19節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として、給食費や新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを支給するもの。また、特別支援教育就学奨励費として、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの2分の1の額を援助するものがございます。

次の第3目育英費310万円ですが、第19節負担金、補助及び交付金の奨学金利子助成金は、長瀬町に在住し就業している利子つき奨学金の返済者に対し、奨学金返済に係る利子について助成するという新規事業で、定住施策の一つとして取り組むものがございます。

第20節貸付金は、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学資金と、大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金の貸付けを行うものがございます。

次に、第2項第一小学校費、第3項第二小学校費、第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品費や光熱水費をはじめ、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。令和3年度に引き続き、令和4年度も学校での感染予防対策に必要な消耗品費や備品購入費を各校とも90万円ずつ計上しておりますので、各校ともに消耗品、備品購入費が例年と比較して大幅に増額となっております。

第2項の第一小学校費は、1,046万9,000円を計上いたしました。

102、103ページを御覧ください。第1目学校管理費の第17節備品購入費は、感染対策に必要な備品を購入し、感染対策に努めるものです。

第2目教育振興費の第17節備品購入費の機械器具購入費は、工作用の卓上用糸のこ、家庭科用のミシンを購入するものです。図書購入費は、例年学校図書室の児童用に購入している図書20万円のほかに、令和4年度に3年生が2クラスになることに伴う教師用指導書などを購入するものがございます。

第3項の第二小学校費は、1,054万7,000円を計上いたしました。

第1目学校管理費の第2節委託料ですが、104、105ページを御覧ください。一番上の説明欄ですが、下から2行目、校務員派遣委託料ですが、令和3年度まで町職員を校務員として配置しておりましたが、令和3年度末の定年退職に伴いまして、新たに校務員を配置するための校務員派遣委託料や排水管高圧洗浄等業務委託料として、排水を定期的に高圧洗浄するための予算を計上しました。高圧洗浄は、小中学校3校を年度ごとに順番に洗浄しているもので、令和4年度は第二小学校で業務を行うため計上しているものがございます。

第17節備品購入費は、第一小学校と同様に感染対策に必要な備品を購入するものです。

第2目教育振興費の第1節報酬から第8節旅費までの予算は、複式学級対応のための予算でございます。令和4年度の2年生、3年生は、合わせて15人となり、複式学級の基準になる2つの学年の児童で編制する学級で16人以下となるため、複式学級が設置される予定です。低学年の2年生と中学年の3年生と一緒に学習するには、教科や学習内容が大きく異なるため、教員の支援をする学習指導員を雇用するための予算を計上しております。

第17節備品購入費の庁用器具購入費は、給食用冷蔵庫の老朽化による買換えとテントの購入、図書購入費は例年学校図書室の児童用に購入している図書20万円のほかに、令和4年度に特別支援学級で新たに1年生と5年生の児童が学ぶことになるため、必要な教師用指導書等の購入をするものがございます。

第4項の中学校費は、1,198万4,000円を計上しております。

第1目学校管理費ですが、106、107ページを御覧ください。第17節備品購入費は、小学校同様に感染対

策に必要な備品を購入するものです。

第2目教育振興費の図書購入費は、生徒用図書購入費50万円でございます。昨年度比で大幅に減額している理由としましては、令和3年度は中学校の学習指導要領の改訂により、教師用の教科書や指導書、デジタル教科書の予算を計上していたためでございます。

次に、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費は98万9,000円を計上いたしました。社会教育委員への委員報酬や人権教育関連予算、民法の改正により成人年齢が変わりますが、対象年齢を引き続き20歳とする「二十歳のつどい」を開催するための予算として報償費の記念写真代です。108、109ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料の器具借上料など、また家庭教育学級講演会の実施に伴う報償費や人権作文集作成のための需要費などを計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金につきましては、文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費3,314万5,000円でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営のための職員配置に係る費用や施設の維持管理に必要な需用費、委託料、土地借上料などを計上しております。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費、第8節旅費の費用弁償につきましては、中央公民館に配置しておりました再任用職員が今年度末に退職となるため、現在雇用している会計年度任用職員のほかに、もう一人雇用するための予算を合わせて計上しました。

第2節委託料のうち、施設管理業務委託料241万4,000円は、平日夜間と土日、祝日の受付管理業務をシルバー人材センターに委託するもので、施設管理業務派遣委託料105万3,000円は、平日の2日間、日中の受付業務をはじめ、職員からの指示業務をシルバー人材センター1名に委託するものでございます。

110、111ページを御覧ください。ガラス清掃業務委託料は、体育室など高所のガラス清掃業務を委託するものでございます。

第14節工事請負費の加圧給水ポンプユニット交換工事90万6,000円ですが、受水槽から公民館施設内へ給水するための給水ポンプの老朽化による交換工事をするものです。また、中央公民館空調設備更新工事は、現在使用ができなくなっている公民館の体育室を除く各部屋にエアコンを設置するものでございます。

次に、第3目文化財費522万円でございますが、文化財保護審議会の委員報酬をはじめ、文化財保護事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と、遺跡発掘調査などに必要な経費でございます。

第12節委託料の旧新井家住宅及び郷土資料館管理業務委託料211万円は、受付管理業務をシルバー人材センターに週6日1名委託するものでございます。

また、旧新井家住宅耐震予備診断業務委託料は、国指定文化財である旧新井家住宅の維持保全を図るためには、かやぶき屋根や板屋根のふき替えなどを計画的に行っていく必要がありますが、大規模な修繕をする場合は多額の費用がかかることとなります。今後大規模修繕をする際には、国庫補助を財源として維持保全に取り組むことが望ましいという考えから、補助を受ける要件として、耐震性があることが一つの条件であるため、まずは費用負担の少ない耐震予備診断をして現在の状態を確認し、本診断をしたほうがいいのか、またある程度の耐震性が認められ大規模改修する場合、国庫補助対象になるのか、その判断材料として予備診断委託料を計上したものでございます。

また、旧新井家住宅便所麦わら屋根ふき替え工事は、住宅脇にあるトイレの屋根のふき替え工事で、麦

わらは既に入手し保管してあるものを活用してふき替えをするための工事費です。

次に、112、113ページを御覧ください。第4目青少年健全育成費39万4,000円は、青少年育成推進委員4名への謝金と、長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

第7項保健体育費、第1目保健体育総務費220万3,000円ですが、第1節の報酬は、スポーツ推進審議会委員やスポーツ推進委員の報酬、スポーツ事業の開催に必要な報償金のほか、第18節負担金、補助及び交付金はスポーツ協会やスポーツ少年団への補助金などでございます。保健体育総務費の予算が昨年比で大幅に減少している理由としましては、令和3年度は聖火リレーに関する予算が全てこの項目に計上されておりましたので、その分減少しているものでございます。

次に、第2目体育施設費67万円は、総合グラウンド、塚越グラウンド等の体育施設の維持管理を行うための経費でございます。

次に、114、115ページを御覧ください。第3目学校給食費5,223万円でございますが、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、会計年度任用技能労務職として雇用する学校給食センター調理員の給料11名分と期末手当、社会保険料を計上し、フルタイム会計年度任用技能労務職が共済組合に加入するための負担金を計上しました。

次の第10節需用費の施設修繕費は、消防設備誘導灯の修繕、物品修繕費は油のろ過器、炊飯釜が老朽化により不具合が生じているため、修繕するものでございます。

また、賄材料費2,441万1,000円ですが、保護者等の給食費を財源とする食材購入費になりますが、令和4年度も引き続き子育て支援として保護者の負担軽減を図るため、小学生4,100円の給食費に対して1,200円分、中学生4,800円に対して1,500円分の補助を行い、総額538万5,600円を公費で負担するものでございます。

第17節備品購入費の庁用器具購入費は、食材の検品をするドライ仕様の移動台の購入、機械器具購入費は包丁、まな板、殺菌庫の老朽化に伴い買替えの予算を計上しました。

116ページ、117ページを御覧ください。第4目町民プール管理費9万8,000円は、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料でございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷定美君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「休憩しないんだ」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 休憩はもうちょっと待ってください。とりあえず質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 長くなるので、休憩を取ってもらったほうがいいような気がするのですが。

〔「休憩、そうだよ」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いいですか。

〔「暫時休憩してからやれば」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 村田議員の質疑が終わり次第休憩取ります。よろしくお願いたします。

○5番（村田徹也君） はい。では、全体的なところで何点か。歳出の総務費が14.9%増加したというふうなところで、ちょっと財政構造の硬直化が進んでしまうのではないかというふうな懸念がありますが、そのことについてまずお伺いします。

それから、同じように歳出で、全体的なことということで補助費の割合が令和3年度は24.3%だったのです。多分そうだと思います。令和4年度は25.3%ということになっているのですが、予算編成の上では、健全な財政を維持するには、補助費はあまりかけないほうがいいと一般的に経済学者などから言われていますが、ちょっとこの補助費の増加というふなことについていかがお考えなのかというふうなこと。

それから、歳入、今度はページを言います。12ページなのですが、町税における個人と法人というふうなことで考えてみて、個人の場合が92.61%になるのです、全額に対して。法人のほうは7.39%と、圧倒的に個人に依存している傾向が、依存といいますか、ということで法人税を増やすような施策というふうなことも幾つか出ているようなのですが、例年見ていると効果がいまいち現れていないのではないかと、全体予算的なことでもう少し法人税が入るような配慮が、この予算で必要なのではないかとということ。

それから、25ページになります。これは歳入になる、これ歳出でやりますので抜かします。

31ページに歳入のほう、多分令和3年途中からだと思うのです。庁舎の駐車場利用協力金というのが16万2,000円見込んでいます。ということは、要するに3年度実績というのが半年ぐらいだったと思うので、それに見込んでここに予算を立てたのかなと。ここには載っていませんが、長瀬駅の観光トイレの利用協力金というふうなところで歳入にちょっとなかったような気がするのですが、もしそこがどこかに含まれたのなら教えていただきたいと。あくびしてもしょうがないです、やれというのだから。

歳出については、41ページ、会計管理費の役務費、手数料21万1,000円が129万7,000円と6.1倍になっているのです。41ページの会計管理費の役務費が手数料6.1倍になった理由がちょっと分からないので、そのところについて。

それから、同じように43ページ、電子入札参加資格申請共同受付負担金というのが6万3,000円だったのが42万7,000円になっていると、これ6.7倍になっているのです。電子入札の参加資格申請が3年と4年を比べると6.7倍になっていると、この理由。

飛ばして47ページ、新たにということ、地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金というので100万円出ています。これについて、協力隊の方が途中で辞められると、途中ではないや、任期を全うして辞められるというふうなことで、大変町のために初めての地域おこし協力隊としてご苦労いただいて、成果もそれなりにあったのかなと思います。これについて他から移住してきた移住者の人と比較した場合に、移住者に対して100万円の補助金って出ないですね。だから、町への貢献度ということで、では地域おこし協力隊の人がそのまま住めば100万円、一般で移住してきた人と比較した場合にどうなのだろうということが、では例えばこれ100万円なのを10万円にして、新たに来た人たちにも20人来れば5万円ずつとか、そんな分け方があったのかなということで、このことについて。

それから、サテライトオフィス、これも47ページですが、これについてはたくさんありますので、まずサテライトオフィスにして町からの持ち出しは310万6,000円ですよというふうなことになっていますが、まず、まちづくり会社というのということです。このまちづくり会社というのは法人化するのかと、そうしたら役員構成はどうなっているのかと、そんなふうなことをどうしていくのかと、もう決まっているのか。その法人化するか、役員をどうしていくか、何人かの上で代表取締役とか、そんなふうな役を設けて、言わばこれが事業継続がうまくいかなかった場合には、当然その引責責任というのを持ってくるのかどうかということ。

コワーキングスペースとかシェアオフィス、できたばかりなのでまだ見てきていないのですが、この近くでは秩父市でも1か所らしいです。あと本庄市が有名ですよ、本庄にコワーキングスペースというの

があると。そこも大分企業が来たりしているというふうなことなのですけれども、一般的にサテライトオフィスは、ネットで調べただけでまだ私も掌握し切れていないのですけれども、駅近くで立地条件がいいということが立地の条件になっているというふうなことがちょっと書かれていたのです。立地ということを考えて、果たしてこのサテライトオフィス、ここで大丈夫なのかなと、こういう質問だと予算的に、いや、見込みとしてと、まあいいや、来ると思いますが。あと、この事業で、まだ当然市場調査やマーケティングリサーチというのをやっていないと思うのですけれども、どの商品がどういうふうになれば売れるかとか、また売るだけではないのですよね、このサテライトオフィスは。この施策というのは、私が言うのは、私共産党員ではないですよ、全然関係ないのですけれども、安倍政権の地方創生から始まって、岸田内閣がデジタル都市国家構想というのを打ち出した、その事業ですよ、これも論説とか見るとあまり評判よくないのです。なので、東京一極集中をしないために地方創生というのを始めたということなのだけれども、それがこのコロナで幾らか地方にという流れはできたけれども、安倍政権の東京一極を崩すという地方創生がうまくいかなかったと。今度新たに、またくどうようですが、デジタル都市国家構想を岸田内閣が持ち出してきたと、その一環であるということで、再度くどうようですが、この事業はあまり評価されていないと私は見ているのですが、どう見るかと。

あとは、いっぱいあり過ぎて、少し減らすためにすみません。57ページあたりに、いっぱい避難行動要支援者システムとか、この辺の金額が非常に高くなっていると、この辺いっぱい全部見て。そうすると、これは基本的には、福祉を充実させるためにというふうなことでお金が上がっているのかどうかということです。

それから、関連すると61ページに、重度心身障害者医療費とかひとり親家庭医療費とかがやや増えているのですが、これ多分人数関係でちょっと多くなっているのかなと、健康福祉課長かと思いますが、そのところ分かれば。

「すみません、動議をお願いします。徹っちゃん悪いね、すみません。

今ですね、議会運営委員長としてお願いします。9時から始めまして、大抵お手洗いの時間というのも必要かとも思います」と言う人あり]

○議長（板谷定美君） 挙手にて言ってください。

「はい」と言う人あり]

○議長（板谷定美君） はい、しゃべってください。

「議会運営委員長として、議会の運営をスムーズにするためには、15分間なりの休憩を取ることを要望します。それで、ぜひ議会運営委員長としてお願いします」と言う人あり]

○議長（板谷定美君） 議事の動議というはあるのですけれども、休憩の動議というのはちょっと載っていないので、トイレ行きたいのだったら、挙手にて行っていただければと思います。

「はい、分かりました」と言う人あり]

○5番（村田徹也君） では、続けます。

○議長（板谷定美君） はい、お願いします。

○5番（村田徹也君） ちょっと自分でも分からなくなってきた。不妊に関わる予算なのですが、ちょっと総額で少ないのかなというふうなことで、でも予算で組まれているので、これが限度なのだよということかもしれませんけれども。

それから、69ページ、環境美化業務委託料というのを昨年も聞いたのですが、この範囲がどこを本当に指しているのか、この見直しをしたのかどうか。これも、現場で私よくお会いしたりしているのですけれども、この業務がどこまで、去年は多分長瀬町全体的にというお話だったのですが、これの範囲。

それから、78ページ、これは農林水産業費が減ったと、これは緑の村を解体したからだというふうなことで分かりますが、農林水産業費が町の全体予算の0.49%なのです、多分私の計算が間違っていなければ。これは、あまりにも少ないのではないかと、長瀬町総合振興計画の中でも、「いのちを守り育む食と農の創造」ということが書かれています。これ長瀬町総合振興計画です。ということになって、この農業振興に関わるもの、特に農業振興費は171万8,000円です。これでは、高齢化とか長瀬町の立地条件を考えるとやむなしというところもあるけれども、ますます畑が雑草に覆われてしまうのではないかと、もう少しこれ確保できないのかと。

85ページ、商工費で先ほどの説明もあったわけなのですが、262万6,000円ですか、2つの企業ってことなのですけれども、これ毎年あるのですが、企業名の公表はあるのかないか。もし企業名の公表があるのだったら、できればどこにこういうお金をというふうなことをお聞きしたいのですけれども。このお金も、令和2年416万6,000円、令和3年274万7,000円、令和4年262万6,000円と下がっているのです。先ほど言った法人税の少ないという理由にも一つなっているような気がしますが、このことについて。

あと、85ページにモニユメントの除去がありました。これ以前、私も質問したことがあります。これ解体の設計業務委託料が214万5,000円です。そうすると、考えてみると解体が3,000万円ぐらいでできるのかなと、この予算。以前町長に質問したときに、いや、これ億の金がかかるのでできませんという答弁だったのですが、時代の趨勢でこのような予算でできるようになったのかどうかについてお伺いします。

あと、89ページのまちづくり推進費の大規模盛土土地何とかスクリーニングというのがありましたけれども、これ7か所というふうな先ほどの説明でしたが、これは非常に危険なところなのかなと。熱海で盛土が崩れたということあります。だから、こういうことをしておく必要はあると思うのですが、そのような災害の発生危険があるのかということもあるのかどうかと。

あと、グリーンベルトの設置について、これも89ページあたりにあったのですが、私の家の近くにもグリーンベルトはあるのですが、これいいことだと思うのです。でも、事業後の点検というか、これどのようにしているか。例えば名前は出しませんが、車の出し入れで砂利がいっぱい出て見えなくなったか。これほうき持って行って個人で掃いていいものかどうか、非常に当てつけに見えてしまうのでやらないのですけれども、そういうのは例えばその事業所というか、何とか保育園なら保育園さんが送迎の車で出入りしているのかということであれば、一言それをやっぱり、保育園と言うと分かっけてしまいますよね、保育園が多少そのところをグリーンベルトをしっかりと土を掃いていただくとか、そのような事後処理というのですか、これ作ればいいということではないと思いますので、ぜひこれは小学生の通学に事故があったら困ることなので、そこまでお願いというか、考えてのことかと。

あと、いっぱいあって時間取らせませんが、91ページなのですけれども、公園管理費のうち防球ネットをやるのだそうです。よく考えてください、あの公園は運動公園ではありません。あそこの隣のうちに塀があって、それがプラスチックなのです。あそこへボール蹴って壊れてしまうからということで、下に段ボールで、教育委員会さんだかどっちか分からないけれども、あそこに「蹴らないでください」と書いてあると。でも、やはり苦情が来たからこれやらなければいけないのだということなのか。でも、あそこの駐車場というか、アスファルト部分は、緊急避難所のどうしてもという車が入るスペースだということでお

伺っています。ボール蹴るところではないわけです。だから、これは長瀬町住民のモラルを問う問題だと思うのです。しっかりあそこに、もっとこういうことで迷惑しているのだから、ボール蹴らないようにしましょう。これは、あそこに小さいやつがあるけれども、あれで駄目なのではないか、要するに長瀬町住民のモラルが低いからこれをやりますよという事業ですか。それが想定できていたのなら、あそこは公園造ったときに当然ネット張っておいたわけだと思う。あの隣のうちが迷惑を被るからということであればやらなければいけないのだとか、その前にモラルを問うようなことをやっているのかどうか、それが先なのではないのかなと。だから、もしそれで止まるのなら、この三百何万円は使わないで済むのではないかと。

長く言っただけではないのだな、すみません。

〔「ゆっくりで大丈夫」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 89ページの幹線1号線なのですからけれども、毎年少し少し出てくるのですが、昨日の議会でもそのような発言がありました、一体全体いつまでどこまでやるのだろうと。特にこれから、来年度ではなくて再来年度以降、いっぱい住宅があるので、あそこにかく行き着くのかな、どうかな、行き着いた場合に、このまま行ったら歩道があると、もう車は通れないよというふうなこともあるので、これいつまであそこをやるのだということが示していただければ。去年の段階では、いや、それはまだ計画的にはないというお話でしたが。

あと、95ページの矢那瀬地区の拠点整備事業、これ拠点整備だと思いますが、これは小さな拠点づくりがこれで終わりということですか。そうではなくて、消防の詰所をあそこに新たに持ってくるということですか。矢那瀬の小さな拠点整備事業がこれで終わりということですね。いや、そうではなくて、まだ向こうは継続なのですか、そこが分からないので。

あと97ページ、これも以前言いましたが、いじめ問題の対策連絡協議会と専門委員会を令和4年度しっかり実施していただきたいと思いますが、これ回答をお願いします。

あと101ページ、高校生の電車通学者通学補助金53万9,000円、これも毎年言っていますが、秩父鉄道だけではなくて、高校生どんどん人数少なくなっている、児童、それから生徒が少なくなってくる上で、バスで通学したり西武線使ったり、東上線を使ったりというふうな子供たちもいるので、平等性があっていいのではないかなと。東上線使う子は、寄居までは補助金出ますよと、そこから東上線は出ませんよと、今の段階ではそういうことなのだけれども、同じ高校生ということであれば、バス通学の人にしても同じように補助をしてやるのがいいのではないかなと思います。

それから、学校給食センターについて、これは多分令和2年度に627万円かけて学校給食センターを調べたということがあったのです。あの627万円はどこに行ってしまったのかなという気がするのですが、627万円で修理ではなくて設計業務委託料ではなかった、何か見るので、それだけかかったわけです。見て、捨ててしまったのではなくて、今後こんなふうな改修というか、4年度予算を見ると出ていないのです、あまりそのことについて。だから、あれどこも大丈夫だったのかなと、ちょっと心配しているのですが。

あと、最終的に総務課になるかと思いますが、昨年もお聞きしましたが、役場職員の一般行政とか技能労務とか教育職とか再任用職とかフルタイムとかいう方の総人数をちょっと自分も出してみたのだけれども、フルタイムは分からないし、人数、後で分かったらお願いしたいと思います。時間かかりましたけれども、すみません。

○議長（板谷定美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうをよろしく願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田徹也議員のご質問にお答えいたします。

まず、全体的なことということで、目的別でいう総務費の割合が増えているという点、また性質別のほうで補助費の割合が増えているという、この2点について内容が同じというか、原因が重複しますので、併せてお答えさせていただきたいと思っております。どちらも、増えている主な要因は、サテライトオフィス等開設支援事業、こちらが6,200万円程度の増となっております、その増によって割合も増えているということになります。総務費という、どうしても経常的な支出に思われがちなのですが、なので硬直化ということが出てくるかと思うのですが、サテライトオフィスのものに関しては経常的ではない支出になりますので、この増によって財政の硬直化を招くというふうには考えておりません。

また、補助費の割合がなるべく低いほうがいだろうというのも、そのとおりかなと思うのですが、補助金なので、補助費ということで分類させていただいておりますけれども、実際の中身としては施設の整備です。リニューアルだったりとか、物を買ったりだとか、そういったものに使われるお金ですので、細かく見ていくと普通建設事業とかにも色分けできるような意味合いがあるかと思っております。ですので、単純に補助費が増えたからよろしくないというふうには考えてはおりません。

また、町税の関係で、法人税を増やす施策の効果が現れていないのではないかというご質問でございますけれども、今後ますます法人税増やすためにも、昨日ご審議いただきましたプール跡地への企業誘致などを進めることで、そこの企業はもちろんですし、そこを呼び水にしてほかの場所でもいろいろな企業が立ち上がるように、さらに力を入れて進めていきたいというふうには考えております。

続いて、予算書の31ページ、庁舎の駐車場利用協力金についてなのですが、予算額については村田議員おっしゃっていただいたとおり、半年分の実績を倍、1年分にして16万2,000円というふうに計上させていただいております。その後、特に1月、2月、ロウバイの時期になってから非常に多くいただいております。2月までの実績で26万6,000円の協力金をいただいております。既に予算よりも多い実績になってはいるのですが、そういった実績になっているというところでございます。

続いて、歳出になります。43ページ、電子入札参加資格申請共同受付負担金、こちらが非常に増えているということなのですが、こちらについては2年に1回名簿の更新というのがございます。令和4年度は名簿の更新の時期に当たります。なので、隔年で上がったたり下がったりというのを繰り返している負担金になります。

続いて、47ページ、地域おこし協力隊の起業・事業継承支援補助金、こちらが地域おこし協力隊以外の移住者、起業に対して補助金が出ていないのではないかとご指摘でございます。埼玉県の方で起業支援金補助事業ですとか、移住就業等支援金事業というのを実施しております、ただ、長瀬町がこの

対象地域に入っていないのです。いわゆる条件不利地域が対象になっている補助金になっております。毎年これの対象地域に入れてくださいという要望をしてきておるところなのですが、なかなか実現には至っていないという現状であります。長瀬町、来年度以降対象になる可能性が今出てきておりますので、この支援金使えるようになりましたらば、しっかりと地域おこしの制度以外の方に対しても、移住して起業していただくような方には支援を行っていきたいというふうに考えております。

続いて、同じく47ページのサテライトオフィスの関係でございます。まず、まちづくり会社の構成などについてですが、法人化はする予定です。株式会社ではなくて、合同会社という形式があるのですが、その合同会社として設立を予定しております。簡単に言うと、株式会社だと株主と実際業務をやる人が別という形になるのですが、合同会社の場合は、出資者がそのまま業務もやる社員になるというような形のもので、出資者、社員の人は、その出資した額に応じてそれぞれ責任を持つということになりますので、株式会社という代表取締役のような職はなくて、今のところ3人の予定なのですが、3人全員が代表社員、または業務執行役社員と呼ばれる職に就くというふうなことを予定しております。今3人と申し上げたのですが、運営していくに当たっての経理ですとか、あとは不動産、カフェスペースなんかは賃貸を行うことになりますので、そういった資格が必要な部分につきましては、公認会計士など外部に委託をしながら運営をしていくというふうに聞いております。

また、立地の件でございます。秩父市は確かに駅前です。本庄市もそうだったかと思っておりますけれども、立地でいうと今回JA跡地については国道沿いであり、かつ野上駅からも歩いて5分、10分程度ということで、長瀬町内に関していうと、非常に立地としてはいい場所だというふうに我々は認識しております。秩父市だけではなくて秩父地域、今皆野町もつい最近オープンした施設が2か所あるのです。あとは、横瀬とか小鹿野も今回予算を上げさせていただいているテレワーク交付金を使って、あの施設を整備する予定というふうにも伺っております。そういったところに比べると、今言ったとおり国道沿いで駅からも歩けるといところで、非常に有利なところかなというふうに思っております。

そのデジタル田園都市国家構想の交付金が、あまり評価されていないというお話ですが、それについて私から申し上げることはないのでありますが、村田議員の発言にもあったとおり新型コロナの影響を受けて、今地方への流れが非常に機運が高まっております。今までも強みとして言ってきておりますけれども、東京に程よい距離というか、1時間半とか2時間で行けるといところで、完全なテレワークになりきれないような方々にとっては非常にいい立地の土地だと思っておりますので、この流れを生かすためにも、実質負担が5%とか10%でできる交付金になっておりますので、この割のいい補助金をぜひ活用して、町の関係人口、移住人口を増やしていきたいというふうに考えております。

企画財政課関係は以上でございます。

○議長（板谷定美君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

予算書40、41ページの会計管理費の役務費、手数料の増額になっている件でございますが、手数料の増額の主な要因につきましては、先ほど当初予算の説明のときに簡単にご説明をさせていただいたのですが、令和4年度から公金の口座振替に伴う事務手数料を金融機関に支払うものでございます。税金や保険料等の口座引き落としにつきましては、担当課につきましては現在税別で10円の手数料を金融機関へお支払いしておりますが、会計管理者名の公金の振込につきましては手数料が無料で行っていただいております。そのため、指定金融機関の埼玉りそな銀行から、公金の振込に係る手数料の見直しについて依頼が

ありました。埼玉県内の他の市町村におきましても、現在公金の振込手数料は負担しておりませんが、秩父地域は手数料の予算化を予定しているとお聞きしておりますので、長瀨町におきましてもほかと歩調を合わせて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） それでは、町民課関係の質問にお答えさせていただきます。

61ページ、社会保険費の扶助費のひとり親家庭の関係でございます。こちらの見積額が増えている理由でございますけれども、今までの支払い実績と令和3年度の動向を踏まえて計算して、積算させていただいたものでございます。

それから、69ページ、衛生総務費の環境美化業務委託料の範囲ということでございますが、環境美化の作業部分につきましては、上長瀨駅から養浩亭の下の河原の部分と長瀨駅周辺、桜新道、それから養浩亭周辺の松林、大東河原、石畳全般、それからパトロール関係になりますけれども、長瀨玉淀自然公園線、それから榎峠線、陣見山林道、それから長瀨前橋線、林道の本山根線、林道の風布地区というふうなことでエリアの指定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

57ページ、避難行動要支援者システムの関係だと思えます。このシステムにつきましては、平成27年に導入いたしまして、既に6年が経過しております。パソコン等の類につきましては、基幹系システムにしる情報系システムにしる、一定年度で更新することが必要でございます。その関係で更新をかけるというものでございます。また、令和3年度に施行されました災害対策基本法の一部改正も、今回それに対応する必要がございますので、更新をかけるというものでございます。

次に、75ページ、不妊治療の関係のご質問だったかと思えます。これにつきましては、今年度につきましては、そこにごございます不妊治療、それから早期不妊検査、不育症検査、早期不妊治療、いずれの補助についても、現在のところ対象者はございません。昨年度も不妊治療は1名、それから早期不妊検査も1名ということですので、実績に応じた形で予算を計上してあるというものでございます。当然対象者が増えれば、補正対応とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、長瀨駅前トイレの協力金は幾らなのか、どこに計上されているのかというようなご質問でございましたが、令和3年の実績でございますが、令和3年3月9日から令和4年の3月9日までの合計金額が17万408円ございました。今回は、当初予算のほうにはのせていないのですが、協力金という不確実な金額でございますので、予算に計上せず、補正予算でその都度対応していきたいということで、予算計上はしていません。

それから、2つ目の質問で、農林水産業費が全体予算の0.49%というのは、少な過ぎるのではないかというご質問でございますが、現在の長瀨町の農業の状況を見ますと、先日も農業者の集合体である農協が、統合によって皆野町に施設を全て移してしまったような状況がございます。その中で、この予算を上げる

ということはかなり難しい、そこで町といたしましては、令和4年度は予算計上のほうはしておりませんが、費用をかけずに農業初心者研修会、この開催を予定しております。実施方法といたしましては、まず年度の前半は国や県、JAなどがこれまでに作成した動画を使った初心者研修会を開催し、どれだけの方が農業に興味を持ち、どんな内容の研修を望んでいるかを集まっていたいただいた方と、それから農業委員を交えて意見交換会をしたいと考えております。

それと、もう一つが町長の公約にもあります新たな果樹の導入でございますが、これにつきましても予算をかけずに、まずは数年前に野原議員が矢那瀬地区に植栽していただいたミカンの生育状況と、それから味等の特徴をよく伺いして、今後そのミカンが町の特産果樹にふさわしいかどうかを令和4年度中に確認をさせていただきたいと思っています。それとあとレモンに関しましては、風布で1軒レモンを栽培している方がいらっしゃいまして、その方から3月に枝の剪定をするということで、レモンは挿し木でつきますので、その枝をもらってきて、まずは挿し木をたくさん作って、それを将来的には町中に植栽したいと。ただ、問題は、挿し木から育てていきますと、レモンの実がなるまでに10年から15年かかります。ただ、10年、15年というのは、1年、2年がなければ10年、15年は来ませんので、一年でも早くレモンの苗木を用立てて、町中にレモンの苗木があるような風景を目指して、令和4年度は苗木づくりをやっていきたいというふうに考えております。

それから、企業誘致条例奨励金を交付している2企業の企業名を公表しないのかというご質問でございますが、これは公表できますので、ただいまから申し上げますが、新規で参入していただいた藤崎惣兵衛商店、それとあと増設によって対象になりました南州工業株式会社、この2社でございます。この2社に、令和2年、令和3年、令和4年の合計で864万円の奨励金を交付しておりますが、これが長瀬の企業といえますか、産業の発展にどう貢献したかということは、なかなか費用対効果というのは難しい面もあるのですが、やはり法人税を納めていただいたり、雇用が発生しているという点では、長瀬の産業の発展に貢献しているのではないかとこのふうには思っております。

それと、モニュメントの除却の工事費、幾らぐらい見込んでいるのかというお話でございますが、設計費のほうで約200万円でございますが、その約10倍を見込んでおります。これの工事内容としては、モニュメントの撤去と、その前にあります水路のような川の流れをイメージした施設があるのですが、その2つを撤去するだけで、あとはそのまま活用いたします。ですので、タイルの張り替えを最終的に行って終了となります。その後の活用内容につきましては、設計の段階で地権者であります秩父鉄道と話し合いを持ちまして、できる限りその後については秩父鉄道さんのほうで整備のほうは行っていただきたいと考えております。ただ、整備内容としては、ベンチを置いたり、それからあずまやを設置したりぐらいの内容になるのではないかと私は考えております。

それから、矢那瀬の小さな拠点づくりについてのご質問でございますが、詰所については拠点づくりの一部として整備するものでございます。詰所以外の計画につきましては、地元では実施が難しいというお話をいただいておりますが、引き続き話し合いを持ちまして、令和4年度中に最終的な判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、大規模盛土の7か所についてのご質問ですけれども、こちらのほうにつきましては、長瀬町に平

成22年度に調査が実施されまして、現在県のほうで指定という言い方はちょっとおかしいのですけれども、されているところが大字野上下郷のカミタルク付近、それから同じく塚越グラウンド、それから清水屋付近、それから大字井戸の天神山城に事務所があるのですけれども、その付近、それから大字長瀬の幹線3号線宝登山参道の両側、それから緑の村プール跡地、それから長生館プール跡地の幹線5号線の反対側、荒川側が、この7か所が盛土造成地ということで判明しております。

第2次スクリーニング計画ということですが、危険なところかどうかということ、この計画を策定するために今回業務委託ということで詳細なこと、抽出された7か所の形状ですとか原地盤、それから勾配とかそういうものを見て、本当に工事ですとか、そういうことをしたほうがいいのかということを見つけるための策定業務になっております。ですので、この後第2次スクリーニングということで、この計画の後にあるのですけれども、そのときにはまたボーリング調査ですとか表面の波探査とかいうものがあるのですけれども、その前の前段階の調査ということで業務委託により実施するものでございます。

それから、先ほどグリーンベルトのほうの周辺に砂利等があるということで、こちらに関しましては職員ですとか、また道路愛護のほうにもお願い、委託をするのですけれども、そちらのほうに巡回していただきますとか、もちろん周辺の住民の方々にもちょっとお願い等はこれからしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公園の管理費の防球ネット、こちらに関しましてですが、こちらは建設課のほうとしても、何度も貼り紙ですとか注意するようなものを掲載させていただきました。ですが、ちょっと改善が見られないということ、それから今回防球ネットを設置するところは、駐車場のところの南側の住民の住居のところに設置させていただくのですけれども、あそこにボールが入っていったりですとか、サッカーボールを壁に向かって蹴ったりされるというようなことがあります。あそこも災害があったときに避難する場所ということになっておりますけれども、公園も兼ねておりまして、長瀬町民だけの方ではなく、おかげまで町外の方にも利用していただいている現状もありまして、なかなかそういうチラシとかも貼っているのですけれども、守っていただけないとかそういうことがありますので、今回防球ネットのほうで対応させていただきたいということで計上させていただきました。

それから、幹線1号線のほうなのですが、平成26年度から進めてきておるのですけれども、今後なのですが、令和3年度からまた工事を再開しております、上長瀬駅側に向けて工事を進めていく計画で今進めております。4年度が、今日予算のほうの要求をさせていただいたところと、それから5年度、6年度、7年度にかけて、車道等の整備も含めまして工事を完了させたいということで、建設課のほうとしては計画を持っております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

1つ目が、いじめ問題対策連絡協議会、それからいじめ問題専門委員会についてはしっかりやってほしいということなのですが、令和3年度は12月17日に会議を開催しまして、いじめの現状やいじめがあった場合の対応などについて再認識しまして、そういうことが起きないように対応していこうということになっております。専門委員会についてなのですが、こちらは事案があった際に行う会議、招集することになりますので、そちらは幸い開くことはなく済んでおります。

2つ目の高校生の通学費の補助につきまして、平等に一律補助したほうがいいのかということ

なのですけれども、こちらはそもそも始まりが秩父鉄道の高料金に対しての補助ということで、町の施策として始まっているものを教育委員会がやっているところでございます。ですので、一律にするとなりますと、町の執行部のほうとも協議が必要になってくるかと思いますが、そういった方法も一つあるのかなとは感じてはおります。

それから最後に、給食センターのほうで予算としては627万円取らせていただきまして、実際決算のほうでご報告していますが、588万5,000円ということでかけまして、給食センターの建物の劣化度ですとか耐震性などについて診断をしてもらっております。給食センターも、建築から40年経過して老朽化が進んでいるということで、児童生徒に安心安全な給食を届けたいということで、その給食施設がしっかり耐震化されているのか、これからも使えるのかということで調査をしたわけでございます。耐震性につきましては、耐震指標のI s値が0.71という診断で、基準の0.6を超えていますので、耐震性には問題ないというふうに判断をしてもらっております。また、建物、設備の劣化状況については、耐震診断のほかにコア抜き調査ですとかファイバースコープによる建物の中の調査なども行っております。あと、配水管などについても調査を行いました。建物につきましては、経年劣化は進んでいるのですけれども、コンクリートの中酸化などの進行は僅かであり、問題ないというふうに診断をされております。ファイバースコープによる劣化診断につきましても、給排水管の劣化は進んでおりますが、その中でも配水管の劣化が進んでいるということで、その辺は早急に修繕のほうに対応しております。建物自体に欠陥はないので、計画的に手当てをしていくことで施設を使い続けるということではできるという結果が出ております。

今後、建物の修繕の必要な箇所を修繕するのに幾らかかるかということで、概算額の算出などもしてもらっております。そうしますと、概算で3,600万円かかるということでした。ただ、今後また建物を取り壊して新しく建て替える場合などについても概算の経費を出していただいたのですけれども、建物撤去で3,500万円ぐらい、それから建設ですと4億7,500万円かかるということでした。給食センターにつきましては財源の見通しが、国庫補助などの補助の対象にならないので、町単独で建設費を負担することになると大きな負担が生じてくることとなります。

また、この給食センターの建物は、公共施設長寿命化計画の中で、学校の校舎などと一緒に維持保全を図っていく施設と位置づけられておりますが、小学校の統合や小中一貫教育の取組に向けた施設の整備の在り方なども検討しながら、給食センターの今後について併せて検討していく必要があると考えておりますので、大規模な改修につきましては今のところしないということで、そういった全体的な施設の老朽化への対応と併せながら検討していくこととしております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

令和4年度の全体の職員数ですけれども、町長部局、教育委員会部局を合わせましての数でございます。一般職員ですけれども、定数管理上の職員が77名、それと定数管理とは別に再任用職員の短時間職員が2名です。一般職員が合計で79名。

続きまして、会計年度任用職員のフルタイム職員が3名、短時間職員が51名で、計54名となります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、疑問が生じたところについて再質問をさせていただきます。

まず、サテライトオフィスについては合同会社という、ちょっと聞いたことがないので、今調べようがないので分からないのですが、要するに先ほどの話を聞くと出資もするということですね、今のところ3名の方が中心になってということですが、当然出資もされるということです。要するに、合同会社にしても法人化するのだから、当然これをやるについて契約を組むと思うのです、10年間の縛りがあるというようなお話もあったようなので。そうすると、それについてはもう10年契約でやっていくというふうを考えてよろしいわけでしょうか。合同会社だと、責任というか、責任役員というのがいないとか、ちょっとそれはまた自分で調べて、後日お聞きしたいと思います。そのことについて。

あと、サテライトオフィス等についてというふうなことなのですが、これだけ頭に入れていただきたい。要するに、公益性とか公平性とか有効性と、当然プロの方ですからご承知だと思いますが、そのようなことを頭に置いて、この会社を運営できるような形で進められるように、計画をぜひいただければと思います。

順序が逆になりますが、まず教育委員会に1つ、中学生の学力アップ教室のほうなのですが、この予算についてもちょっとマイナスになっているような気がするのですが、ちょっと分からないのです。中学生学力アップ教室運営委員報酬1万1,000円とか、コーディネーター報酬2万9,000円とか書いてあるのですが、では誰がどういうふうに教えているのだろうかということが分からないわけです。一番言いたいのは、多分教育委員会でそのようなことは承知していると思うのですが、校長会、教頭会等がありますから、そこで聞き取り等あると思うのですが、今私が聞く範囲で、ちょっと聞く範囲ですから偏っているかもしれませんが、昨年の緊急事態宣言で、ほぼ2か月間学校が閉鎖になったということで、昨年教育長は大体夏休みまで授業の遅れは挽回しましたと、一応そういう答弁あったわけです。ここへ来て、その子が中学生になってとかもあります。数学が分からなくて困ったと、理科が分からなくて困ったとか、現実問題としてそういう子供さんがいらっしやると。これについては、町でせっきく中学生学力アップ教室をやっているのですから、中学3年生を対象ではなくて、もっと補正でもいいから組んで、そういう子供たちに目を向けてやっていくということが、私はふさわしいのではないかなと思うのです。その実態がどれだけとかが分かりません。ただ、先生誰も申しません、長瀬中学かは申しませんが、中学校の先生なのですが、かなり厳しい生徒が出ているということは耳にはします。そういう現実があるのだから、やっぱりこれ長瀬町が悪いのではないのです。本来あのときに、学習指導要領の中でどこかをカットするとか、次年度に送って再編するとかいうことをやらないでやってきたその制度、言ってみれば文科省のほうがちよっと手厚くなかったと思いますが、町としてこの中学生学力アップ教室をもう少し拡充しないと、そういう子供たちが出てきてしまうというところについての対策というか、そんなふうなものについてお伺いします。

あとは、47ページのところで、地域おこし協力隊の方についてというふうなことはお聞きしました。多分地域おこし協力隊という補助金といたらいいですが、それがなくなって、長瀬町に今までの現状で生活を根づかせるというのは非常に厳しいと思うのです。だから、これに対してのバックアップというのはいいかもしれないけれども、来年度以降そんなふうな可能性があるとお聞きしましたので、やはり移住定住とかいうことについては、そういう県のほうの補助事業ですか、あればぜひそれを入れていただいて、何らかの事業を起業したりとかいうことにつなげていただきたいと思います。

再度しつこいのですが、デジタル都市国家構想について、この事業全体がまだ始まったばかりだから何とも答えようがないと思うのですが、町当局として不透明感があるとかそういうところはお持ちで

はないですね、まだそこまでいっていないかどうか、その点について。

あとは、健康福祉課になるとと思いますが、避難行動要支援者名簿のシステム改修、そんなふうなことでお金がかかるというのはよく分かりました。いざというときに、この避難行動要支援者名簿というのが非常に重要になってくるというふうなことで、これについては当然門外不出だと思いますが、毎年毎年改訂されたりとか、誰がそういうふうな要支援に入ったとかいうことについては、健康福祉課のほうでちゃんとといいますか、把握のほうはなさっているのかということについて。

あと、先ほど発表がありました企業に対しての補助金というのですか、会社名を言っていました。藤崎惣兵衛さんについては、酒蔵が来る、酒蔵が来るというふうな話をよく聞いていましたが、企業縮小しているとも聞いています。解雇が進んでいるということも聞いています。それは大変だから、やっぱりもっともたせてやろうというような観点なのかなと思いましたが、実質的には藤崎惣兵衛さんが、会計は分からないですよ、私には。でも、そういう話で従業員が首になったとか、縮小したとかいうお話を聞いていますので、これ本当にこの補助をして大丈夫なのかなという、それを当然課長が、いや、大丈夫ですとか分からないとか答えられないと思いますが、そういう危惧を持っている人が多いようです。

それから、環境美化については早口で分からなかったもので、また後でこんな地区だということをお聞きしたいと思います。

あと、農林水産業費については新たな果樹とか、先ほど課長のほうからお知らせというか、内容をお聞きしましたけれども、もしかしてレモンも根づくかもしれないし、そんなふうなことがあったらば、やはり声をこういうふうにかけていただくということで、例えば私も10年、15年先、生きていくか分からないけれども、それが根づいて長瀬の特産品になればなので、ぜひやる場合には広く知らせるということをしていただきたいと思います。

モニュメントの除去についてはお話伺いましたが、ちょっと落ちていたので、以前億以上の金がかかるのでというお話を聞いたけれども、それは時代の趨勢なのか、いや、そのとき本当はちゃんと調べていなかったのか、2,000万から3,000万ぐらいでできそうだということで、あれ活用されていないのだから撤去はいいと思いますが、そのことについてお伺いします。

あとは、学校給食センターはいいです。

高校生の通学者の補助については、先ほど次長から説明がありましたが、もう当初から大分何年もたっているのです。四、五年たったと思うのですが、やはりこれ平等性ということを考えると、通学するということも教育を受ける権利だと思うのです。教育を受ける機会均等とか平等であるとかいうことを考えると、当然町執行部とも話し合っ、そんなふうな方向に行くのが正しいのではないかなと。来年度は無理かもしれませんが、その先いったときにそんなふうなことをぜひ進めていただけたらということで質問します。

あと、幹線1号線については、昨年度はそういう計画はという発表はなかったのですが、令和3年から令和7年度までにあの道を完成させる計画であるというお話を聞きましたが、これについてはもう以前に、平成26年のときかな、住民説明会というのがあったわけです。その後、今度は別に令和3年からは広げていくということで始まったことに関して、住民へのその変わる説明会というのは開いて、だから7年度に終わるところまでについて住民説明をされた上での計画かどうかについてお聞きします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 教育次長、先にお願ひします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、学力アップ教室のことなのですが、予算が減っているというのは3年度と比較してです。3年度は、学校の休業などもありまして、補正予算で学力アップ教室を10回予算取っていたものを5回プラスして開催することにしましたので、その分が増えたのと、あと放課後、中学校に教員の資格を持っている者が伺って、1時間、2時間ぐらいを使って学習指導をしたということがありましたので、その分来年度は、通常の学力アップ教室10回分の予算になっておりますので、少し減っている形になっております。

それから、中学生学力アップ教室の運営委員の報酬と、あとコーディネーターどういったものかということがあったと思うのですが、委員の報酬につきましては、中学校のPTAの役員さんだったり、学校の関係者の方々に委員になっていただきまして、その年の運営をどうしようとか、そういったことを検討している委員さんであります。コーディネーターは、教育委員会のほうにおります学校教育指導員、元校長先生だった方ですけれども、そういった方に教室の運営面をお願いしているというところの人件費になります。

それから、学力アップ教室のほかの報償金のところに入っている報償費があるのですが、そこに学力アップ教室の講師として塾の方に来ていただいているのですが、その方々への報償費としまして35万円がその中に含まれております。

以上でございます。あと、学力面のことにつきましては教育長のほうからお願いしたいと思っております。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えしたいと思います。

学力アップ教室のことなのですが、これは発想は、高校入試に向けてなかなか貧富の差で塾に通えない子もいるしなんていうような話が以前ありました。その点、長瀬町ではなるべくそういう子供たちに悲しい思いをさせないように、少しでも足りないものについては足してあげるというような発想でスタートしたのではないかなと思います。事実そういうことで、この学力アップ教室の講師は塾の先生をお願いして、数学と英語を中心に公民館で開設しておりました。そして、長瀬中学校の3年の先生に、ちょっと大変だなという子については優先的に中学校の学力アップ教室に参加するように話をし、また学校でもそんなような応援をしていただき、毎年10人から15人ぐらいの子供たちが参加してもらっています。

今年も既に終わりました。細かいアンケートについて資料は今ありませんけれども、ざっと見ましたところ、参加した子供たち、今年は欠席もほとんどなく全員が出席し、当初数学の基礎が分からなかったのが、教えてもらって分かった。それから、英語についても単語が覚えられるようになったとか、いろいろなアンケートが出ていました。やっぱり参加してもらえれば、それなりに効果があるのだなというような感じはいたしました。事実、今年入試が終わりまして結果発表もございまして、おかげさまで全員が希望の進路に向かって成果が出ておりますので、よかったかなと思っております。

そして、基本的には議員さんがおっしゃるように、なかなか学力が上がっていない子供について、どこで保障してあげるのかなというようなこともありますが、中学生、本当にあまり指導していないと、どうしても低きに流れるような傾向がありますので、この学力アップ教室に参加するという子も少ないのです。それで、ここ何年かは学校全体として学力アップ教室に参加するように生徒にも指導しますし、また保護者にも連絡をし、そして職員もそういうような意識を持ってもらい、大分これ成果が出てきております。学力の低い子を全部上げろというのはなかなか難しいのですが、ややそれに向かって頑張ってもら

っていますので、今年なんかも成果が出ているのではないかなと思っております。なかなか言葉で言うと微妙なところもありますけれども、今年度に比べますと大分成果があったのではないかなと考えております。

また、これについて3年生だけではなくて、1年生、2年生も基礎学力を上げるようにという議員さんのお話も以前伺いました。それに向かってこれからはいろんな工夫を考えてみたいと思いますので、ご指導をいただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、サテライトオフィスの関係でございます。合同会社との賃貸借の契約期間についてでございますが、正確なというか、詳細な契約期間については、今後地権者であるJAちちぶも含めて協議ということになっておりますので、現時点でまだ何年と決まっているものではないのですけれども、町としても短期間で終わってしまっただけは困る事業でございますので、おっしゃっていただいたような10年とか、そういったスパンでやっていただけるような方向で協議を進めてまいろうと思っております。

また、アドバイスといいますか、公益性、公平性を頭に入れて運営をしてほしいというご発言いただきました。これしっかりとまちづくり会社のほうにもお伝えをさせていただきたいと思っております。現時点でも施設出来上がりましたら、そこを使ってチャレンジショップだとかチャレンジキッチンといった形で、そこで物の販売だったり、飲食やってみたいという方がいれば施設を貸し出すとか、そういったことも含めて営利目的ではない形で運営をしたいというふうに向っておりますので、しっかりとおっしゃっていただいた公益性、公平性を頭に入れた運営をしていくように、町としても指導、助言してまいろうと思っております。

デジタル田園都市国家構想の制度につきましては、我々としては岸田内閣が非常に力を入れて地方創生の流れを生み出そうとしているという認識をしております、特段不透明感があるというような認識はしておりません。

もう一点、地域おこしに関係して、移住企業支援についてぜひ進めてほしいというアドバイスをいただいております。補足になりますが、現時点でも移住相談窓口の担当者のほうで、マンパワー的なものにはなってしまうのですけれども、町内に引っ越しとというか、長瀬町で飲食店やってみたいだとか、キャンプ場できる土地を探しているのだとか、そういったお話、相談受けましたらば、持っている情報を含めてアドバイスとというか、相談に乗っているという状況でございます。実際そういう相談を受けているものですので、先ほど申し上げた県の補助事業使えるようになりまして、金額的な面でもしっかりと支援できるように進めてまいりたいと思っております。

企画財政課関係は以上です。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿につきましては、災害時に議員がおっしゃるとおり非常に重要なものでございます。これまでも、この名簿について幾つか質問をいただいた際にもお答えしているとおりでございますが、日頃からその把握、整備に努め、名簿更新を行っているところでございますが、なかなか現状進まない状況となっております。これらにつきましては、この名簿を上手に整備、活用している自治体等の事例も参考にしながら進めていければいいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

モニュメントの撤去に1億円かかると言っていたのが、今とどう変わったのかということなのですが、以前はモニュメントの全体を撤去するというようなことを考えておりました。今回実施しますのは、先ほども説明いたしましたが、モニュメント本体、それとその前に川の流れをイメージした施設があるのですが、それだけを撤去するという最小限の撤去に抑えたことによって、今回の工事費が下がったということでございます。

それから、企業誘致条例の対象となっている企業が社員を解雇しているような状況になっていることについては、今回奨励金を交付したのが令和2年から令和4年でございます。コロナの影響が出たのも令和2年から令和4年ということで、今回この奨励金が、逆にコロナの影響を受けている企業を助ける役割を果たしたのではないかとというふうに考えております。これがなければ、もっと解雇の人数が増えるようなこともあったのではないかと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

説明会の件なのですが、昨年長瀬駅のほうから工事をまた開始、再開させていただいたのですが、そのところから7年度までに関する通知を住民の方々に出ささせていただきまして、9月の28日に説明会を役場のほうで開催させていただきました。しかし、なかなかちょっと皆さん参加していただくことはできなかったものでして、その中でも様々なご意見いただいておりますので、その辺のことも議事録的なものを作成させていただいて、欠席された方々には配付をしていくということと、それからこれから工事をする区間につきましては、その関係する住民の方々には建設課の職員が出向いて、今回こういった工事を計画的に進めていきますということで、説明のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 再々質問は午後からにしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後零時09分

再開 午後1時10分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再々質問、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、本当に何点かについてお伺いしたいと思います。

まず、サテライトオフィスについては、先ほども課長のほうの2度にわたる答弁をいただきましたが、とにかくその運営会社について、これしつこいようですが、公益性とか公平性とか有効性とかいうことを十分加味しながら、この運営会社に経営をしていただいて、より多くの活性化が進められるような事業にしていただけなければ、言ってみればちちぶ農協、JA長瀬支店がなくなるために、これはしようがない

ことですが、住民がかなり大変な思いをするというところがありますので、特に付け加えたいのは、何か通帳の引き落としなんかをしている人が、例えば皆野支店になってしまうので、今までのから引き落としできないので通帳を替えてくれとか、そんな話も皆野支店でされた。納得できないというので、秩父の本社というのですか、行ったら、あなただけがお客ではないのでどうのこうのとか、そういう答弁もされた。それで非常に腹が立った。ゆうちょに書き換えてくれと言われた。それをしないと引き落としが何かというふうな話も来ているのです。そうすると、やっぱりかなり長瀬町の住民が不利益を被っているところなので、そのとこにできたものが、何だ、そんなのでというふうな住民感情もありますので、先ほど言ったようなことを十分これから引き継いでいくといえますか、そのとこにはうまくつなげるようお願いしたいと思います。

あとは2点かな。中学校の学力アップについて、教育長にも先ほどお話しいただきましたけれども、ちょっと一つだけ答弁いただいているので、学力がちょっと伴わなくて困っているとか、そういう問題が、要するに学校側から、校長会とかそういうところで上がってはきていないのかと。上がらないのだとすると、実態把握がしっかりできていないのか、やっぱりあまりうちの子はできないとか、そういうことを表明していないかということがありますので、その点について、ややそういう心配がある子が3年生ではなくてもいるというふうなことがあったら、また来年度以降とか、当然小学校にもそういう子が出てくるわけですから、まだ35人学級は下から上がってきますから、そういう点を加味して来年度、その次の年度に生かせるような学力を町でバックアップしてやるというような、そんなふうな方向をぜひ望まれると思いますので、お願いします。

あと、建設課のほうについて、公園のネットについてやるのであらうと思いますが、何という方だか分からないのですけれども、その隣の人のせいにするのではないのですよ、あの状態でボールを蹴ったとすればプラスチックの板に傷がついたりとか、そういうことでどうしてくれるのだということになると思うのですが、そういう苦情が来ているのかどうか。最初のうち、とにかくあの札をぶら下げるに当たって、たまたま私2件ばかりそういう話を聞いたので、その話をして、たしか下げてもらったのです。だから、その後もそういうことが起こっていて、やはりそういうことなのかと。だから、申し訳ないのですけれども、町としてちょっと甘かったかなと。やはりこだわりますが、長瀬町の住民、長瀬の人だけが使っているのではないということですが、そこに書いてあるにもかかわらず、あそこにボールを蹴ってとか、子供なら蹴りたくなるということは分かりますけれども、そこにもう少し大きい看板を立てて、蹴るのはやめましょうとか、そういう方策が取られていてよかったのかなという気がするのですけれども、その点について実際問題のことと、なおかつ看板設置とか、そういうことについてお伺いします。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

サテライトオフィスについて再度になりますが、公益性、公平性、有効性をしっかり頭に入れて運営してほしいというお話しいただきました。JAがなくなってしまうと不便に感じていらっしゃる町民の方が多いというのも、それは事実だと思いますので、町民の方にもこういった新しい施設ができてよかったねと言ってもらえるような施設の整備だとか運営をしていけるように、町としてしっかり指導、助言していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

子供たちの中で基礎学力が落ちているのではないかと、身につけていないのではないかとというような心配ですけれども、これはもう当然考えられます。各学年でも、そういう子供たちはいると思います。担任も、十分把握していると思います。

長瀬町としましては、基本的には基礎、基本の徹底をお願いしますということで、これができていなければ次に進めませんから、議員もご承知だと思います。校長会、それから教頭会、あとは学力向上推進委員会等で指導主事が中心に、その辺の子供たちの落ちないように徹底しております。ただ、今なかなか放課後の時間が自由になる時間がないのです。昔のように、結構そういう時間があれば補習等のできるのですけれども、なかなか難しかった。そして、昨年度はコロナで授業も大分少なかったこと、それから予算のほうでもお話が出ましたけれども、そういうことで授業が少なかった分を補習しようということで学校教育指導員、それからさわやか相談員とか、いろんな人が放課後に少しでも時間を取って、基礎学力の欠けている子供たちに指導をしていただきました。今年度も、そんなような感じで中学校の学力アップ教室では、塾の先生に基礎、基本を特に徹底して解き方を指導していただきました。

そういうことで、先ほどもお話ししましたように子供たちの反省の中から、そういうような細かい丁寧な指導で基礎学力が分かってきた、問題を解くのが筋道が分かってきた、そんなような反省も出ていました。これは、いい反省ではなかったかなと。反省というと、なかなか悪いことばかりな思いがしますけれども、今年の中学生にとってはすごくいい学習、学力アップ教室ではなかったかなと思っております。

そんなことで、これからも中学3年生だけではなくて、小学校の1年生から基礎、基本を徹底しながら、落ちこぼれのないような学力の向上を目指して、毎日の授業を大切にさせていただきよう、先生方にもこれからお願いし、指導を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

実際に近隣の住民の方から苦情をいただいております、ポールを壁に蹴られる、それからコンクリートの下に擁壁というか、壁があるのですけれども、そこに落書きをされるといった苦情が寄せられておまして、それをお聞きしてから、カラーコーンによってポールを置いてあったり、設置したりしたのですが、そのポールもサッカーボールで割られてしまったり、それからそのポールにも、壁にポールを当てないでくださいとかしたのですけれども、どうしてもやっぱり見ていないところであると、そういうことがやられてしまうということがございますので、今回ちょっとお金はかかってしまうのですけれども、防球ネットを設置させていただきたいということで、今回予算のほうを計上させていただいた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 予算の95ページのところで、矢那瀬の2分団第3部消防団詰所の解体ってあるのですが、その跡地ですか、どういうふうを考えているか、ちょっと詳細をお聞きしたいのですが。

それとまた、消防詰所ができるに当たってスケジュールが分かったら、大体のスケジュールでいいのですが、お聞きしたいのですが。もし消防団の詰所の跡地が空いているようだったら観光トイレでもと思っ

ているのですが、高德寺に来たときに、矢那瀬の高徳寺にはトイレがあるにはあるのです。でも、昔のトイレなので、うまく命中しないとちゃんと収まらないようなところがありますので、それを別に観光トイレにできたらと思っているのですけれども、こんなこと言って怒られても困りますが、一応お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、野原議員の質問にお答えいたします。

2分団3部の詰所の跡地ですけれども、こちらの予算にも計上させてもらいまして、詰所は解体しまして、道路際にありますホースの乾燥塔、それはそのまま撤去して移設を行います。その後は、あそこは借地ですので、地権者の方に返したいと思っております。

スケジュールなのですけれども、まだあくまでも予定なのですけれども、7月に行われます参議院選挙で、今矢那瀬の第4投票所、花卉出荷場ですか、あそこもちょっと漏電等を度々起こしてしまっていて、できましたら7月の投票所をあそこに持っていきたいというふうに考えていますので、もう建物等はできていますので、あとは所有権移転の手続になるかと思っておりますので、その後中の整備工事をするような予定でいますので、7月をめどに対応したいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 野原さん、大丈夫ですか、トイレはいい。

〔「話だけでも」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、野原議員のご質問にお答えいたします。

詰所の跡地に観光トイレをということなのですが、町では今後、町中にハイキングコースを設定したいという思いがございます。その中で、もしちょうどあそこが適地ということになれば、そこに公衆トイレを造ることもあるでしょうけれども、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

次、質問。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） いい機会だから、3点ばかりお伺いいたします。

新しいものをつくるのには、夢と希望、この先うまくいくなと思うのです。だけれども、結構町の持ち出しがあるのです。

その3点の一つではございますが、新井家が一番先にちょっと聞いてみたいのです。新井家の問題、よろしいですか。2番目はシルバー人材センター、3番目はながとろ苑、それをお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） これは何を質問したいのですか。

○9番（染野光谷君） その持ち出しがあるということ。

○議長（板谷定美君） 負担金ですね。

○9番（染野光谷君） うん。

○議長（板谷定美君） 新井家に対する負担金と、シルバーに対する負担金。

○9番（染野光谷君） だから、取りあえずいいですか、新井家を大分前から文化財だか何だかんだなんていってやっていますよね。それをお伺いしたいのは、せっかくいい機会だから、副町長には質問する方がいい

ないから、一つお伺いしたいと思うのです。新井家どんなふうになっているのだから、すみません、急をお願いしてしまって。町長の返答ばかりではやっぱりよろしくないから、せつかくの副町長なのだから、ひとつお願いします。どんな具合になっているのだから。

○議長（板谷定美君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは、染野議員のご質問にお答えいたします。

まず、新井家住宅、お金どのくらいかかっているのかということでございますが、通年にかかっているもの以外では、今年は耐震の予備診断を実施するというので18万7,000円、それと新井家住宅のトイレの屋根の改修工事ということで123万6,000円が通常以外に支出をされています。

それと、シルバー人材センターですけれども、ちょっとお待ちください。シルバー人材センターにつきましては、毎年の事業運営費補助ということで930万円、それとあとはながとろ苑さんは、土地の借上料ということで278万2,000円が毎年かかっております。あとは通常ですので、特にかかっていることはございません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） やっぱり持ち出しがあるのですね。こういうふうに聞きたいなと思った、シルバー人材センターをやった当初、赤字なのか、それとも幾らか上になるのかというの、みんな持ち出しだよ、これも。それで、老人ホームをいいますが、造るときはバラ色のようなことを言った。何とか、幾らかそれではもうかるのかなと思ったのです。そうしたら、もうかるどころか持ち出しだよ。だから、そういうことも考えてやっているのかなといつも心配するのです、小坂のことだから。老人ホームも、造るときはみっちゃんにも役員になってもらってなんて、造る人が言ったのです。ところが、全然俺には用はないのです、失礼ですが。だから、これが造るときはこうだよなんて、それであとは用はない、それで役を持っていけば議員さんでもおとなしいような方を、あれは総務委員長とかそんなの関係なく、実際のこと言って頭にきているのです、本当は。だから、あまり乱暴なことは言いませんが、老人ホームの件もそう。シルバー人材センターも、あれは一番埼玉県でも早くシルバー人材センターは造ったと思います、瀧上寿一町長。それを初代の所長か、あれは武井文太郎って男です。それで、なかなか活躍しているなと思いました。いい女子の事務員がいたから。それは余分なのかもしれませんけれども。そんないろいろ、鶴田浩二ではないのですよ、古いものを新しいものつくりたいなんて言って、そんなのではなく、切りがなく町から補助金を出してやっています。よく分かりません。だから、本当は町長にも言いたいのです。いろいろなこと見直して、そこへ協力して、すばらしい副町長が誕生したのだから、ひとつ本当に町を考えて、女性は女性の考えがあって、だから男性の副町長、しっかりお願いします。だから、そんなふうで、どうにするかを副町長、もう一回すみません。

○議長（板谷定美君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 私でなく副町長から聞いたかっただと思うのですが、私のほうからお話をさせていただきます。

新井家住宅につきましては、これ国のほうの指定になっておりまして、何かをやるときに全て持ち出しということではなくて、国のほうから来たりとか、いろいろそういった補助金もございます。これは、もう国の指定になっておりますので、当然やらなければならないという部分だと思います。

それから、シルバーにつきましても、これもやはり町のほうも関わっておりますので、どこの町でもこ

れにつきましては国の方針ですので、生涯現役というような形で頑張っていたきたいということでやっている事業でございますので、これも金もうけではないのです、実は。ですので、赤字も出しませんけれども、黒字も出ないという事業でございます、シルバーの仕事は。ですので、本来ですと私が理事長をやっておりますけれども、染野議員が理事長をやっていたらのであれば、本当はお願いしてもいいかなと今思いました。無報酬でございますので、申し訳ありませんが。

〔「無報酬なの」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） はい、無報酬でございます。ということでございますので。

それで、あと肝心なのは、ながとろ苑でございます。これは、平成12年にたしか開所したと思うのですが、そのときのトップの考え方で、ながとろ苑の土地に関しては町で持ちますよという契約を40年間してございます。実は、前平副町長のときに、そろそろ見直していただけないでしょうかと2人をお願いに行ったのですが、40年というしっかりとした契約があるのですよということを言われまして、もうそれですぐごと引き下がるよりしようがなかったという経緯がございます。

ただ、ながとろ苑の土地は今まで、皆さんもご承知だと思いますけれども、300万ちょっとかかっていたのです。それではということで、たとえ少しでも下げていただこうということで課長が掛け合ってくださいまして、昨年度からですか、278万になったのは。幾らか下げていただきました。

そういう経緯がございます。ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（板谷定美君） 9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 大体分かりました。全くシルバー人材センターも、ではいま一度よろしいですか、初めにできたときは、埼玉では一番初めなのだよ。それで、ある花園の議員になった友達が、染野のところへ研修にひとつ行ってみよう。それで、よかったのか悪いのだから知らないけれども、初めから赤字なのですかね、ちょっと調べて……

〔何事か言う人あり〕

○9番（染野光谷君） いいときもあったのですか、それこそ一番分かりやすいから聞いているのだけども。それだけ副町長さん、もし分かればお願いします。

○議長（板谷定美君） 副町長。

○副町長（齊藤英夫君） それでは、染野議員のご質問にお答えいたします。

シルバー、当初は赤字だったのかなということだったのですけれども、赤字にはなっていないと思います。過去の話なので、詳しいことは分からないのですけれども、今まで赤字になったということは聞いておりません。ここ数年でも、逆に町の補助金は減額になっております。それだけシルバー人材センターの運営がよくなったのではないかというふうに思っております。以前は1,000万を多分超えていたと思うのですけれども、今は930万ということで減額になっておりますので、赤字にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 次、質問ございますか。

○9番（染野光谷君） ない、終わった。ありがとうございます。私安心して眠れる。ありがとうございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 質問いたします。予算書の39ページで、中ほどに公用車購入費ということで378万4,000円計上されております。これは、町債が290万円ありまして、これを買うわけですけれども、町債が

約76%ぐらい出ている状態でやるのですが、これはもう車両も決まったり何かしているかと思うので、見積りしてある車とか、購入費とか、購入するお店とかというものを教えていただきたいと思います。

それから、43ページになるのでしょうか、総務課関係なのですが、自治振興対策費というのが今年、4年度は50万円ほど低くなっておりますけれども、いろいろ各行政区等の公会堂等を利用した、最近支え合い事業といいますか、健康増進事業が行われておりますけれども、それに際してエアコン等の設置がよく要望されているかと思うのですけれども、その要望を大体満たしている数なのでしょうか。まだそれとも、要望はあるけれども、今回のせていない、のせられなかったというところがあるのでしょうか。それをお聞きします。

それから、先ほどちょっと染野議員から質問がありましたけれども、59ページにながとろ苑の駐車場の278万3,000円というものがありますけれども、この土地借上料というのが、実際のところ第一小学校にしても駐車場であったり、中学校にはテニスコートであったり、またいろんな部署で、郷土資料館のところもあります。郷土資料館のところにつきましては、いわゆる酒屋との案分というか、その辺のところについてどういうふうに負担割合をしているのかを教えてくださいたいと思います。あそこの土地借上料、そういうふうなところで、まだほかにもありますけれども、主なところでその辺のところの土地借上料についてお聞きし、その単価というか、評価の各額というのは大体固定資産税を基にしてやっているのかなと思うのですけれども、その固定資産税に対する多分割合ですか、例えば3倍であれば300%という感じの評価になるかと思うのですけれども、そういうふうな形で分かれればといいますか、教えてくださいたいと思います。

それから、先ほど建設課長から、このA3判の地図を基に新設道路のことについて説明がありました。幹線1号線の歩道整備について、私も昨日質問させていただいたりしましたけれども、ロング40メートルは分かるのですけれども、ワイドというのが、普通道路なんかをする場合にワイドどのぐらいというのが出るのですけれども、ワイドが載っていない。特に先ほどの説明では、歩道整備というところで歩道整備2.5メートルというふうに書いてあります。言われたかと思うのですけれども、実際のところ測ってみると2.5メートルない状況でやっています。そうすると、2.5メートルないのであれば、実際のところ車道のほうも長瀬町道を整備するときには4メートル道路、4メートル道路と言われていながら、実際には車道部分については330ぐらいしかないというか、そんなような測りをしているのですけれども、その辺のところについてしっかりと歩道、いわゆる縁石部分を設けると、これから先は非常に筋交い等が困難になる場所になっています。実際今回一番行ったのは、3年度でできた終末といいますか、上のところの終わりは50センチぐらい線路側に寄った状態で終わっています。それはなぜかといったら、その先に民間住宅があるからということになっているわけです。ですから、そういうふうなことを含めていきますと、今歩道、歩く部分は、側溝の上を含めても約170センチぐらいなのです。2.5メートルの歩道を確保というふうな形で先ほど言われた中では。私は、あそこはぜひ、ここから先のところは縁石を造ってしまうと、本当の意味で直接住んでいる利用者も、通行する町民も非常に困ると思うので、その辺のところは縁石をしっかりした縁石でなくて、何か工夫したものを利用する。高さ二、三センチぐらいのものでまたげるぐらいのものにするのか、何かいろんな方法があると思うのです。そういう面で、結局しっかりと、この辺はもう縁石なんかされたら困るよねというのが地元の人たちの声でもあります。ですから、そういうことでありますので、これから先、まだ令和7年度まで順次やっていくというふうなことでありましたけれども、しっかりと見直しといいますか、やっていただきたいと思うし、住んでいる人はもちろん、通行

者も便利のように考えてやっていただきたいと思うところであります。

それから、昨年、3年度で整備されました町道の23号線が出来上がって、大変喜ばれているところなのですが、それに付随する、直結します50号線というところの工事が今回のっていません。50号線が整備されて、非常に23号線が生きてくるということにもなりますので、この工事のほうの継続といいますか、あれをぜひこれから考えていただきたいし、のっていない理由は何なのかも聞きたいと思います。

それからもう一つ、企財課長と建設課長にお聞きしたいのですが、緊急車両等の通行を含め利用者も多い長瀬町道49号線につきまして、一部区間を拡幅するだけで非常に通りやすくなるというところがあります。それで、結局要望も出したりいろいろしているのですが、毎年毎年上がりません。これは、建設課ではしっかりと要望を出しているように聞いているのですが、企財課長の段階で切られているような話であります。なぜそれは切ってしまうのか。お金がないのだったら、結局町の中でほかの費用もあるわけです。ですから、そういう面で少し余計に出してもできる、道は100万もあればできるぐらいの状態です。そういうふうなことも含めて、企財課長は必要道路をなぜ切るのか、そういうふうなこともお答えいただきたいと思います。

それから、グランピングのことにつきまして、昨日補正予算のほうでいろいろ話がありましたけれども、実際のところグランピングにしましてもサテライトオフィスにしましても、契約するのは最終的には町長が契約書を交わすことになるのだと思うのです。それで、今話合いしているような内容につきましては文書にもならないし、文書にまとめればそれはなるのでしょうけれども、そういうふうなことで、最終的な責任者が10年後、20年後、多分ここにいる人は全員関係していないかと思うのです。そういうふうな状況でありますけれども、文書だけはしっかり残しておくことが必要なので、ですからもし何も規定、決まりがないから、それでは借主が復旧費用を持ってくださいというふうなこともなりかねませんので、その辺のところは昨日から言っているように、しっかりと文面にして交わしておいていただきたいと思えます。とにかく我々は誰もいなくなってしまうと、文書だけが10年後、20年後に残っていくというところがあります。プールの解体で、本当に大変な費用を負担することになったわけです。あれだって、実際には秩父鉄道は大きく受益をしたわけなのです。利益を得たと思うのです。そういうことを含めたら、結構相当分負担してもらってもよかったのではないかと思うのですが、ただ全額持ってくれ、負担してくれということをやってしまった部分があるのです。そういうことにならないように、町長は契約するときに、これは私は、町は仲介するだけのことなのだから、その辺の責任は持てないということをしっかり明記したものを必要だと思うので、契約に際してぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、あと防犯灯言ったっけ。防犯灯の新設について、今回資料ちょっと予算見つからないのですが、全然予定していないのでしょうか。それとも5つぐらい予定しているのでしょうか、その辺をお聞きいたします。

以上、お願ひいたします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、39ページの公用車購入でございますが、こちらは昨日説明させていただきましたけれども、矢那瀬地区の児童の送迎用車両としている車が今年の3月31日でリースが満了となることから、役場の公用車の8人乗りのワンボックスを所管替えしてそちらに回す代わりに、新たに役場の公用車として購入するものですが、こちらのほうですが、車両はまだ決まっていません。8人乗りのワンボック

スということのみで、その予算を上げるに当たって見積りを取らせてもらいました。ですから、業者もこれからになります。見積り金額なのですけれども、378万3,800円となっております。ですから、予算書のほうには378万4,000円計上させてもらっています。公用車については以上です。

続きまして、43ページの自治振興対策費の18の負担金、補助及び交付金の地域振興対策事業補助金でございますが、こちらのほうが昨年度と比べまして50万減額になっているということなのですけれども、昨年は2行政区で72万円の申請がありました。令和4年度は1行政区、13万2,000円の申請がありまして、通常30万円は、ほかの行政区の20万円を超えない修繕のほうに充てるように30万円取ってございます。今回行政区のほうで、集会所の大規模改修、総務課のほうでは20万円以上の修繕等を行う場合は予算措置が必要となることから、前年の9月までに事業の内容等を総務課のほうに相談に来てくださいということをやらせてもらいまして、来年度は1件、13万2,000円の大規模改修がございます。

エアコンのほうなのですけれども、エアコンについてはうちのほうに、今のところそういった設置のほうは以前はあったのですけれども、相談はありますけれども、行政区の負担が2分の1負担していただかないとですので、その辺で相談はありますけれども、やはり行政区の持ち出しがあるものですから、そこでストップしているという例はあります。そんなところでございます。

〔「防犯灯は」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 防犯灯なのですけれども、防犯灯の新設予定は来年度はありません。新設はありません。ただ、修繕等には、球切れですとか故障、そういったものに対しての修繕費は計上させてもらっています。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

全体的な土地借上料の単価等のお話についてでございますけれども、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、現在町が借りている土地というのは、かなり歴史の古いものが多うございます。その時々で地権者さんと協議をして、契約額を決めているものというふうには認識しておりますが、その後、契約の更新の機会などを捉えて、土地の価格自体は最近では下がってきておりますので、それをベースに賃借料の見直しについて、それぞれの所管課で協議をいただいているところです。ちなみに、令和4年度当初予算で申し上げますと、中学校のテニスコート用地と中央公民館の敷地については、それぞれ4万3,000円、6万4,000円、予算ベースでいうと減額というふうになっております。

今後も、地価が残念ながら下がっているようであれば、そういったものを条件にして、見直しについて進めていきたいというふうには考えております。なお、土地の関係でお話のあった郷土資料館と長瀬蔵との境界割合については、所管課が産業観光課になりますので、そちらから答弁をさせていただきます。

また、長瀬49号線のお話をいただきました。要望を上げているが、予算がついていないという点でございます。長瀬49号線に限った話ではないのですが、道路、河川、橋とか橋梁、そういったものにつきまして全体的に俯瞰をしてみて、予算全体の規模だとか、起債の上限額だとか、優先度を踏まえて予算の査定をさせていただいているところでございます。

また、契約書の話、当初予算なので、サテライトオフィスの件としてお答えいたしますけれども、返す場合の条件などについてきちんと文書で残すというのは、もう行政的には当たり前のことでございますので、おっしゃっていただいたように、きちんと契約など文書で残そうというふうには考えております。よろ

しく願います。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

郷土資料館と藤崎惣兵衛商店の敷地についてのご質問でございますが、藤崎惣兵衛商店が起業する際に駐車場のちょうど真ん中辺りに線を引かまして、しっかりと分けて新たに土地の賃貸借契約を結んでおります。町が負担する土地の総面積ですが、4,056.8平米、藤崎惣兵衛のほうはちょっと分かりません。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 新井議員のご質問の中で出ました地区集会所等のエアコン整備でございますが、この後議案17号で提案いたします介護保険特別会計で、新たに通いの場整備事業補助金というものを設けておりますので、そちらのほうでまた説明差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、幹線1号線の歩道の幅につきましては、これは設計上は2.5メートルということになっておりますので、2.5メートルということでご説明をさせていただきました。

それから、車道部分がやっぱり狭くなってくるということもおっしゃっていただきましたので、これから工事する箇所につきましては、民家が大分近いところもございますので、その辺は昨年の説明会のときにおいても、住民の方には柔軟な対応で工事のほうは進めさせていただきますということで説明のほうはさせていただいてありますので、その辺に関しては決定ということではなくて、今年は2.5メートルということで先ほどご説明しましたけれども、今後につきましてはその辺は相談しながら、住民の方が不便をしないような形で工事のほうを進めていければというふうに考えております。

それから、23号線の関係、50号ということなのですが、23号線に関しましては、取りあえず国道から入っていくところが一区切りつきましたので、地権者の関係でお一人の方がお亡くなりになって土地の関係がいろいろ出てきておりますので、1年ちょっとお休みをさせていただいて、今後来年、4年度、5年度をめどに、また工事を再開できればというふうに今建設課のほうとしては考えております。

それから、49号に関しましては、建設課としてはあの路線全て、全延長を改良したいということで今考えておまして計画のほうしておりますので、入り口だけというふうなことではなくて、できれば道路は全て全線を開通させるような形で工事のほうは進めていきたいというふうに考えておりますので、要望のほうとか要求のほうはさせていただいているのですけれども、ちょっと先ほど企財課長のほうからもご説明ありましたけれども、予算の関係上、全体予算の配分を見て判断をされているということですので、そのような形になっております。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） いろいろお答えありがとうございました。

先ほど防犯灯に関しては、新設はないという話でした。予算に計上されていないのは誠に残念なのですが、毎年結局要望は幾つか出てきているかと思うのです。実際のところ、要望が出てきたら予算づけをするのか、それだったら前もって、先ほどの話ではないけれども、9月頃までに出してくれとかいう

のもあるのかもしれませんが、そんなに大きくないものであれば、新設もすぐできるということなのか、予備費から持ってきてでもやるのかということもあるので、結局向こう1年間、全然防犯灯の新設ができないということだけでなく、柔軟にぜひ心得ておいていただきたいと思うところであります。実際欲しいところもあって、昨年度なかった、3年度はできないということで諦めているところもあるのですけれども、そういうようなところもありますので、ぜひその辺で復活といいますか、柔軟な対応でできるような状況を用意していただきたいと思うところであります。

それから、建設課長は今49号線に関しては、全線改良を見ているといいますけれども、あそこのコース全線開通は、まず難しいと思うのです。そういうことで一発でいこうとすると、一番困難なところ、緊急車両が腹つかえて通り抜けられないような、また結局みんながこすりあって、ボディーの横をこすりながら走ってるような状況がいっぱいあるわけです。配送車なんか本当にお気の毒なような状態です。そういうふうなところでもありますので、そういうカーブのきつところを直してもらえれば、割と4トン車ぐらいは抜けていけるような状況であるから、それをあまり費用もかさまないし、やってほしいというところで思うわけです。それは全線ということ、建設課長、申請しているのですか。まず無理ですよ、それだったら。全くよっぽどの費用かかりますよね。だって、両側にうちがあって塀もできていたり何かしている。そういう建物に関して補償しないでやっていこうといいながら、道路改良、あそこのコースはできません。ある人が言いました。「このところは世田谷区みたいですね」って言われたのです。「なぜですか」って言ったら、「道が狭いのにかがっぱいある」というふうな例えをされたので、驚いたのですけれども、なるほど小路という狭い小さい道と書いた名前のところでもあります。そういうところでもありますけれども、だから全体的にあそこは広げるとはまず難しいし、すごく年限かかるし、費用もかかると思うので、実際に消防車両であるとか、救急車両であるとかいうものが通り抜けられるような状況に、一部直すだけでできるのだからお願いしたいということで前から頼んでいるところです。地権者も、よろしいですよということと了解しているのです。そういうふうなことがもう5年ぐらい続いています。そういうふうなことでありますので、全体をやるにしても、あそこのところは真っ先にやる必要は絶対にあるはずなので、ぜひともその辺やっていただきたいということで、もう一回査定で優先度の高いところをやっていくといいますけれども、毎年毎年後から来たものが優先度が上がって行ってしまって後回しになってしまったので、肝心なところはできないということになりますので、よろしく願いいたします。

それから、エアコンにつきましては、介護のほうからも費用が出るということで、要望のところはだんだんと満たされていって、町民が快適にモリモリ体操であるとか、地域活動ができればよろしいかと思えます。

そういうことで、建設課長、もう一度お願いいたします。幅が2.5メートルといっても、本当にあそこのところは実際には178センチぐらいですよ、設計で。だから、設計でこうなっているというふうに言われてしまうと全然違ってきてしまって、2.5メートル取ったら車幅が3メートルぐらいしかなくなってしまふようなところでもあります。そして、結局線路があって、線路の脇に非常にコンクリートの枠ができております。ですから、その足元がやっぱり30センチぐらい、ずっと道路走れる部分になってきていますので、本当に走れる、車両が使える部分というのは僅かしかないのです。ですから、そういうこともありますので、住民説明会も大事です。それから、そういうふうなことを想定して車両の交換とか、そういうことも想定した上でしっかりと検討してやっていただきたいと思うところです。枠ができてしまうと、縁石ができてしまうと、もうあとどうしようもないのです。ぜひお願いいたします。回答お願いします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

49号線に関しましては、一度に建設課のほうも全部、全路線をやろうとは思っておりません。議員がおっしゃっている場所から徐々に手をつけていってやっていこうというふうな計画は立てておりますので、そうした上で予算の要求のほうはしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

それから、幹線1号線のほうに関しましても、縁石のほうも設計にはあるのですけれども、柔軟な対応を取りながら、必要がちょっとないようなところ、例えば待避所が取れないようなところに関しましては、まず縁石のほうはつけないような形で工事のほうは進めていきたいというふうに考えておりますので、こちらのほうに関しましてもご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

〔「企財課長は」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） どうぞ、8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 2年前においでいただいて、活躍していただいたところでありますけれども、何か話によると、この3月でまたお帰りになるような話もちょっと聞いてしまうのですけれども、今までご活躍いただいてありがとうございます。それと同時に、先ほどからお願いいたしました件に関しましては、非常に緊急度を要することですので、ぜひとも次期後任者に引き継いでおいていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。どうですか。後任に引き継ぎますよの一言をお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 何か変な質問になったけれども、企画財政課長、よろしくをお願いいたします。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

派遣期間としては2年で示されておりますので、予定どおりであればこの3月までで戻るということになりませんが、まだ人事の内示等出ているわけではございませんので、最後まで全力で頑張らせていただきたいと思います。

その中で、長瀬49号も含めて課題はまだまだ山積しておりますので、異動となりましたら、しっかり後任のほうには引き継いでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） 今2人の議員さんがやられていたので、いっぱいもう外したので、いっぱいあるのですけれども、だからすなりと、それでちょこっということ……

〔「分かりやすく」と言う人あり〕

○7番（大島瑠美子君） はい、分かりやすくやります。

それでは、43ページの新で給水装置加入負担金というので、井戸の公会堂かどこかでなののですけれども、これは負担金、加入というのだから1回だけでいいのです、継続はしないのですよね。給水装置すると、あと加入負担金というので、1回だけの金額なのでしょうか。

それから、47ページの定住促進事業住宅取得奨励補助金の1,220万あるのですけれども、これ金額が大きいので、何件を予定しているのでしょうか。それを教えてほしいと思っております。

それから、あと61ページの社会保険費の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金の事務費繰出金が2,357万6,000円というのですけれども、これ職員の何人分、3人分なののでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、71ページの簡易水道債償還利息補助金242万5,000円ってありますけれども、これは何年まで続くのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、81ページの林業振興費の委託料の、新しく松くい虫予防薬剤注入業務委託料48万3,000円で井戸の36本を、宝登山、そちらのほう予定しているというのですけれども、今までこれは松くい虫だとかなんとかという、今になって、気候変動でもあって松くい虫がうんと増えたからというのでやるのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それから、87ページの道路維持費の12の委託料、新しく測量設計監理委託料が492万2,000円ですけれども、これ通学路って言いましたのですけれども、これはどこなのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員の報酬があるのですけれども、97ページ、これは教育委員というのは4名なのか、3名なのか、教育長もそこに入ってここにということではなくってなっているのでしょうかけれども、これはちょっと何名だが、教育委員の委員は何名で、プラス1が教育長になるのか、それを聞きたいと思います。はっきりしたこと知りたいので。

それから、111ページの文化財費の使用料及び賃借料の遺跡試掘調査用重機借上料13万2,000円なのですけれども、これ場所が大体分かっているからこれ借りてやるわけなのでしょうけれども、これは遺跡のところは長瀬町のどこにあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

以上です。すぐ答えられると思うのですけれども。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、水道の給水装置加入負担金なのですけれども、こちら井戸風布コミュニティ集会所、第5投票所になるところです。そこが、昨日も話しました井戸水のため、今回新たに上水道を引く、加入する関係で負担金を払うもので、1回限りでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

47ページ、定住促進の補助金の何件分かということでございますけれども、80万円の15件で1,220万というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（板谷定美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（相馬孝好君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

松くい虫の予防薬剤の注入業務委託料につきましては、今年急に出てきたものではなくて、令和2年度にも通り抜きの桜のほうの注入業務を行っております。今年度は、少し予算の関係で実施を見送ったところでございます。ですから、順次通り抜きの桜、野土山、蓬莱島という形で、薬剤の有効年数というのが3年から5年ありますので、その辺で予算の関係もあって、できる年とできない年もあるかもしれないのですけれども、順次やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、61ページの国保特会への事務費繰出金に該当する職員は何名かということでございますが、3名分を予定してございます。

また、71ページの簡易水道債償還利息補助金につきましては、令和19年度まで返済予定になってございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員の質問にお答えいたします。

教育委員の報酬ですが、これは教育長を含まない教育委員4名の報酬になっています。

それから、遺跡の試掘調査の重機借上料は、どこか場所が決まっているのかということなのですが、文化財のそこに遺跡があるというような場所、埋蔵文化財包蔵地というのですが、そこに土木工事をする場合は、1度町が試掘をするということが決まっておりますので、最近ですと家を建てるときに、そこが包蔵地に該当するので試掘をするというような場合が多いのですが、その分を試掘の費用として予算のほう上げさせていただいております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

測量設計監理委託料の場所ですけれども、中学校の校庭の押しボタンがありますが、それを線路側に向かって行ったところが本中7号線というところになります。あそこに、通学路の関係で歩道をちょっと整備したいということで、測量設計業務委託料ということで計上させていただいております。

以上でございます。

〔「いいです。もう終わりにして」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） よろしいですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 令和4年度一般会計予算について、人件費や公債費の削減に努めた等については、大変評価できる予算ではないかなと思います。しかしながら、1点目、町税収入はやや増加したが、法人税が増える施策が見受けられず、交付金、交付税頼りの予算の感が強く、今後の税収増につながるような予算になっていないのではないかと。

2、予算全体に占める使用料、利用料、管理委託料などの比率が高く、国によるデジタルトランスフォーメーション事業の追随傾向が見られるのではないかと。

3、教育の機会均等を早急に改善するための予算編成が見られるのではないかと。

4、事業内容で町税の持ち出しは少ないとはいえ、サテライトオフィス事業など先の見通しが立てられていない事業や、長瀬公園防球のネット設置など、過去の補填的な事業が盛り込まれている。

このような観点から、無理、無駄を省いた住民の暮らし優先の予算立てとは言えず、事業内容によっては組替えが必要と判断するために反対をします。

○議長（板谷定美君） 次に、賛成討論を許します。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） この議案は、令和4年度の総体的な当初予算であります。この予算が成立しないことには何も始まらないというところで、何をするにしましても、実際のところ予算が少しでもあるかないか、それから結局十分にあるかないかということで、予算を成立させておくことは、非常に受入れ口を用意するものでもあるし、出口をしっかりつくるものでもあるわけです。ですから、全町民の生活のかかっている予算でありますので、私は賛成したいと思います。

特に今回いろいろ厳しい財政状況の中でありましても、中学生が主に登下校に使っております信号機のところから線路側に向かう道路が、車両もあり、それから結局歩行者もありということで大変厳しい状況の危険なところでありましたけれども、これが歩道整備されるということでもありますけれども、車道も含めてしっかりと整備して、できれば歩道整備みたいな形で囲いをしないで、先ほど来言っておりますように縁石を設けないでできるように通学等に使ってもらえたら、みんなが結局、団地もありますし、結構な車両が出入りしてます。本当に右折するためにどうしたのかなと思うと、結局中から出てくる車を待っていてやるというふうなことで、譲り合いをしながらやっているところが、これ改良ができるかなという思いもあります。そういうふうなところから、地権者の協力は得られたということなのでしょうけれども、ぜひこの整備はしっかりと進めてもらいたいと思います。

こういうふうなことも含めて、町民の安心安全な生活を守ってくれる予算と思い、賛成させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和4年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（板谷定美君） 起立多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時31分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第2、議案第16号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものがございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8億7,537万7,000円となり、前年度予算と比較し2億6,145万1,000円、42.6%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第16号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

初めに、被保険者等の状況についてご説明いたします。令和4年2月末の世帯数は1,079世帯、被保険者数は1,706人で、前年対比31世帯の減、62人の減となっており、これらの方々に保険業務を行うものがございます。

それでは、令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書の130ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,537万7,000円とするもので、前年度と比較しますと2億6,145万1,000円、割合にしまして42.6%の増となっております。

主な内容につきまして、予算説明書に基づきご説明いたします。135、136ページを御覧ください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、1億1,728万5,000円を計上いたしました。

第1節医療給付費分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金分は介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4節から第6節までは、第1節から第3節までの滞納繰越分について計上したものでございます。

第2目退職被保険者等国民健康保険税は7万円を、第1目一般被保険者分と同内容の計算を行い計上したものでございます。なお、令和4年度におきましては、税率等の変更予定はございません。

続きまして、137、138ページを御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金は、6億6,638万8,000円を計上いたしました。

第1節普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるものでございます。第2節特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上などに対して交付されるものでございます。

ページ下側から次のページにかけて御覧いただきたいと思います。第8款繰入金第1項第1目一般会計繰入金の5,327万3,000円は、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から第5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれの法定負担分の繰入れを行うものでございます。

第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金3,534万1,000円は、基金より繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、143、144ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2,420万4,000円でございますが、職員人件費、それから埼玉県国保連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料など、国保を運営するための事務経費が主なものでございます。

第13節使用料及び賃借料のインターネット回線ID登録料は、国保連合会と専用通信回線がADSLから光回線へと変更になったことに伴う登録経費でございます。

第2項徴税费、第1目賦課徴収費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

続きまして、145、146ページを御覧ください。第12節委託料の未就学児均等割軽減に伴う国民健康保険システム改修業務委託料は、未就学児の均等割軽減判定をシステム内で行うために必要な改修費用でございます。

第2款保険給付費6億5,462万8,000円は、予算全体の65.5%を占めてございます。

第1項療養諸費は5億6,640万8,000円でございますが、被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うものでございます。

第2項高額療養費8,489万5,000円でございますが、被保険者が同一月内に病院、薬局などで受けた診療等に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

147、148ページを御覧ください。第4項出産育児諸費210万2,000円でございますが、被保険者の出産に対し一時金を世帯主へ支給するものでございます。

第5項葬祭諸費100万円でございますが、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し5万円を支給するものでございます。

第6項傷病手当金22万1,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者に傷病手当を支給するものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金1億8,444万7,000円でございますが、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金の財源として県が市町村から徴収するもので、次のページにかけての各項目を県に納付するものでございます。

第5款第1項保健事業費63万5,000円でございますが、医療費通知の送付代と健康寿命の伸長と医療費の削減を目的とした健康マイレージ関連に要した費用でございます。

第2項特定健康診査等事業費826万7,000円でございますが、次のページの12節委託料にありますとおり、被保険者に義務づけられている40歳からの被保険者の方々を対象とした特定健診、特定保健指導などに係る費用でございます。

以上で、議案第16号 令和4年度長瀨町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 1点質問させていただきます。今149ページで、保健事業費というのがありまして、

特定健康診断等の通知を案内してくれるところがありましたけれども、実際のところ施設に収容されていたり病院に入院していたりする、もう本当に超高齢的な方に対しても、健康診断、健康診査を受けてくださいというような通知が来るのです。そうすると、あれは確かに用紙としては印刷してしまったからあるかもしれませんが、やっぱりいろんな面で通信料というのがかかります。いろんな面で、全分野で無駄は省いていくことがよろしいかと思っておりますので、そういうふうなことも調べたり何かして、分かると思うのです、よく役場の中で横の連絡を取れば。そういうふうなことで、無駄な通信、通知はしなくても済むように検討してもらいたいと思います。

私のところで、実際のところそういうふうな通知を毎年毎年受けていて、もったいないのだよねって言うてはいるのだけれども、また翌年来ていと、来ていたというような状態でありましたので、特にお願いしておきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。難しいですか。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

高齢の方につきましては、これ今国民健康保険特別会計でございまして、40歳から64歳という形になりますので、一般会計のほうの健康事業費のほうで取り扱っております。ただし、特別養護老人ホームとか住所を移した施設はよろしいのですけれども、住所を移さない施設に入所している方だとか、なかなか把握できないのです。特に今コロナの関係もあって、ワクチン接種とかもあって、かなり事業が増えています。それなので、そういうことも分かる範囲では抜いているのですけれども、抜けないところもありますので、気をつけて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この国民健康保険特別会計のほうなのですが、大分額が高額になっているというふうに見受けられます。主な理由は、療養費とかそんなふうな形になるのかなと思うのですが、特にページでいうと、146ページに高額療養費というところがあります。これ等については、やっぱり年々増えていく傾向にあって、こういう額を出さざるを得ないという額なのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度と比較しまして、なぜ予算額が大きくなったかということでございますが、基本的には議員のおっしゃるとおりでございまして、被保険者の数の減少傾向と、それから新型コロナウイルスによる医療機関への受診控えが反動となりまして、医療費が増えるということが想定されたということでございます。主な理由でございまして。

また、高額療養費関係でございますけれども、申し訳ありません、今手元にはその辺の統計的なデータございませんので、ここではちょっとすぐお答えできません。よろしくお伺いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質問ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今課長の答弁、手元には細かい資料がないというふうなことなのではけれども、やはり健康寿命とかを延ばすとか、そんなふうなことからして、課をまたいでいろいろな事業をやっていると思うのです。特に食とか、そんなふうなことについても、やはりそれ効果を出していかなければ

なので、こういう高額医療費に関わるようなことをなるべく減らすようなということで、呼びかけのほうとか講座があったりとか、いろいろやっているようですが、参加をなるべく多くして、このような長瀬町民の人が、自分もそうですけれども、高額療養費を払わなければならないというふうな状況にならないような、難しいですけれども、課としてでも周知を広めるといえるのですか、ぜひそういう事業を来年度、だからこの4年度ですか、うまく進めていただけたらと思います。

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和4年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第3、議案第17号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億8,565万円となり、前年度予算と比較し2,325万4,000円、3.1%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第17号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書162ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,565万円とするものでございます。前年度当初予算7億6,239万6,000円と比較しますと、2,325万4,000円、3.1%の増となっております。

次に、予算説明書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、167、168ページを御覧ください。第1款保険料でございますが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせて1億5,024万8,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億7,877万5,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

次に、第3款支払基金交付金2億125万2,000円でございますが、保険給付費等の財源として、社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、県支出金1億1,510万9,000円でございますが、これも介護給付費等の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、169、170ページを御覧ください。第6款繰入金1億3,859万7,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業費等の財源として法定割合分を、また認定調査などの事務費等として一般会計から繰り入れる第1項一般会計繰入金1億1,990万9,000円、また介護保険給付費支払基金より繰り入れる第2項基金繰入金1,868万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。173、174ページを御覧ください。第1款総務費1,334万3,000円でございますが、第1項総務管理費は、介護保険システムソフトウェア利用料などの一般事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、介護保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、認定調査に係る認定調査員など会計年度任用職員の報酬や期末手当、主治医意見書作成手数料や介護認定審査会運営のための秩父広域市町村圏組合負担金などでございます。

次に、175ページ、176ページを御覧ください。第2款保険給付費7億2,385万1,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービス、住み慣れた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取付けなどの住宅改修等の費用でございます。

次に、177、178ページにまたがっております第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が要介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、在宅要支援者の指定介護予防サービスや認知症対応型介護サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、施設サービスを利用する要介護者の入居負担の軽減を図るため、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費について設定される負担限度額との差額に係る費用でございます。

次に、179、180ページを御覧ください。第4款地域支援事業費4,523万6,000円でございますが、高齢者が地域で自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援の訪問、通所サービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、比較的心身ともに健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防に係る費用でございます。なお、新規事業といたしまして、介護予防・通いの場

整備事業補助金150万円でございますが、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らすことができるよう、地域で集まり、地域づくりや介護予防などに取り組む通いの場を整備しようとする行政区に対し、補助金を交付するものでございます。

簡単に内容を説明いたしますと、高齢者の介護予防のための体操ですとか、それから今ちょっとコロナ禍でなかなか難しいのですが、サロン活動としての会食ですとか、高齢者同士が集まるというような場を月2回以上継続してやっていただけたところに対しまして、手すり等の設置、それからスロープの設置、洋式便座への改修、空調設備の設置、それから空気清浄機の購入などに対して補助するものでございまして、改修と備品購入を合わせて30万円を上限とするものでございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、181から184ページにまたがっております。要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、地域ケア会議推進事業、紙おむつ支給や配食サービス事業、成年後見制度利用支援事業、生活支援体制整備事業に係る費用でございます。

以上で、議案第17号 令和4年度長瀬町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、2点ばかりお願いします。

まず、174ページの要介護認定調査員報酬というのがあるのですが、この認定調査員というのはどういう資格の人で何名ぐらいいるのか、ちょっと基本的なことかと思いますが、お伺いします。

それから、175ページから、今課長にさっと言っていただいたところなのですが、175ページを見てみると、第2款の保険給付費とかこの辺は、昨年と比べて大まか介護サービス諸費とか増えているのです。ところが、介護予防サービス諸費あたりからこうやってみると、前年度比較マイナスになっているわけなのです。そうすると、あれ事業として介護予防とか、そういう予防サービスとか、そんなふうなものについて少し予算がマイナスで立てられているのかどうか、ちょっと数字だけ見るとそう思うわけなのです。そうすると、その先を考えたときに、また介護度が上がってしまって、そちらで多くかかるような推測がされるのですが、そこのところは大丈夫な予算なのかということについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、介護認定審査の関係でございますが、看護師の資格を持っている方2名を会計年度任用職員として雇用しております。

次に、事業の増加率の費用の関係でございますが、ここで言っている健康づくり事業などは、その後の一般介護予防事業等でございますが、ここはいわゆる要支援者とか、そういう形の方がそれ以上悪くならないというために使うサービスでございますが、実績に基づいて推計した額を計上させていただいております。なお、3年ごとに介護保険事業計画というのを定めて、資料を推計し保険料の算出をしているところでございますが、そこで出している保険給付費の伸びから比べれば、まだ今年度は右肩上がりというか、率が低くて、伸びが少なかったというのが全般的な感想でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほか質疑ございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、先ほど言ったような、これから要するに予防介護等に関して額を抑えていこうという形ではなくということ捉えてよろしいわけですね。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

この辺につきましては、本日の一般会計当初予算のほうでも、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、今その保健に関わらず、一体的に実施するのが効率的だということで、令和2年度から始めておりまして、そちらのほうに結構金額のほう多くつけております。ですから、こちらのほうは介護保険の事業として、法定割合分として町の負担が12.5%で済むような事業を入れていて、それ以外の後期高齢者医療連合からお金が来るような事業は一般会計のほうでやって、一体的に実施しているという形でご理解いただければなと思っております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 180ページの新事業で、介護予防・通いの場整備事業補助金ということで、先ほど私が総務課のほうに質問したエアコンの設備のことでやりましたけれども、今度こちらは上限30万円で、今回150万円の予算がついておりますけれども、5件まで予定しているのか。それで、結局この空調とか清浄機とかいろいろありましたけれども、空調だけでもいいのか。それから、結局2分の1負担とか、そういうこともなく上限30万で入れてくれるのか。例えば30万でぎりぎりいろんなことができれば、その30万そっくり出るのか、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

予算額的には150万円ということで、上限30万円、施設改修費が20万円と備品購入費10万円を予定しているところですので、同時に申請してもらった場合は上限は30万円という形になります。それを5件分予算上は計上しております。

なお、総務課の自治振興と目的が違いますので、あくまでも通いの場を推進するための補助という形になりますので、こちらのほうについては補助率は定めておりません。例えば35万円という場合であれば30万円まで、エアコンであれば上限が20なので、35万円かかった場合は20万円の補助に対して自己負担は15万円という形になります。備品購入、例えば体操をやるときにビデオを映すので、テレビが欲しいとかといった場合なんかも多分対象になってくるかなと思いますが、その場合なんかでも、あくまでも上限は10万円でございますので、超えた分はその行政区の負担となります。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○8番（新井利朗君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和4年度長瀨町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第4、議案第18号 令和4年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 令和4年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ1億2,134万1,000円となり、前年度予算と比較し1,116万4,000円、10.1%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第18号 令和4年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されており、町では保険料の徴収や保険証の引渡し、制度啓発などを行うものでございます。令和4年2月末現在の被保険者数は1,400人で、昨年同時期1,372人と比較し、28人の増となっております。

それでは、予算書の195ページを御覧ください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,134万1,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、1,116万4,000円の増額、割合にしまして10.1%の増となっております。

主な内容につきまして、予算説明書に基づき説明いたします。初めに、200、201ページを御覧ください。歳入でございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、9,318万9,000円を計上してございます。この保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合計額で、現年度分は特別徴収分保険料6,937万9,000円、普通徴収分保険料2,369万4,000円で計上してございます。また、保険料は財政の均衡を保つことができるよう保険料率を広域連合で定めており、令和4年度が改正の年に当たります。

第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、2,711万2,000円を計上してございます。

第1節事務費繰入金95万1,000円でございますが、保険料徴収などに係る経費に充てるものでございます。

第2節保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料の軽減分の補填材料として、2,616万1,000円を計上してございます。

第4款第1項第1目繰越金は、前年度からの繰越金として80万円を計上してございます。

続きまして、204、205ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費75万8,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受付などの事務に要する費用でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億1,937万8,000円は、被保険者からの保険料と、一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金の20万5,000円でございますが、所得の変更や被保険者の資格異動などにより生じた保険料の還付に充てるものでございます。

以上で、議案第18号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） 被保険者の数、世帯数をお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 新井議員のご質問にお答えします。

令和4年2月末現在で、被保険者は1,400人となっております。世帯につきましては、すみません、今手元の資料でないので、ちょっと調べます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和4年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第5、議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 財産の取得について（追認）の提案理由を申し上げます。

令和2年10月1日付で契約を行い、避難所における新型コロナウイルス感染症対策強化のための物品を取得したものでございます。

こちらの議案は、本来であれば契約前に議会の議決に付すべきものでございましたが、その手続を失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、遡って有効としたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第19号 財産の取得について（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入等につきまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、令和2年第3回長瀬町議会臨時会で補正予算に計上し、議決をいただき、令和2年度事業として実施したものでございます。

避難所内新型コロナウイルス感染症対策用資機材購入事業につきましては、令和2年9月30日に指名競争入札を執行し、1,021万2,994円で落札され、翌日の10月1日に落札業者と契約を締結したところでございます。本件は、予定価格が700万円以上となる契約であったため、本来であれば議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得の該当事案でありましたが、購入物品から財産という概念がなく、大変遺憾ながらその点を失念いたしまして、議会の議決を得ずに契約してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。

このため、本契約を契約日である令和2年10月1日に遡って有効とさせていただきたいため、本定例会において追認の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の概要についてご説明させていただきます。議案書を御覧ください。まず、名称につきましては、避難所内新型コロナウイルス感染症対策用資機材購入事業でございます。

次に、2の購入物品及び数量につきましては、記載内容、数量のとおりで、避難所内で使用する基本的な感染防止対策用品や簡易的な防護策として、発熱者対応等を行う職員が着用する消耗品でございます。また、避難所内での飛沫感染対策や、発熱、体調不良の方が出た場合などに臨機応変に対応するための個室タイプのパーティションなどでございます。このほか、水害対策用品及び発電機は、停電時や避難所への浸水対策として購入するもので、避難所としての機能を維持するためのものでございます。

続きまして、3、契約金額につきましては、消費税等を含んだ額で1,021万2,994円でございます。

裏面を御覧ください。4、契約の相手方は、埼玉県川口市本蓮1-1-9、星野総合商事株式会社、代表取締役社長、星野晃一郎であります。

以上で、議案19号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 財産の取得について（追認）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第6、議案第20号 財産の取得について（追認）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 財産の取得について（追認）の提案理由を申し上げます。

令和3年12月3日付で契約を行い、町からの行政情報を円滑に伝達することを目的として配備するデジタル簡易無線個別受信機を取得したものでございます。

こちらの議案につきましても、本来であれば契約前に議会の議決に付すべきものでございましたが、その手続を失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、遡って有効としたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第20号 財産の取得（追認）につきましても説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

新型コロナの影響で防災行政無線による情報伝達が増加している中、ワクチン接種の予約方法や災害時の避難所情報など、必要な情報を速やかに伝達するため、高齢者世帯など放送内容が聞き取りづらい状況にある家庭に対し戸別受信機を購入し貸与するに当たり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、令和3年第4回長瀬町議会定例会で補正予算に計上し、議決をいただき、令和3年度、本年度事業として実施しているものでございます。

デジタル簡易無線戸別受信機整備事業につきましても、令和3年12月3日に指名競争入札を執行し、2,156万6,850円で落札され、同日落札業者と契約を締結したところであります。

先ほどの議案第19号と同様で、本件は予定価格が700万以上となる契約であったため、本来であれば議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るべき財産の取得の該当事案でありましたが、長瀬町仕様の機器の製造請負と判断したことから、大変遺憾ながらその点を失念いたしまして、議会の議決を得ずに契約してしまったものでございます。度重なる事

務処理の不手際がありましたことにつきまして、大変申し訳ございませんでした。

このため、本契約を契約日である令和3年12月3日に遡って有効とさせていただきたいため、本定例会において追認の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容についてご説明させていただきます。議案書を御覧ください。まず1、名称につきまして、デジタル簡易無線戸別受信機整備事業でございます。

次に、2、購入物件及び数量につきましては、記載内容、数量のとおりで、戸別受信機1,000台と、その戸別受信機に電波を送信する再送信装置及びアンテナを長瀬町役場と長瀬第二小学校、それぞれ屋上に設置するものでございます。

続きまして、3、契約金額につきまして、消費税等を含んだ額で2,156万6,850円でございます。

4、契約の相手方は、埼玉県さいたま市南区辻1丁目3番18号、埼玉田中電気株式会社、代表取締役、田中栄三であります。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 時間もないけれども、ちょっと聞いてみます。こういうときには、ダニみたいなものがすぐ売り込みに来るのだよね、失礼ですが、議事録載っていいのだから。だから、ある程度はこういうときは、今遅いけれども、決まってしまったのだからしょうがないけれども、ダニがつきものなの、はっきり言って。全てそう、こういう大事な時期にダニが吸いついてくるのです。だから、そういうことはよく議会というのがあるのだから、今こうですって言っていますけれども、議会に知らせて、そういうことはあれしてからしてください。ダニですよ、いいですか。全てダニがつきものなのだから。議事録うんと載っていい、削除しないでください。国でも何でもそう、全てダニがつきものなの、それだけの意見だ。

○議長（板谷定美君） 答弁はよろしいですか。

○9番（染野光谷君） 答弁要らないよ。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 財産の取得について（追認）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第7、議案第21号 財産の取得の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 財産の取得の変更についての提案理由を申し上げます。

先ほど議決を受けましたデジタル簡易無線戸別受信機の取得について、配送数の変更により契約金額を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第21号 財産の取得の変更につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

先ほどの議案第20号で議決をいただいたデジタル簡易無線戸別受信機整備事業につきまして、戸別受信機を配付するのに当たり、自宅への配送か、役場等での受け取りについて希望者を募ったところ、当初予定していた配送数を下回ったため、配送料を減額するのに当たり契約金額を変更したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容ですが、1、名称につきましては、デジタル簡易無線戸別受信機整備事業でございます。

次に、変更理由については、デジタル簡易無線戸別受信機の希望者への配送数を500台から112台へ変更することに伴い、配送料を減額するものでございます。

続きまして、3、契約金額ですが、変更前が消費税を含んだ額で2,156万6,850円、変更後が消費税等を含んだ額で2,135万7,850円になります。変更による減額ですが、消費税を含んだ額で20万9,000円の減でございます。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 財産の取得の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第8、議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）の提案理由を申し上げます。

地方公共団体が損害賠償の額の決定や和解を行う場合、地方自治法第96条の規定に基づき、事前に議会の議決を得ることが必要でありましたが、このたび議決を得ることなく処理していた事案があることが判明いたしました。大変申し訳ございませんでした。

つきましては、遡って有効とさせていただきたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

地方公共団体が損害賠償の額の決定や和解を行う場合、地方自治法第96条の規定に基づき、事前に議会の議決を得ることが必要でありましたが、このたび議決を得ることなく処理していた事案があることが判明いたしました。

今定例会に、次に審議されます議案第23号を提出するに当たり、庁内において再度事務処理状況を確認いたしました。その結果、平成16年6月定例会にて損害賠償の額を定めることを議決して以降、議決すべき事案がありながら議案の提出が漏れていた案件が5件ありました。以前までは、保険会社からの保険金を一般会計の歳入に計上し、相手方への賠償金を歳出予算に計上しており、その予算と併せて損害賠償の額を定めることを議案として提出していました。その後、保険金を事故の相手方に直接支払えるようになり、予算計上を伴わなくなったことから、議決が不要と考えるようになったのが原因ではないかと思われま

す。つきましては、平成28年度まで遡って有効とさせていただきたいため、本定例会において追認の議決を求めるものでございます。

それでは、それぞれの事案の内容についてご説明させていただきます。議案書2枚目の別紙を御覧ください。

初めに、平成28年度の事案につきましてご説明いたします。1件目の相手方は、長瀬町在住者の方でございます。事故の概要につきましては、平成28年7月1日、大字矢那瀬地内において道路管理のための除草剤を散布したところ、風等の影響により霧状になった除草剤が飛散し、事故発生場所で生育していた出荷用花卉が枯れてしまったものでございます。この事案の損害賠償の額は29万7,259円でございます。

2件目の相手方は、深谷市在住者の方でございます。事故の概要につきましては、平成28年7月2日、

大字長瀬地内の路上におきまして歩行していたところ、道路上の段差につまずき着用していた衣類が損壊したものでございます。この事案の損害賠償の額は1万5,000円でございます。

次に、平成29年度の事案についてご説明いたします。相手方は、横浜市在住の方でございます。事故の概要につきましては、平成28年11月12日、大字長瀬地内の防護柵等の安全施設がまだ未設置であった歩道整備工事箇所におきまして、紅葉ライトアップ観賞後に上長瀬駅まで移動途中、路上が暗く歩道が続いているものと認識して進入し、段差により転倒しけがをしたものでございます。事故発生は平成28年中でありましたが、示談が平成29年10月13日となりましたので、平成29年度に記載しているものでございます。この事案の損害賠償の額は119万4,289円でございます。

次に、平成30年度の事案についてご説明いたします。相手方は、長瀬町在住の方でございます。事故の概要につきましては、平成30年11月2日、保健センター敷地内におきまして除草作業中、草刈り機で相手方の所有する自動車を傷つけたものでございます。この事案の損害賠償の額は4万2,500円でございます。

次に、令和2年度の事案についてご説明いたします。相手方は、長瀬町在住の方でございます。事故の概要につきましては、令和3年3月15日、長瀬町役場の確定申告会場におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として来場者の検温と消毒を行っていたところ、誤って相手方の額に消毒液を噴射してしまい、その液を目に入れてしまったものでございます。この事案の損害賠償の額は2,040円でございます。

今回の事案は、事務処理に当たり関係法令等の認識を欠いていたことが原因であり、大変申し訳ございませんでした。今後は、職員の意識強化を図るとともに、担当部署だけでなく、損害賠償保険を所管する総務課で議案提出の有無についてチェックを行うなど、再発防止に努めてまいります。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この中で、3点ばかりお伺いします。

まず、矢那瀬地内で除草剤ということなのですが、これは要するに町で除草剤を散布してきたとか、そういう事案かどうか。

それから、横浜市在住の方については大分額も多いので、これはかなりのけがをしたであろうと想定しますが、そうなのかどうか。

それから、その下の保健センターについても草刈り機であるから、これ町職員が草刈り機をやっていたとか、全然そういう他の民でやっていたことではないということかどうか、これは法的措置に従って示談を成立とか、そういうことなのかということについてお伺いします。

○議長（板谷定美君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

それぞれ担当課のほうでその辺は説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、矢那瀬地内の除草剤散布に関しまして、こちらは建設課のほうで道路愛護のほうに委託をさせていただいております、シルバー人材センターの方に除草剤を散布していただきました。その際に、出荷用の栽培していた花卉、クジャクソウ、そこからアスター、それからダリア、この3種類の花や草が、除

草剤がかかってしまって枯れてしまったということとなっております。この事故の後には、除草剤のほうは道路のほうには散布しないような形をとっております、できる限り除草、草刈り機のほうを使用しているということで対応しております。

続いて、横浜市の方の関係ですが、こちらはちょっと額が多くなっておりまして、先ほど総務課長のほうでご説明した内容の事故でありました。その際に、足首を骨折されて入院を40日、それから通院その後また25日かかっております。ということで、賠償額がこの額になったということになっております。現在この場所につきましては、事故後なのですが、道路照明灯を設置して防護柵を設置をさせていただいております、安全に歩行できるような対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

保健センターの事故につきましては、町職員が除草をしていたところ、不注意で近くにあった車を傷つけてしまったというものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、例えば矢那瀬地内のことについてはシルバー人材センターがということになると、シルバー人材センターで保険等が適用とかそういうふうにならなくて、一応町で頼んだことなので、町のという事業ということですね。

それから、2番目の入院については、例えば裁判になってとかいうことではなくて、保険会社を通じての要するに示談成立と、そういうことで考えてよろしいのかどうか。

以上です。

○議長（板谷定美君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

シルバー人材センターのことにしましては、町で契約をさせていただいて、町のほうで委託をさせていただいていることですので、町で賠償させていただきました。

それから、示談の関係ですけれども、全て保険会社さんのほうとやり取りをしていただいで、示談のほうは成立させていただいたということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 損害賠償の額の決定及び和解について（追認）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（板谷定美君） 日程第9、議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解についての提案理由を申し上げます。
長瀬二小放課後児童クラブにおいて発生した事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（板谷定美君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。
健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長提案のとおりでございます。

それでは、議案を御覧ください。議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

1、相手方、長瀬町民。2、事故の概要、令和3年4月16日、長瀬二小放課後児童クラブにおいて保育中の児童が、放課後児童支援員等による観察の下で長瀬第二小学校校庭の遊具を利用していたところ、誤って落下し、左手を骨折したもの。3、損害賠償額76万7,230円。4、和解の内容、町から相手方に前項の損害賠償金を支払い、それ以外には双方間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

なお、損害賠償の額が大きいのは、先ほどの事案でもありましてとおり、入院を伴うけがでございましたので、金額的に大きくなっております。

以上で、議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解についての説明とさせていただきます。

- 議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。
9番、染野光谷君。

- 9番（染野光谷君） 遊具に何か過失があってとかそういうのではなく、自分で、ただ落ちて腕を折っかいてこういう補償、町はするのですか。

〔何事か言う人あり〕

- 9番（染野光谷君） ああ、そうですか。大変ですね。そう思った。分かりました。

76万というと、失礼ですが、1か月ぐらい入院したのですか。そういうのも分からない、ではちょっと。

- 議長（板谷定美君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中畝康雄君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

今回の事故については、放課後児童クラブに来ている児童が、その放課後児童クラブの時間中にけがを

したということで、管理ができていないという形のこともあったということで、このような形になりました。

おけがをされたお子様、それからご両親については、非常に入院も長くなりまして、ご迷惑をおかけいたしました。入院につきましては7日間なのですが、通院が26日間という形がありまして、それに対します看護料ですとか通院交通費、それから入院の慰謝料等を含めて、町が加入しています保険のほうから支出されるというものでございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑ございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） こういう大事な問題ですから、町のお抱えしている弁護士、そういうのは入らないでこういう示談になったわけですか、失礼ですが。町には町つきの新井兄三郎なんていう秩父の弁護士が昔はいたのだよね。それで、そういう方が入らないで、こういう示談で終わるということですか。

〔「そうです、保険屋で」と言う人あり〕

○9番（染野光谷君） 保険金で、町が入っている。それでは分かりました。

○議長（板谷定美君） 分かりました、よろしいですか。

ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第24号 皆野・長瀬下水道組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 皆野・長瀬下水道組合の規約の変更についての提案理由を申し上げます。

浄化槽法の改正に伴い、皆野・長瀬下水道組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第24号 皆野・長瀬下水道組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたとおり、浄化槽法の改正に伴い、皆野・長瀬下水道組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表を御覧ください。第3条第3号及び第14条第2項第5号中「浄化槽市町村整備型事業」を「公共浄化槽の設置及び管理」に改めるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、施行期日でございますが、この規約は埼玉県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 皆野・長瀬下水道組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第25号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 長瀬町教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日から2期6年にわたりまして長瀬町教育委員会教育長としてご尽力いただいております。

す野口清氏が、令和4年3月31日をもって任期満了になることに伴い、後任として井深道子氏を任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

井深道子氏は、中野上区にお住まいで、昭和57年から寄居町、皆野町の小学校教諭、平成16年から秩父市、皆野町の教育委員会指導主事、平成21年から秩父市の小学校教頭、平成22年から秩父市の小学校校長、平成26年から秩父市教育委員会主任指導主事兼事務局次長兼学校教育課長として勤務、平成29年には秩父市の小学校校長に戻られて勤務した後、令和2年3月に定年退職されました。退職後も、再任用職員として秩父市の小学校校長として勤務し、現在もご活躍いただいております、非常に教育行政に経験豊富な方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

9番、染野光谷君。

○9番（染野光谷君） 余分ではないですが、教育長さん、ご苦労さまでした。長瀬町も、いろいろな方が教育長になりました。いい教育長だったなと思います。県の悪口を言っては失礼ですが、県から来る教育長ではちょっと味がなかったけれども、どうも本当にご苦労様でした。あとはなし。

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時10分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民課長より、先ほどの村田議員の質問に対しての答弁がございましたので、よろしく申し上げます。

町民課長。

○町民課長（玉川 真君） 議案第16号 国民健康保険特別会計予算の審議の中でご質問がありました、村田議員からの高額療養費の動向についてどうかということですが、11月補正で9,277万8,000円を計上させていただきまして、当初予算と比べますと少し減少傾向が見られることになってございます。

それからもう一件、第18号議案の後期高齢者医療特別会計予算の中で、新井議員からご質問がありました世帯数ということでございますが、今日現在で調べますと約1,200世帯ということになります。また、後期高齢者医療は世帯のカウントと関係なくやっているものですから、なかなかちょっと難しいかと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。



◎議員提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第12、議員提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に議員から提出された議案は、発議第1号から発議第3号までの3件でございます。議案はお手元に配付してあるとおりでございます。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第13、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

議案の内容について、提出者の大島瑠美子君の説明を求めます。

7番、大島瑠美子君。

○7番（大島瑠美子君） それでは、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則についてをご説明いたします。

今回の改正は、議会における発言の要求方法を現状の要求方法に直し、議員以外の者の発言に関する規定を明記するとともに、会議録署名人数の削減を行うため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。後ろの3枚目に載っています。見てください。よろしいですか。

では、第51条の発言の要求の第1項及び第2項におきまして、「起立」を「挙手」に改正するものです。

また、同じ第51条と第64条の発言の取消または訂正において、議員以外の者の発言に関する規定を追加するものです。議員以外の者は、執行部の方々や監査委員等を想定しています。

さらに、令和3年10月12日に開催した全員協議会の検討結果を踏まえ、第126条の会議録署名議員の人数を「3人」から「2人」に改正するものです。

1ページに戻りまして、別紙の附則を御覧ください。改正規則の施行日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の説明を終わります。

議員の皆様のご賛同をいただきまして可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則は、委員会の付託を省略します。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第14、発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書を議題といたします。

議案の内容について、提出者の新井利朗君の説明を求めます。

8番、新井利朗君。

○8番（新井利朗君） それでは、発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書についてご説明いたします。

議案を1枚めくっていただき、意見書を御覧ください。森林環境譲与税の創設関係については省略させていただきます。

中段付近を御覧ください。森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

配分比率は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数で案分するとされていることから、人口が集中する都市部への配分が大きくなり、森林整備を必要とする当町のような小規模な自治体への配分が小さくなっているのが現状でございます。

このため、国土を守り森林資源を守る山間地域の小規模な自治体に多くの森林環境譲与税が配分されるよう、配分比率を見直すことを強く要望するものでございます。

具体的な内容ですが、1つ目として、配分比率について人口の比率を下げ、私有林人工林面積、林業就業者数の比率を上げ、真に必要としている自治体への配分を増額すること。

2つ目として、森林を有しない自治体における森林環境譲与税については、流域治水等の考えを踏まえ、

上流域に所在する森林を有する自治体との協業による森林整備の推進・木材利用等の施策について、国・省庁における流域治水プロジェクト等のコンテンツを積極的に提供し、それら自治体間のつなぎ役となり有効に活用されるための施策を講ずることとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

なお、提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣でございます。

以上で、発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書の説明を終わります。

議員皆様のご賛同をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書は、委員会の付託を省略いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第2号 森林環境譲与税の配分比率見直しに関する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。



◎発議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第15、発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議を議題といたします。

議案の内容について、提出者の野原隆男君の説明を求めます。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議。

それでは、発議第3号のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議についてご説明いたします。

議案を1枚めくっていただき、決議文を御覧ください。皆様もご存じのとおり、国際社会が強く自制を求める中、本年2月24日に、ロシアはウクライナに軍事侵攻を開始しました。連日報道されているように、ロシアの攻撃は市街地にまで拡大し、ウクライナ国民の生命と財産を脅かしている状態です。また、数百人の犠牲者が出ているとの国連の公表もあります。誠に遺憾です。

今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法及び国連憲章違反であり、断じて容認することはできません。

よって、長瀬町議会として、今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対して強く抗議するとともに、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちにすべての軍隊を完全に撤退させ、国際法に基づく誠意を持った対応により一刻も早く平和的に解決することを強く求め、決議するものであります。

以上で、発議第3号のロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議の説明を終わります。

議員の皆様のご賛同をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議は、委員会の付託を省略いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する抗議決議を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育常任委員会所管事務調査の委員長中間報告の件

○議長（板谷定美君） 日程第16、総務教育常任委員会所管事務調査の委員長中間報告の件を議題といたします。

総務教育常任委員会委員長から、所管事務調査について中間報告をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり中間報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長から、所管事務調査について中間報告を受けることに決まりました。

総務教育常任委員会委員長の発言を許します。

5番、村田徹也君。

○総務教育常任委員長（村田徹也君） それでは、総務教育常任委員会調査中間報告。

当委員会では、教育の現状について、高齢化の現状についてを継続審査するというものでありましたが、高齢化の現状については、コロナ禍のために次年度に延期することとしました。

調査目的は、幼児、児童、生徒の教育の進捗状況の把握。調査方法は、現地視察調査、資料及び委員会による討議、調査期日は以下に示したとおりです。

調査結果。本委員会では、教育に焦点を当てて1年間調査を行った結果、意見等は次のとおりです。

なお、先ほども申しましたが、町内の学校や福祉施設等の視察等は、コロナ禍で延期ということにさせていただきます。

では、内容についてご説明いたします。裏面になります。当町の人口は減少傾向にあり、当町の小中学校は小規模校に分類され、特に第二小学校においては過小規模校として複式学級の実施が見込まれております。このことから、教育の目的である教科や技能の習得、集団の中で多様な経験を積むことによる思考力、表現力や判断力などを養うことに関して、学校間格差が生じることが危惧されます。

次に、調査の内容ですが、当委員会では、複式学級を導入している皆野町立三沢小学校を視察しました。三沢小学校においては、6学年のうち4学級が複式学級となっていました。技能教科以外はおおむね学年別、単学級単位で授業が進められておりました。これは、皆野町が公費により加配教員配置や、教育委員会所属教員の派遣などを配慮したことによる授業形態の確保がなされていたことによる大きいと思われる。

そして、中間報告として、当町では町内3校、各学校とも児童生徒数が減少していて、小学校2校間での格差が広がり、中学校でも近々1学年が単一学級となってしまうことが見込まれる。特に第二小学校では、令和4年度から複式学級の導入が見込まれ、教科指導のみならず、切磋琢磨し生きる力を養うよう、実施方法に配慮、検討の必要があるでしょう。

今後は、小中一貫教育の実施も視野に入れること、長期的な展望を視野に入れて教育を展開することが必要ということを調査いたしました。

以上で中間報告を終わりにします。



◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（板谷定美君） 日程第17、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育

常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は、議長に委任することに決まりました。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、25件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し対応してまいりたいと存じます。

なお、今後の予定でございますが、小中学校の卒業式及び入学式についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため規模を縮小し、ご来賓の招待はせず、卒業生または新入生と教職員、その保護者のみで行う予定でございます。卒業式につきましては、中学校は3月15日の火曜日、小学校は24日の木曜日、入学式については、中学校は4月8日の金曜日、小学校は11日の月曜日でございます。在校生の式典への参加につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ICTを活用したオンラインによる配信などを検討しているところでございます。

新型コロナウイルスの発生状況によりましては、各種行事の実施方法が変更になる場合がございますが、関係者の皆様にはご理解、ご協力をお願いいたします。新年度も、当面する事業、課題などに対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣言

○議長（板谷定美君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和4年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時36分